

高松市・国分寺町合併協議会
第 1 1 回 会 議

附 属 資 料（新 規 提 案 分）

目 次

1	「人権啓発事業について」に関する資料（協議第44号）	1 ~ 7
2	「児童福祉事業について」に関する資料（協議第45号）	8 ~ 33
3	「環境対策事業について」に関する資料（協議第46号）	34 ~ 50
4	「建設関係事業について」に関する資料（協議第47号）	51 ~ 80
5	「上水道事業について」に関する資料（協議第48号）	81 ~ 94
6	「下水道事業について」に関する資料（協議第49号）	95 ~ 105
7	「社会教育事業について」に関する資料（協議第50号）	106 ~ 132
8	「文化振興事業について」に関する資料（協議第51号）	133 ~ 156
9	「その他の事業について」に関する資料（協議第52～54号）	157 ~ 171

「人権啓発事業について」に関する資料

人権・同和問題啓発事業について	2～3
人権擁護委員推薦について	4
個人給付等事業について	5
運動団体等補助・委託事業について	6
隣保・児童館管理運営事業について	7

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-4 人権啓発事業	
分類	人権・同和問題啓発事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	国 分 寺 町
1 人権教育・啓発 講演会事業	<p>人権・同和問題の正しい理解と実践について調査研究を行うとともに、市民、教職員及び社会教育団体等を対象に人権教育・啓発事業を推進するため講演会等を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同和問題講演会の開催(年1回) ・ 同和教育研修会の開催(年1回) ・ 平和と人権を守る市民のつどいの開催(年1回) 	<p>高松市と同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権講演会の開催(年1回) ・ 人権を守る坂出・綾歌ブロック集会の開催(年1回) (坂出・綾歌ブロック人権啓発推進会議と共催) ・ 人権セミナーの開催(年4～5回)
2 人権週間等 啓発事業	<p>国・県を挙げて取り組んでいる同和問題啓発強調月間と人権週間に呼応した啓発事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同和問題啓発強調月間(8月) 街頭啓発キャンペーン(香川県等と共催) ・ 人権週間(12月) 人権啓発作品展等 街頭啓発キャンペーン ・ 人権擁護委員の日等(6月) 街頭啓発、パネル展等 	<p>高松市と同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同和問題啓発強調月間(8月) 街頭啓発キャンペーン(香川県等と共催) ・ 人権週間(12月) 街頭啓発キャンペーン(人権擁護委員主体) 小中学生による「私の考えを語る会」・「人権 展覧会」(坂出綾歌ブロック主催) ・ 人権擁護委員の日等(6月) 人権フェスティバル(香川・綾歌地区6町と共催)
3 人権教育・啓発 研修事業	<p>同和問題をはじめとする人権課題について深い認識と差別解消へ向けた意識の高揚を図るため、企業等に対して研修会を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内民間企業等に対する研修 (人権・同和問題指導者研修) ・ 地域住民に対する研修(41公民館) 	<p>高松市と同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 坂出・綾歌企業同和教育推進協議会研修(総会時に実施) ・ 明るい町づくりのための映画のつどい(町民を対象として町内90会場で実施)
4 親子で人権を 考える会	<p>児童・生徒及び保護者に対し、人権意識の普及・高揚を図るとともに、小・中学校における人権尊重教育の充実に資するため「親子で人権を考える会」を開催し、正しい人権教育の確立と向上を図る。</p>	<p>該当なし。</p>

部 会 名	市 民 ・ 教 育
-------	-----------

問 題 点 ・ 課 題
啓発事業内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-4 人権啓発事業	
分類	人権・同和問題啓発事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
5 小学校、中学校(園)要請訪問	幼稚園、小学校、中学校長からの要請に基づき、各校の教員の児童等に対する人権教育の在り方を指導主事により指導する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園数-18園 ・ 小学校数-41校 ・ 中学校数-18校 	該当なし。
6 人権集会開催	幼稚園、小学校、中学校において、人権教育の成果を踏まえた児童等の実践発表会を開催する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園数-18園 ・ 小学校数-41校 ・ 中学校数-18校 	中学校において、人権教育の成果を踏まえた弁論大会を開催する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校数-1校
7 人権教育・啓発資料等の作成配布	各種研修資料を作成するとともに、ビデオテープを購入し、市民・企業に対して人権教育・啓発事業を積極的に推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権教育・啓発研修資料の作成・配布 ・ 人権教育・啓発パンフレット、リーフレットの作成・配布 ・ 人権・同和教育のビデオテープの購入 ・ 啓発ポスターの配布 ・ 啓発用立看板、懸垂幕の設置 	高松市と同じ。

部 会 名	市 民 ・ 教 育
-------	-----------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-4 人権啓発事業	
分類	人権擁護委員推薦	
	現 況	
項目	高 松 市	高 国 分 寺 町
1 人権擁護委員の推薦	高松法務局からの推薦依頼を受けて、候補者を決め、議会の同意を得た後、高松法務局に推薦している。	高松市と同じ。
2 委員数	20人 人権擁護委員定数規程に基づく委員数は19人であるが、活動充実のため増員を要望し、平成5年12月に特別定数として1人増員となっている。	6人

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
人権擁護委員については、人口規模により定数が定められており、合併後においては委員数が20人となる。

対 応 策
委員数の増員について、高松法務局に要請する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-4 人権啓発事業	
分類	個人給付等事業	
現 況		
項目	高 松 市	高 国 分 寺 町
1 給付等の目的	対象地域に居住する住民の職業の安定、教育の充実、社会福祉の増進などを図り、同和問題の解消を図る。	高松市と同じ。
2 給付等	① 委託職業訓練 ② 就職支度金 ③ 保育所入所支度金 ④ 保育料減免 ⑤ 入学支度金 ・高等学校、高等専門学校 ・大学、短期大学 ⑥ 各種学校等入校支度金 ⑦ 専修学校等就学奨励費 ⑧ 該当なし。 ⑨ 該当なし。 ⑩ 該当なし。 ⑪ 該当なし。 ⑫ 該当なし。 ⑬ 該当なし。 ⑭ 該当なし。 ⑮ 該当なし。 ⑯ 該当なし。 ⑰ 該当なし。 ※平成17年度見直し予定	① 委託職業訓練 ② 就職支度金 ③ 保育所入所支度金 ④ 保育料減免 ⑤ 入学支度金 ・高等学校、高等専門学校 ・大学、短期大学 ⑥ 各種学校等入校支度金 ⑦ 専修学校等就学奨励費 ⑧ 結婚式費 ⑨ 葬祭費 ⑩ 保育所進級支度金 ⑪ 妊産婦手当 ⑫ 就園就学等支度資金 ⑬ 就園就学奨励奨学金 ⑭ 進級支度資金 ⑮ 修学旅行費 ⑯ 通学費 ⑰ 下宿費 ※平成17年度見直し予定

部 会 名	市民・健康福祉・教育
-------	------------

問 題 点 ・ 課 題
給付等の種類に差異がある。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-4 人権啓発事業		部会名	市民・教育
分類	運動団体等補助・委託事業			
	現 況			
項目	高 松 市	国 分 寺 町		問 題 点 ・ 課 題
1 補助・委託事業	<p>1 補助事業 (目的) 同和問題の早期解決を図るため、運動団体等に助成し、その事業活動の促進を図る。 (補助対象) ① 運動団体に対する補助 ・部落解放同盟高松市連絡協議会 ・自由同和会高松市連合会 ・全国部落解放運動連合会高松市協議会 ・全日本同和会高松市連合同和会 ② 社会教育団体に対する補助 ・子ども育成会ほか9団体</p> <p>2 委託事業 (目的) 運動団体に事業委託し、同和問題の早期解決を図る。 ・対象地区住民に対する啓発活動 ・対象地区住民の生活の安定を図るための就労促進、学力向上等の相談・指導助言活動 ・同和問題解決を図るために必要な指導者育成活動 (委託対象) 運動団体に対する委託 ・部落解放同盟高松市連絡協議会 ・自由同和会高松市連合会 ・全国部落解放運動連合会高松市協議会 ・全日本同和会高松市連合同和会</p> <p>※平成17年度見直し予定</p>	<p>1 補助事業 (目的) 高松市と同じ。 (補助対象) ① 運動団体に対する補助 ・部落解放同盟新居支部 ② 社会教育団体に対する補助 ・五月こども会 ・白寿会</p> <p>2 委託事業 該当なし。</p> <p>※平成17年度見直し予定</p>		<p>・補助対象団体に差異がある。 ・国分寺町では、運動団体に対する委託事業を実施していない。</p>
				対 応 策
				<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p>
				調 整 案
				<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-4 人権啓発事業		部会名	市民
分類	隣保・児童館管理運営事業			
	現 況			
項目	高 松 市	国 分 寺 町		問 題 点 ・ 課 題
1 隣保・児童館の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田村隣保・児童館(併設館) ・ 上天神隣保・児童館(〃) ・ 中川隣保・児童館(〃) ・ 中原隣保・児童館(〃) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣保館 国分寺町文化センター(単独館) ・ 児童館 新居児童館(単独館) 		開館日に差異がある。
2 開館の状況	<ul style="list-style-type: none"> ① 休館日 土曜日、日曜日、祝日、年末・年始 ② 土曜開館 毎月第1、第3土曜日を試行的に開館し、翌月曜日(休みの場合はその翌日)を休館している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣保館 <ul style="list-style-type: none"> ① 休館日 土曜日、日曜日、祝日、年末・年始 ② 土曜開館 実施していない。 ・ 児童館 <ul style="list-style-type: none"> ① 休館日 日曜日、祝日、年末・年始 ② 土曜開館 毎土曜日開館 		対 応 策
				高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町文化センター及び新居児童館の開館日については、現行のとおりとする。
				調 整 案
				高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町文化センター及び新居児童館の開館日については、現行のとおりとする。

「児童福祉事業について」に関する資料

保 育 所 の 現 況 に つ い て	9
保 育 料 に つ い て	10
(別紙)高松市と国分寺町保育料徴収金額比較表	11
第3子以降保育料減免事業について	12
特別保育事業について	13 ~ 15
病後児保育事業について	16
放課後児童クラブ関係事業について	17
公立児童館事業について	18
私立保育所支援事業について	19 ~ 20
認可外保育支援事業について	21
民間児童厚生施設運営補助事業について	22
母子家庭等就業・自立支援センター事業について	23
子育て短期支援事業について	24
母子生活支援施設について	25
母子寡婦福祉資金貸付等事業について	26
児童福祉施設整備事業利子補給について	27
児童福祉施設整備事業資金貸付金(用地取得資金)について	28
母子等医療費助成制度について	29
乳幼児医療費助成制度について	30
(別紙)母子福祉資金・寡婦福祉資金貸付金の種類と内容	31 ~ 33

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 児童福祉事業		部会名	健康福祉
分類	保育所の現況			
	現況			
項目	高松市	国分寺町	問題点・課題	
1 保育所数及び定員	<ul style="list-style-type: none"> ・公立保育所 31カ所 定員 3,095人 ・私立保育所 25カ所 定員 3,005人 	<ul style="list-style-type: none"> ・公立保育所 2カ所 定員 180人 ・私立保育所 3カ所 定員 390人 		
2 対象者(年齢)	就学前児童	就学前児童		
3 年齢別児童数	平成16年4月1日現在在所年齢別児童数	平成16年4月1日現在在所年齢別児童数	対応策	
	0歳児 290人 1歳児 912人 2歳児 1,168人 3歳児 1,301人 4歳児 1,297人 5歳児 1,306人 <hr/> 合計 6,274人	0歳児 18人 1歳児 108人 2歳児 125人 3歳児 116人 4歳児 124人 5歳児 130人 <hr/> 合計 621人	調整案 国分寺町の公立保育所については、高松市の公立保育所として引き継ぐ。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 児童福祉事業	
分類	保育料	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 保育料等	<p>(階層区分) A階層～D6階層の10階層 ※生活保護法による被保護世帯(A) ※市町村民税非課税世帯(B) ※市町村民税課税世帯(C1均等割、C2所得割) ※所得税課税世帯(D1～D6) (年齢区分) ※A階層～D1階層(3歳未満児、3歳以上児) ※D2階層～D6階層(3歳未満児、3歳児、4歳以上児)</p> <p>(保育料月額) ※別紙「高松市と国分寺町の保育料徴収金額比較表」のとおり</p>	<p>(階層区分) A階層～D7階層の11階層 ※生活保護法による被保護世帯(A) ※市町村民税非課税世帯(B) ※市町村民税課税世帯(C1均等割、C2所得割) ※所得税課税世帯(D1～D7) (年齢区分) ※A階層～D7階層(3歳未満児、3歳児、4歳以上児)</p> <p>(保育料月額) ※別紙「高松市と国分寺町の保育料徴収金額比較表」のとおり</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
保育料の階層区分・年齢区分及び保育料月額が異なっている。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町の保育所に入所する児童の保育料のうち、負担が増加する場 合については、合併年度の翌年度から4 年度目において、高松市の保育料と同額 になるよう、段階的に調整するものとする。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町の保育所に入所する児童の保育料のうち、負担が増加する場 合については、合併年度の翌年度から4 年度目において、高松市の保育料と同額 になるよう、段階的に調整するものとする。

(別紙) 高松市と国分寺町保育料徴収金額比較表

高松市保育料徴収金額表

(現行)

階層区分	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分 定 義	保 育 料 月 額		
		3歳未満児の場合 円	3歳以上児の場合 円	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0	
B	A階層およびD階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	7,000 (3,500)	5,000 (2,500)	
		< 700 >	< 500 >	
C1	均等割の額のみ在世帯(所得割の額のない世帯)	15,000 (7,500)	13,000 (6,500)	
		< 1,500 >	< 1,300 >	
C2	所得割の額がある世帯	18,000 (9,000)	16,000 (8,000)	
		< 1,800 >	< 1,600 >	
D1	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	23,000 (11,500)	20,000 (10,000)	
		< 2,300 >	< 2,000 >	
D2	13,000円未満	30,000 (15,000)	26,000 (13,000)	25,000 (12,500)
			< 3,000 >	< 2,600 >
D3	64,000円以上112,000円未満	38,000 (18,000)	31,000 (15,000)	26,000 (13,000)
			< 3,800 >	< 3,100 >
D4	112,000円以上160,000円未満	49,000 (18,500)	32,000 (15,500)	27,000 (13,500)
			< 4,900 >	< 3,200 >
D5	160,000円以上408,000円未満	52,000 (19,000)	33,000 (16,000)	28,000 (14,000)
			< 5,200 >	< 3,300 >
D6	408,000円以上	53,000 (19,000)	34,000 (16,000)	29,000 (14,000)
			< 5,300 >	< 3,400 >

備考1 この表の階層区分BからD6階層までの保育料月額()および< >内の金額は、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において適用される保育料である。この場合の適用方法は、BからD2階層に属する世帯については、最も年齢の高い児童1人は通常の保育料を適用し、次に年齢の高い児童1人は()内の保育料を適用し、その他の児童は< >内の保育料を適用する。また、D3からD6階層に属する世帯については、最も年齢の低い児童1人は通常の保育料を適用し、次に年齢の低い児童は()内の保育料を適用し、その他の児童は< >内の保育料を適用する。

2 B階層で次に掲げる世帯である場合には、当該階層の保育料を0円とする。

- (1) 母子世帯等 母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者のいない女子で現に児童を扶養している者の世帯およびこれに準ずる父子家庭の世帯
- (2) 在宅障害児(者)のいる世帯 次に掲げる児(者)を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給者

3 BからD6階層に属する同一世帯で3人以上の児童(満18歳に満たない者をいうが、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)を現に養育し、かつ、当該児童のうちの出生順位が第3位以降の児童が当該世帯から入所している場合においては、当該児童の保育料は、徴収金額表および備考1の規定にかかわらず、次のとおりである。また、3歳未満児のいるD3からD6階層に属する世帯の保育料は、備考1の規定にかかわらずBからD2階層に属する世帯の規定を適用する。

- (1) BからD2階層に属する世帯 0円
- (2) D3からD6階層に属する世帯
 - ア 出生順位が第3位以降の児童が3歳未満児の場合 0円
 - イ 出生順位が第3位以降の児童が3歳以上の場合 徴収金額表および備考1の規定により算出された保育料の1/2の額

国分寺町保育料徴収金額表

(現行)

階層区分	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分 定 義	徴収金基準額(月額)		
		3歳未満児 円	3歳児 円	4歳以上児 円
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0
B	A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	5,500 (2,750)	4,000 (2,000)	4,000 (2,000)
		< 550 >	< 400 >	< 400 >
C1	均等割の額のみ在世帯	13,000 (6,500)	10,000 (5,000)	10,000 (5,000)
		< 1,300 >	< 1,000 >	< 1,000 >
C2	所得割額のある世帯	17,500 (8,750)	13,500 (6,750)	13,500 (6,750)
		< 1,750 >	< 1,350 >	< 1,350 >
D1	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	20,000 (10,000)	17,000 (8,500)	17,000 (8,500)
		< 2,000 >	< 1,700 >	< 1,700 >
D2	17,000円以上~30,000円未満	23,000 (11,500)	19,000 (9,500)	19,000 (9,500)
		< 2,300 >	< 1,900 >	< 1,900 >
D3	30,000円以上~64,000円未満	26,000 (13,000)	22,500 (11,250)	22,500 (11,250)
		< 2,600 >	< 2,250 >	< 2,250 >
D4	64,000円以上~120,000円未満	32,000 (16,000)	26,000 (13,000)	23,000 (11,500)
		< 3,200 >	< 2,600 >	< 2,300 >
D5	120,000円以上~160,000円未満	35,000 (17,500)	27,000 (13,500)	24,000 (12,000)
		< 3,500 >	< 2,700 >	< 2,400 >
D6	160,000円以上~408,000円未満	39,000 (19,500)	28,500 (14,250)	24,500 (12,250)
		< 3,900 >	< 2,850 >	< 2,450 >
D7	408,000円以上~	42,000 (21,000)	30,000 (15,000)	26,000 (13,000)
		< 4,200 >	< 3,000 >	< 2,600 >

備考1 この表の階層区分BからD7階層までの保育料月額()および< >内の金額は、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において適用される保育料である。この場合の適用方法は、BからD3階層に属する世帯については、最も年齢の高い児童1人は通常の保育料を適用し、次に年齢の高い児童1人は()内の保育料を適用し、その他の児童は< >内の保育料を適用する。また、D4からD7階層に属する世帯については、最も年齢の低い児童1人は通常の保育料を適用し、次に年齢の低い児童は()内の保育料を適用し、その他の児童は< >内の保育料を適用する。

2 B階層と認定された世帯でかつ次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金の額を0円とする。

- (1) 母子世帯等
- (2) 在宅障害児(者)のいる世帯

3 現に扶養する子が3人以上いる世帯の出生順位が第3位以降である3歳未満児の保育料を免除する。なお、この適用に当たっては、同一世帯から出生順位が第3位以降である3歳未満児を含む2人以上の児童が入所している場合この表の規定にかかわらず、次表の第1欄に掲げる世帯における次表第2欄に掲げる児童について、次表第3欄により計算して得た額をその児童の徴収金の額とする。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
B~D7階層に属する世帯	ア 最も徴収基準額が低い児童(最も徴収基準額が低い児童が2人以上の場合はその内1人)	徴収基準額表に定める額
	イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が低い児童(最も徴収基準額が低い児童が2人以上の場合はその内1人)	徴収基準額表×0.5
	ウ 上記以外の児童	徴収基準額表×0.1

(注) 10円未満の端数は、切り捨てる。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 児童福祉事業																					
分類	第3子以降保育料減免事業																					
	現 況																					
項目	高 松 市	国 分 寺 町																				
1 対象及び減免内容等	<p>BからD6階層に属する同一世帯で3人以上の児童(満18歳に満たない者をいうが、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)を現に養育し、かつ、当該児童のうちの出生順位が第3位以降の児童が当該世帯から入所している場合においては、当該児童の保育料は、徴収金額表及び備考1の規定にかかわらず、次のとおりである。また、3歳未満児のいるD3からD6階層に属する世帯の保育料は、別紙「高松市と国分寺町の保育料徴収金額比較表」中の高松市保育料徴収金額表、備考1の規定にかかわらずBからD2階層に属する世帯の規定を適用する。</p> <p>(1) BからD2階層に属する世帯 0円 (2) D3からD6階層に属する世帯 ア 出生順位が第3位以降の児童が3歳未満児の場合 0円 イ 出生順位が第3位以降の児童が3歳以上の場合 徴収金額表および備考1の規定により算出された保育料の1/2の額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>階層</th> <th>保育料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満児</td> <td>B～D6</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳以上児</td> <td>B～D2</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>D3～D6</td> <td>金額表の1/2</td> </tr> </tbody> </table>	年齢	階層	保育料	3歳未満児	B～D6	0円	3歳以上児	B～D2	0円	D3～D6	金額表の1/2	<p>BからD7階層に属する現に扶養する子(満18歳に満たない者をいうが、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)が3人以上いる世帯の出生順位が第3位以降である3歳未満児の保育料を免除する。なお、この適用に当たっては、同一世帯から出生順位が第3位以降である3歳未満児を含む2人以上の児童が入所している場合は、徴収金額表の規定にかかわらず、別紙「高松市と国分寺町の保育料徴収金額比較表」の備考3の表の第1欄に掲げる世帯における第2欄に掲げる児童について、第3欄により計算して得た額をその児童の徴収金とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>階層</th> <th>保育料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満児</td> <td>B～D7</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>3歳以上児</td> <td>B～D7</td> <td>減免なし</td> </tr> </tbody> </table>	年齢	階層	保育料	3歳未満児	B～D7	0円	3歳以上児	B～D7	減免なし
年齢	階層	保育料																				
3歳未満児	B～D6	0円																				
3歳以上児	B～D2	0円																				
	D3～D6	金額表の1/2																				
年齢	階層	保育料																				
3歳未満児	B～D7	0円																				
3歳以上児	B～D7	減免なし																				

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
対象年齢、対象階層及び減免内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-9 児童福祉事業	
分類	特別保育事業	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
4 乳児保育	<p>(内容) 2ヶ月～1歳未満の乳児を保育する乳児保育を公立保育所22ヶ所、私立保育所25ヶ所で開催。</p> <p>【公立】 3ヶ月～1歳未満 22ヶ所</p> <p>【私立】 2ヶ月～1歳未満 13ヶ所 3ヶ月～1歳未満 11ヶ所 4ヶ月～1歳未満 1ヶ所</p>	<p>(内容) 3ヶ月～1歳未満の乳児を保育する乳児保育を私立保育所3ヶ所で開催。</p> <p>【私立】 3ヶ月～1歳未満 3ヶ所</p>
5 在宅障害児ふれあい事業	<p>(内容) 在宅の障害児に対して保育所を開放して、交流を深めたり、育児相談などを行う事業を公立保育所13ヶ所で開催。</p>	該当なし。
6 保育体験事業	<p>(内容) 中学生・高校生を対象に、保育所における保育の体験を通じて、男女の別なく子育ての楽しさや喜びを体得できる機会を提供する事業を公立保育所14箇所で開催。</p>	該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 児童福祉事業	
分類	特別保育事業	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
7 地域子育て推進事業	(内容) 在宅の児童に保育所を開放して、入所児童との交流を図ったり、子育ての悩みや不安について、経験豊富な保育士が相談に応じたり、子育ての仲間が欲しい時に、子育ての情報の提供や子育てサークルなどの支援をする事業を公立保育所18ヶ所、私立保育所18ヶ所で実施。	該当なし。
8 世代間交流事業	(内容) 保育所等で地域のお年寄りとふれあうことにより、世代間の交流を図る事業 ※公立保育所2ヶ所、私立保育所17ヶ所で実施。	高松市と同じ。 ※公立保育所2ヶ所、私立保育所3ヶ所で実施。
9 地域子育て支援センター事業	子育て家庭等の育児不安についての相談指導、子育てサークル等の育成・支援、特別保育事業等の実施・普及促進及び地域の保育の情報の提供を行う事業 ※私立保育所5ヶ所で実施。	高松市と同じ。 ※私立保育所3ヶ所で実施。
10 休日保育	日曜・祝日等の保護者の勤務等により、保護者が休日に面倒を見る事ができない子どもを、保育所において保育する事業を、私立保育所4ヶ所で実施。	該当なし。
11 学童保育	保護者が労働等により、昼間家にいない家庭の小学校低学年の児童に対し、授業終了後に遊び・生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業 ※私立保育所9ヶ所で実施。	高松市と同じ。 ※私立保育所1ヶ所で実施。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-9 児童福祉事業	
分類	病後児保育事業	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 内容	保育所に通所中の児童等が病気の「回復期」にあり、集団保育の困難な期間、その児童を病院等に付設された専用スペースで一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童の健全育成を図る。	該当なし。
2 委託機関	市内の医療機関 3カ所	
3 利用負担金	午前8時から午後5時まで 2,000円 開設時間が半日の場合 1,000円 上記の利用時間に引き続き延長1時間 500円	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 児童福祉事業	
分類	放課後児童クラブ関係事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 現況	<p>・放課後児童クラブで、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して、適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図っている。(川島放課後児童クラブ)</p> <p>(対象) 小学校低学年(1～3年生) (開設数) 1箇所 (定員) 50人</p> <p>(開設時間) 平日 放課後～午後6時 土曜日 午前8時30分～午後6時 長期休業中 午前8時30分～午後6時 (開設場所) 小学校敷地外の市有地 (利用者負担金) 月～金の利用者 月額5,000円 月～土の利用者 月額7,000円 (運営方法) 管理・運営を地元団体に委託</p> <p>・留守家庭で、放課後、保護監督に著しく欠ける小学校低学年児童を対象に留守家庭児童会を開設し、指導員が保護者に代わって生活指導を行っている。 (対象) 小学校低学年(1～3年生) (開設数) 29教室 (定員) 各教室 40人 (開設時間) 平日 放課後～午後6時 長期休業期間等 午前8時30分～午後6時 (開設場所) 小学校内専用施設 (保護者負担) 月額5,000円 (運営方法) 管理は教育委員会で直営、運営は児童会ごとに運営委員会を置き、その運営に当たる。</p>	<p>・昼間家庭に保護者のいない小学校低学年児童等の、育成・指導に資するため、遊びを主とする健全育成活動を行う地域組織として放課後児童クラブを設置し、児童の健全育成の向上を図っている。 (対象) 小学校低学年(1～3年生) (開設数) 7箇所 (定員) 公立児童館 定めていない。 公立公民館 65人 教育委員会の施設 75人 (開設時間) 平日 放課後～午後5時 長期休業中 午前9時～午後5時 ※土曜日は開設していない。 (開設場所) 公立児童館 5箇所(新居児童館、新居東児童館、国分児童館、福家児童館、新名柏原児童館) 公立公民館 1箇所(北部公民館分館) 教育委員会の施設 1箇所(勤労青少年ホーム) ※ただし、長期休業中は公立児童館のみで実施 (利用者負担金) 無料 (運営方法) 管理・運営は直営</p>

部 会 名	健康福祉・教育
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題	運営方法、利用者負担金、利用日及び利用時間が異なる。
-------------	----------------------------

対 応 策	<p>・国分寺町の放課後児童クラブについては、高松市の放課後児童クラブとして引き継ぐ。</p> <p>・国分寺町の放課後児童クラブの運営方法については、委託化することとし、委託時期については、合併時まで調整するものとする。</p> <p>・利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>・利用者負担金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度目において高松市と同額になるよう段階的に調整するものとする。</p>
-------	--

調 整 案	<p>国分寺町の放課後児童クラブについては、高松市の放課後児童クラブとして引き継ぐ。</p> <p>ただし、国分寺町の放課後児童クラブの運営方法については、合併時まで調整するものとする。</p> <p>利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一するものとする。</p> <p>利用者負担金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度目において高松市と同額になるよう段階的に調整するものとする。</p>
-------	--

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 児童福祉事業	
分類	公立児童館事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 名称	該当なし。	新居東児童館、国分児童館、福家児童館、新名柏原児童館 ※新居児童館を除く(協定項目第24-4号「人権啓発事業」で協議)
2 設置目的		児童を個別的及び集団的に指導して、児童の健康を増進し、情操を豊かにするとともに、地域の組織活動を助長し、もって児童の健全育成を図るための総合的機能を供与している。
3 事業内容		1 健全な遊びを通して、児童の集団及び個別的指導を行う。 2 子ども会、母親クラブ等の地域組織活動の育成助成を図る。 3 その他、地域の児童の健全な育成に必要な活動を行う。
4 開館時間等		(開館時間) 午前9時開館 午後5時閉館 (休館日) ・第1・第3日曜日 ・国民の休日に関する法律に規定する休日 ・12月28日から翌年1月4日

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、公立の児童館事業を実施していない。

対 応 策
国分寺町の公立児童館については、高松市の公立児童館として引き継ぐ。 なお、運営方法等については、合併時まで調整するものとする。

調 整 案
国分寺町の公立児童館については、高松市の公立児童館として引き継ぐ。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 児童福祉事業	
分類	私立保育所支援事業	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 運営委託	私立保育所に対して、国の保育単価に基づき、各月初日の入所人員に応じて支払っている。	高松市と同じ。
2 特別保育事業委託	乳児保育促進事業、障害児保育支援事業、休日保育事業、地域子育て支援センター事業などの特別保育事業を実施している私立保育所に対して、運営費を支払っている。 (市単独補助あり)	乳児保育促進事業、障害児保育支援事業、地域子育て支援センター事業などの特別保育事業を実施している私立保育所に対して、運営費を支払っている。 (町単独補助なし)
3 特別保育事業補助	延長、一時保育を実施している私立保育所に対して、補助金を支払っている。 (市単独補助あり)	延長、一時保育を実施している私立保育所に対して、補助金を支払っている。 (町単独補助なし)
4 職員研修費補助	(内容) 私立保育所が実施する職員研修に係わる経費の一部を補助する。 (補助金額) 職員1人当たり年間15,000円	(内容) 高松市と同じ。 (補助金額) 職員1人当たり年間10,000円

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・国分寺町では、特別保育事業の町単独補助、社会福祉法人児童福祉施設賠償責任保険補助を実施していない。 ・職員研修費補助、保育所入所等事務謝金及び保育研究会事業補助に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-9 児童福祉事業	
分類	私立保育所支援事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
5 保育所入所等事務謝金	私立保育所において入所申込の交付および受付等、入所事務に対する役務について、入所児童1人につき1ヵ月当たり480円の謝金を交付している。	私立保育所において入所申込の交付および受付等、入所事務に対する役務について、入所児童1人につき1ヵ月当たり200円の謝金を交付している。
6 社会福祉法人児童福祉施設賠償責任保険補助	(内容) 私立保育所に対し、児童福祉施設賠償責任保険に係る経費の一部を補助する。 (補助金額) 児童数(定員)1名当たり年間70円	該当なし。
7 保育研究会事業補助	高松市保育研究会の実施する研修会、研究会、保育まつり等に対して、研究費として30万円、人権保育関係として72万円、保育まつり開催経費の一部として20万円を補助している。	国分寺町保育研究会の実施する研修会、研究会、地域交流等に対して、年間7万5千円を補助している。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 児童福祉事業	
分類	認可外保育支援事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 施設助成	<p>(目的) 認可外保育施設に入所している児童の福祉向上を図るため、認可外保育施設に対して、一定の条件のもと、保育用品、給食用品等に要する経費に対して補助を行っている。</p> <p>(内容) 保育用品、給食用品等に要する経費に対し補助 ・昼間児童1人当たり 3,500円/月 ・夜間児童1人当たり 5,000円/月</p>	該当なし。
2 職員健康診断助成	<p>(目的) 認可外保育施設に勤務する保育従事者等の健康診断に要する経費を助成することにより、認可外保育施設を利用する児童の安全及び衛生の確保を図ることを目的とする。</p> <p>(内容) 施設の職員が健康診断を受けた場合、1人当たり4,200円を補助</p>	該当なし。
3 第3子等保育料助成	<p>(内容) 認可外保育施設に入所している第3子等の児童について、保育料の一部を助成している。 ・3歳未満児 10,000円/月 ・3歳以上児 5,000円/月又は10,000円/月(所得税額による)</p>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 児童福祉事業	
分類	民間児童厚生施設運営補助事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 目的	民間児童館に対して、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に実施する事業運営費の一部を助成する。	該当なし。
2 事業内容	上記の目的を達成するために、下記の事業を民間児童館で実施 <ul style="list-style-type: none"> ・児童健全育成相談支援事業 ・自然体験活動事業 ・子どもボランティア育成支援事業 ・巡回児童館事業 ・年長児童等来館促進事業 ・特別事業 	
3 補助額・率	国の補助基準額の1/3 <ul style="list-style-type: none"> ・国 1/3 ・県 1/3 ・社会福祉法人 1/3 社会福祉法人の負担部分1/3を市単独補助 ※額については、高松市民間児童館活動事業費補助金交付要綱のとおり	

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 児童福祉事業	
分類	母子家庭等就業・自立支援センター事業	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 実施機関	高松市	香川県において、同様の業務を実施
2 目的	地域で生活し、継続的生活指導を必要とする母子家庭の母等へ、就業支援サービスを提供するなどして自立の促進を図る	
3 内容	就業支援講習会事業等、各種事業を実施	
4 委託先	(財)香川県母子福祉連合会に、事業委託	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関が異なる。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を、香川県から高松市に移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-9 児童福祉事業	
分類	子育て短期支援事業	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 短期入所生活援助	<p>(実施機関) 高松市</p> <p>(内容) 市内在住の1歳以上の児童で、家庭における養育が一時的に困難となった保護者及び緊急一時的に保護を必要とする母子に対し、児童福祉施設等において養育・保護する。</p> <p>(委託機関) 児童養護施設 讃岐学園</p> <p>(利用期間) 7日以内</p> <p>(利用者負担)国の基準額どおり 2歳未満児 5,350円 2歳以上児 2,750円 緊急一時保護の母 750円 生活保護世帯等は減免あり</p>	該当なし。
2 夜間養護	<p>(実施機関) 高松市</p> <p>(内容) 市内在住で保護者の仕事等が恒常的に夜間となる家庭の小学生に対し、夜間の養護を行う。</p> <p>(委託機関) 児童養護施設 讃岐学園</p> <p>(利用期間) 原則6カ月程度で午後6時から午後10時まで</p> <p>(利用者負担)国の基準額どおり 小学生 750円 特に市長が認める児童 750円 生活保護世帯等は減免あり</p>	該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 児童福祉事業	
分類	母子生活支援施設	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 目的	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童の入所を行い、これらの者の保護及び生活支援を目的とする施設で、要保護児童の健全育成を図るとともに、母子家庭の自立に向けた指導を行う。	該当なし。
2 名称・設置場所	高松市屋島ファミリーホーム 高松市高松町75番地15	
3 施設内容等	主に、施設内で行っている事業等 (母子の会、誕生会、料理教室、手芸教室、地域交流会、学習会、その他)	
4 利用対象者	原則として、高松市民のみ。	
5 利用者負担	市・県民税額、所得税額により区分あり。	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

--

対 応 策

--

調 整 案

高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 児童福祉事業		部会名	健康福祉
分類	母子寡婦福祉資金貸付等事業			
	現 況			
項目	高 松 市	国 分 寺 町		問 題 点 ・ 課 題
1 実施機関	中核市として高松市が実施	香川県において、同様の業務を実施		<p>・実施機関が異なる。 ・高松市では、市単独で利子補給を実施している。</p>
2 目的・対象者	母子家庭の母、寡婦等に対し、生活の安定と子どもの福祉の向上を図るため、各種資金を貸し付ける。 (母子福祉資金) ・20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子 ・母子家庭の母が扶養する児童、父母のない20歳未満の児童 (修学、修業、就職支度、修学支度) (寡婦福祉資金) ・寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子 ・寡婦が扶養する子			
3 貸付額	別紙「母子福祉資金・寡婦福祉資金貸付金の種類と内容」のとおり			
4 金利	別紙「母子福祉資金・寡婦福祉資金貸付金の種類と内容」のとおり			
5 償還方法	別紙「母子福祉資金・寡婦福祉資金貸付金の種類と内容」のとおり			
6 利子補給	(対象) 市内に住所を有する有利子母子福祉資金・寡婦福祉資金の借受者で、償還計画に定める償還期日の属する年度内に、資金を償還した者に対し、市単独で補給している。 (助成額) 償還した利子相当額	該当なし。		
				対 応 策
				高松市の制度を適用するとともに、実施機関を、香川県から高松市に移行する。
				調 整 案
				高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 児童福祉事業	
分類	児童福祉施設整備事業利子補給	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 対象	(要件) 社会福祉法人	(要件) 高松市と同じ。
2 利子補給対象事業	社会福祉・医療事業団(現独立行政法人福祉医療機構)から貸付を受けて児童福祉施設の整備を行う事業	高松市と同じ。
3 利子補給期間	20年以内	高松市と同じ。
4 利子補給対象事業者数	9法人(平成15年度実績)	2法人(平成15年度実績)
5 利子補給利率等	<ul style="list-style-type: none"> ・元金5,000万円以内の利率 年利2%以内 (ただし、実際償還利率を上回らない。) ・元金5,000万円超(当該超えた部分に係る)の利率 県補助金(香川県社会福祉施設整備促進事業補助金交付要綱)算定基準額による利率 ①借入金の残高に年2.5%の割合を乗じた額 ②社会福祉法人等が現に償還した利子額に3分の2.5を乗じて得た額 ただし、上記のうちどちらか低い額とする。 (上限2%で、実際償還利率を上回らない。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・元金5,000万円以内の利率 県補助金(香川県社会福祉施設整備促進事業補助金交付要綱)算定基準額による利率 ①借入金の残高に年2.5%の割合を乗じた額 ②社会福祉法人等が現に償還した利子額に3分の2.5を乗じて得た額 ただし、上記のうちどちらか低い額とする。 ・元金5,000万円超の利率 適用なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
利子補給利率等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、合併時において国分寺町が利子補給している対象事業については、現行の国分寺町の制度を適用するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、合併時において国分寺町が利子補給している対象事業については、現行の国分寺町の制度を適用するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 児童福祉事業	
分類	児童福祉施設整備事業資金貸付金(用地取得資金)	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 貸付対象者	(要件) 社会福祉法人	(要件) 高松市と同じ
2 貸付対象事業	児童福祉施設整備事業	高松市と同じ
3 償還期間	15年以内	20年以内
4 貸付対象事業者数	現在貸付対象事業者なし	3法人
5 貸付限度額及び貸付利率	補助を受けて施設の整備を行う場合における用地の取得に必要な資金で自己の負担に係る金額の90%以内の額 (貸付限度額) 1億円 (貸付利率) 年3%以内(現貸付利率 年1%)	高松市と同じ。 (貸付限度額) 4,000万 (貸付利率) 年3%以内(現貸付利率 無利子)

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
償還期間、貸付限度額及び貸付利率に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、合併時において国分寺町が貸付している対象事業については、現行の国分寺町の制度を適用するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、合併時において国分寺町が貸付している対象事業については、現行の国分寺町の制度を適用するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 児童福祉事業	
分類	母子等医療費助成制度	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者のない女子等、現に20歳未満の児童を扶養している母等とその児童 ・配偶者のない男子が、現に扶養している20歳未満の児童 ・父が身体障害者(1級、2級)あるいは知的障害(㊤A)で長期にわたって労働能力を失い、扶養されていない母と児童 ・父母のない20歳未満の児童 (ただし、県補助事業における所得制限該当者は除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者のない女子等、現に20歳未満の児童を扶養している母等とその児童 ・配偶者のない男子が、現に扶養している20歳未満の児童 ・父が身体障害者(1級、2級)あるいは知的障害(㊤A)で長期にわたって労働能力を失い、扶養されていない母と児童 ・父母のない20歳未満の児童 (ただし、県補助事業における所得制限該当者を含む)
2 助成内容	保険診療の自己負担相当額 (ただし、高額療養費を除く。)	高松市と同じ。
3 助成方法	現物給付 (ただし、市外の病院等で受診した場合と食事代は償還給付)	償還給付

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
助成対象者及び助成方法に差異がある。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-9 児童福祉事業		部会名	市民
分類	乳幼児医療費助成制度			
	現 況			
項目	高 松 市	国 分 寺 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 助成対象者	市内に住所を有する6歳未満の乳幼児の保護者 (その世帯における所得による制限はなし。)	高松市と同じ。		
2 助成内容	保険診療の自己負担相当額 (ただし、高額療養費を除く。)	高松市と同じ。		
3 助成方法	現物給付 (ただし、市外の病院等で受診した場合と食事代は 償還給付)	高松市と同じ。		
			対 応 策	
			調 整 案 高松市の制度に統一する。	

母子福祉資金・寡婦福祉資金貸付金の種類と内容

資金の種別一覧表

(平成16年4月1日現在)

資金の種別	内 容	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
事業開始資金	母子家庭の母、寡婦等および母子福祉団体が事業を開始するのに必要な経費	2,830,000円 団体 4,260,000円 *複数の母子家庭の母等が共同して起案する場合の限度額は団体貸付の限度額を適用できるものとする	貸付後1年	据置後7年以内	無利子
事業継続資金	母子家庭の母、寡婦等および母子福祉団体が事業を継続するのに必要な経費	1,420,000円	貸付後6か月	据置後7年以内	無利子
就学支度資金	母子家庭の母、寡婦等が扶養している児童等が小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校または修業施設へ入学または入所する際に必要な被服等を購入する経費に充てる資金	別表1参照	修学・修業期間終了後（小中学校は15歳到達後） 6か月	据置後5年以内 ただし、修学資金と同時貸付の場合は、修学と同じ期間	無利子
修学資金	母子家庭の母、寡婦等が扶養している児童等が高校、大学、高専または専修学校に修学するために必要な経費 貸付期間は修学期間内	別表1参照	修学終了後 6か月	据置後貸付期間の3倍以内（特別） 20年以内 専修一般 5年以内	無利子
技能習得資金	母子家庭の母、寡婦等が事業を開始し、または就職に必要な知識技能を習得するために必要な経費 貸付期間は3年以内	月額 50,000円 （一括） 600,000円 自動車運転免許取得 460,000円	技能習得後 6か月	据置後 10年以内	無利子
修業資金	母子家庭の母、寡婦等が扶養している児童等が事業を開始し、または就職に必要な知識技能を習得するために必要な経費 貸付期間は3年以内	月額 50,000円 高校3年時の自動車運転免許取得 460,000円	技能習得後 6か月	据置後 6年以内	無利子
就職支度資金	母子家庭の母、寡婦等または児童が就職に際して必要な経費	100,000円 通勤用自動車購入 320,000円	貸付後1年	据置後 6年以内	無利子
医療介護資金	母子家庭の母、寡婦等または児童が医療または介護（児童を除く）を受けるために必要となる経費 貸付期間は1年以内	医療310,000円 特別（所得税非課税世帯等） 450,000円 介護500,000円	療養（介護）終了後 6か月	据置後 5年以内	無利子

資金の種別	内 容	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
生 活 資 金	知識技能を習得している間の生活補給資金 貸付期間は技能習得期間	知識技能を習得する期間中3年をこえない範囲内 月額141,000円	知識技能習得後、医療若しくは介護終了後または生活安定期間の貸付若しくは失業中の貸付期間終了後 6か月	据置後 10年以内	無利子
	医療介護資金を借り受けて医療若しくは介護を受けている間の生活補給資金 貸付期間は医療・介護の貸付けを受けている期間	月額103,000円 (生活安定は母子家庭となって7年以内及び総額2,400,000円まで。失業は離職の翌日から1年以内) 母が生計中心でない場合 69,000円		据置後 5年以内	
	母子家庭となって間もない(7年未満)母の生活安定・継続する間(生活安定期間)または失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	据置後 生活安定 8年以内 失業 5年以内		年3% (生活安定で月2万円及び累計48万円以内は無利子)	
住 宅 資 金	母子家庭または寡婦等が現に居住し、かつ、原則として所有する住宅の補修、保全、改築、増築をする場合、または住宅を建設するか購入をするのに必要な経費に充てる資金	1,500,000円 特別貸付(新築または購入等) 2,000,000円	貸付期間終了後 6か月	据置後 6年以内 (特別) 7年以内	年3%
転 宅 資 金	母子家庭または寡婦等が住宅を移転するため住宅の賃貸借に際し必要な経費に充てるための資金 (市外に転居する場合は転居先で申請)	260,000円	貸付後 6か月	据置後 3年以内	年3%
結 婚 資 金	母子家庭の母または寡婦等が扶養している児童等の婚姻に際し、必要な経費にあてる資金	300,000円	貸付後 6か月	据置後 5年以内	年3%
特 例 児 童 扶 養 資 金	児童扶養手当の支給額が、平成14年7月分の手当額と現に支給されている手当額を比較して減額(ただし、手当額のうち児童の加算額は除く)となる場合、児童の扶養に必要な経費としてその差額にあてる資金 貸付期間は、平成14年8月1日から5年	平成14年7月分の児童扶養手当の支給額と貸付申請の際に現に支給されている手当額との差額(ただし、手当額のうち児童の加算額は除く)。	貸付期間満了日または児童が15歳になった学年末のいずれか遅い日の翌日から1年	据置後 10年以内	無利子

別表1 就学支度資金，修学資金の学校別一覧表

学校区分	区 分		就学支度資金 貸付限度額	修 学 資 金	
	種別	通学		貸付限度額（一般）	貸付限度額（特別）
小学校	-	-	39,500円	修学資金は、小・中学校はありません。 就学援助制度を利用ください。 就学支度資金のみ、所得税非課税世帯に対し貸付けできます。	
中学校	-	-	46,100円		
高等学校	国公立	自 宅	75,000円	月額18,000円	月額27,000円
		自宅外	85,000円	月額23,000円	月額34,500円
専修学校（高等） （日本育英会法施行令指定校）	私 立	自 宅	350,000円	月額30,000円	月額45,000円
		自宅外	360,000円	月額35,000円	月額52,500円
高等専門学校 （4年目から短大として貸付）	国公立	自 宅	75,000円	月額21,000円	月額31,500円
		自宅外	85,000円	月額22,500円	月額33,750円
	私 立	自 宅	350,000円	月額32,000円	月額48,000円
		自宅外	360,000円	月額35,000円	月額52,500円
短期大学 専修学校（専門） （日本育英会法施行令指定校）	国公立	自 宅	370,000円	月額44,000円	月額66,000円
		自宅外	380,000円	月額50,000円	月額75,000円
	私 立	自 宅	510,000円	月額52,000円	月額78,000円
		自宅外	520,000円	月額59,000円	月額88,500円
大 学	国公立	自 宅	370,000円	月額44,000円	月額66,000円
		自宅外	380,000円	月額50,000円	月額75,000円
	私 立	自 宅	510,000円	月額53,000円	月額79,500円
		自宅外	520,000円	月額63,000円	月額94,500円
専修学校（一般）		自 宅	75,000円	月額29,000円	月額43,500円
		自宅外	85,000円		
修業施設	中学卒業生	自 宅	75,000円	月額50,000円	/
		自宅外	85,000円		
	高校卒業生	自 宅	90,000円		
		自宅外	100,000円		

修学資金の貸付限度額は1年生の額です。申請時の学年により限度額が異なります。

特別貸付

修学資金貸付限度額の特別枠の貸付けは、修学に直接必要な経費（授業料，通学費，教科外活動費等）が一般枠を超える場合で，児童の修学に際し，必要と認められる場合に対象となります。希望する際は，自己資金や借入額，償還計画を十分にご検討ください。

「環境対策事業について」に関する資料

ごみ処理事業（収集方法等）について	35 ~ 36
ごみ処理事業（手数料）について	37
ごみ処理事業（一般廃棄物適正処理指導事業）について	38
ごみ処理事業（一般廃棄物収集運搬・処理許可）について	39
廃棄物管理指導等について	40
衛生組織団体活動推進事業について	41 ~ 42
ごみ減量・資源化推進事業について	43
環境基本計画について	44
環境保全推進事業について	45
大気汚染監視事業について	46
騒音振動防止対策事業について	47
水質汚濁監視事業について	48
公衆便所管理について	49
し尿収集事業について	50

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-12 環境対策事業	
分類	ごみ処理事業(収集方法等)	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 燃やせるごみ	(種類) 生ごみ、紙ごみ、布くず、木・竹切れ・紙おむつ等 (収集回数) 週2回/市指定袋	(種類) 高松市と同じ。 (収集回数) 週2回/町指定袋
2 臨時・粗大ごみ	(種類) 大型家具類、ふとん、自転車、灰等 (収集回数) 電話申込により随時戸別収集(月、火、木、金) (搬入場所) 【破碎ごみ】 南部広域クリーンセンター・廃棄物再生利用施設 【燃やせるごみ】 西部広域クリーンセンター	(種類) 高松市と同じ。 (収集回数) 月1回(戸別収集はなし) (搬入場所) 【破碎ごみ】 西部広域クリーンセンター 【燃やせるごみ】 高松市と同じ。
3 破碎ごみ	(種類) 食器、ガラス、陶器、小型家電製品、金属類等 (収集回数) 月2回/市指定袋	(種類) 高松市と同じ。 (収集回数) 月1回/町指定袋
4 有害ごみ	(種類) 乾電池、蛍光灯、水銀体温計 (収集回数) 月2回/透明袋(蛍光管は購入時のダンボールケース)破碎ごみと同じ収集日	(種類) 筒型乾電池 (収集回数) 月1回/回収箱 破碎ごみと同じ収集日

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
分別区分、収集回数、収集方法及び搬入場所に差異がある。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・国分寺町地域のごみの収集方法等については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。 ・綾南環境衛生組合一般廃棄物最終処分場への一般廃棄物焼却灰の搬入については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議によるものとする。

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、国分寺町地域のごみの収集方法等については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-12 環境対策事業			
分類	ごみ処理事業(収集方法等)			
現 況				
項目	高 松 市	国 分 寺 町		
5 家電4品目	(種類) エアコン・洗濯機・冷蔵庫(冷凍庫)・テレビ(ブラウン管式) (収集方法) もよりの家電製品販売店に依頼 【依頼先がない場合】 郵便局でリサイクル料金を納付した後、粗大ごみ受付センターに申込、戸別収集後、メーカーの指定引取り場所へ搬入する。	(種類) 高松市と同じ。 (収集方法) 高松市と同じ。 【依頼先がない場合】 リサイクル券を購入し、各自で指定引き取り場所へ搬入する。なお、収集運搬を委託する場合は1品目2,000円。 (年間20~30件)		
6 資源ごみ				
種類・排出回数・排出方法	缶	スチール アルミ	月2回/乳白色半透明ポリ袋により混合収集	月2回/それぞれの品目ごとに網袋等で分別収集
	びん	無色 茶色 その他		
		ペットボトル		
		プラスチック製容器包装 白色トレイ	週1回/乳白色半透明ポリ袋による混合収集	月2回/網袋で混合収集
		古紙類	段ボール 新聞 雑誌 容器包装紙 紙パック	月2回/結束(容器包装紙は紙袋に入れるか結束)
		古布	月2回/乳白色半透明ポリ袋	月2回/結束
7 家庭用パソコン			現在、ノート型パソコンは破碎ごみ、デスクトップ型は粗大ごみで収集	破碎・粗大ごみで収集
8 一般廃棄物焼却灰			(搬入場所) 南部広域清掃センター埋立処分地(塩江町)	(搬入場所) 綾南環境衛生組合一般廃棄物最終処分場(綾上町)

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-12 環境対策事業			
分類	ごみ処理事業(手数料)			
	現		況	
項目	高松市		国分寺町	
1 家庭系一般廃棄物(可燃・破碎ごみ)	有料(指定ごみ袋) (ごみ袋料金) 10 ^{リットル} 10円/枚 20 ^{リットル} 20円/枚 30 ^{リットル} 30円/枚 40 ^{リットル} 40円/枚		有料(指定ごみ袋) (ごみ袋料金) 可燃 40 ^{リットル} 30円/枚 破碎 40 ^{リットル} 20円/枚	
2 事業系一般廃棄物	収集していない(直接搬入するか許可業者へ) (処理手数料) ・100Kgまで 1,350円 ・20Kg増すごとに 270円 加算		収集していない(可燃ごみのみ許可業者9社へ) (処理手数料) 高松市と同じ。	
3 臨時・粗大ゴミ	① 南部広域クリーンセンターへ個人が直接搬入 ・100Kgまで 1,350円 ・20Kg増すごとに 270円 加算 ② 随時戸別収集後、処理施設へ ・有料シール制 品目ごとに500円、1,000円、2,000円の3種		① 西部広域クリーンセンターへ委託業者が搬入している。 ※H15. 8. 1～個人が直接搬入はできない。 ② 委託業者が収集後、処理施設へ ・有料シール制 1個20円(品目ごとの種別なし)	
4 資源ゴミ	無料		高松市と同じ。	
5 動物の死体	・収集、運搬、処分 1体 1,480円 ・処分のみ 1体 590円		無料	
6 自己搬入手数料	【埋立・可燃・破碎ごみ】 ・100Kgまで 1,350円 ・20Kg増すごとに 270円 加算		【可燃ごみのみ】 料金は高松市と同じ。	
7 家電4品目収集運搬手数料	(1品目 1個) 2,000円		高松市と同じ。	

部会名	環境
-----	----

問題点・課題
・ごみ袋の料金、処理手数料等に差異がある。 ・事業系一般廃棄物及び臨時・粗大ごみの処理方法が異なる。

対応策
高松市の制度に統一する。 国分寺町指定のごみ袋及び有料シールについては、合併年度及びこれに続く2年度に限り、国分寺町地域において使用できるものとする。

調整案
高松市の制度に統一する。 国分寺町指定のごみ袋及び有料シールについては、合併年度及びこれに続く2年度に限り、国分寺町地域において使用できるものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-12 環境対策事業	
分類	ごみ処理事業(一般廃棄物適正処理指導事業)	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 ごみステーション管理	<p>①ステーション協力員制度 ステーション協力員数 2,893名</p> <p>②設置基準 20～30世帯で1カ所を基準として設置</p> <p>③ステーション電子管理システム 地図情報システムのデータにより設置場所を管理している。</p>	<p>①ステーション協力員制度 該当なし。 ※地区の当番制によりごみステーションを管理している。</p> <p>②設置基準 おおむね、10世帯を目安としているが、3～4戸で自治会を構成している場合も対応している。</p> <p>③ステーション電子管理システム 該当なし。</p>
2 分別収集推進活動補助	<p>分別収集に対する協力及び地域の生活環境の保全・向上のための活動を行う地区衛生組合協議会等に対して、補助金を交付している。 600円/年×登録世帯数×世帯人数係数</p>	<p>資源ごみ回収協力団体に対して、奨励金及び協力金を交付している。 奨励金=1戸当たり年間1,000円 協力金=1団体当たり年間3,000円</p>

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>ごみステーションの管理方法及び分別収集推進活動補助に差異がある。</p>

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・国分寺町地域の既存のごみステーションについては、現行のとおりとする。 ・国分寺町の資源ごみ回収協力団体については、高松市の地区衛生組合協議会への加入を促す。

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町地域の既存のごみステーションについては、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-12 環境対策事業	
分類	ごみ処理事業(一般廃棄物収集運搬・処理許可)	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 手数料	申請手数料として、申請時に1件につき 10,000円	申請手数料として、申請時に1件につき 4,000円
2 許可基準	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「高松市廃棄物の適正処理および再生利用の促進に関する条例」「高松市廃棄物の適正処理および再生利用の促進に関する施行規則」に基づき許可	「国分寺町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」「国分寺町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」に基づき許可
3 許可の受付	随時	高松市と同じ。
4 許可期間	許可日から2年間	高松市と同じ。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
申請手数料等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-12 環境対策事業	
分類	廃棄物管理指導等	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 不法投棄等不法処理防止	<p>【産業廃棄物】 (実施機関) 高松市 中核市の事務として、警備会社に委託し、休日108回、夜間228回、昼間96回のパトロールを実施している。</p> <p>【一般廃棄物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内3カ所(亀水町・西宝町・屋島西町)において、監視カメラを設置 ・不法投棄防止看板の設置 ・不法投棄警告シールによる啓発 	<p>【産業廃棄物】 (実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p> <p>【一般廃棄物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センター委託による不法投棄防止パトロール及び収集 ・不法投棄防止看板の設置
2 産業廃棄物適正処理推進等業務	中核市の事務として、社団法人香川県産業廃棄物協会に啓発資料の作成や講習会の開催等による不法投棄防止と適正処理の啓発事業を委託している。	該当なし。
3 産業廃棄物空中監視、立入り指導等	中核市の事務として、航空会社のヘリコプター借り上げ及び県警ヘリコプターに同乗し、空中から、野外焼却や不法投棄の監視を行うほか、適宜、不適正処理の現場に立入り指導を行う。	香川県と合同で、年2回の空中からの監視活動を実施している、県警のヘリコプターを使用し、経費の負担はない。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄等不法処理防止及び産業廃棄物空中監視、立入り指導等の実施内容に差異がある。 ・国分寺町では産業廃棄物適正処理推進等業務を実施していない。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一するとともに、産業廃棄物の不法投棄等不法処理防止業務については、実施機関を香川県から高松市に移行する。 ・国分寺町地域における一般廃棄物の不法投棄等不法処理防止については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町地域における一般廃棄物の不法投棄等不法処理防止については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-12 環境対策事業		部会名	環 境
分類	衛生組織団体活動推進事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	国 分 寺 町		
1 団体	(平成16年4月1日 現在) 地区衛生組合数 35 単位衛生組合数 1,605 加入世帯総数 100,512 衛生組合世帯加入率 74%	該当なし。		問題点・課題 国分寺町には、衛生組織団体がない。
2 衛生組織団体活動補助	【運営補助】 高松市衛生組合連合会へ助成 2,545,000円(平成15年度予算) (1世帯当たり 25円×101,800世帯) 【共同防除用器材購入補助】 肩掛噴霧器購入に対して助成 (1基当たり 4,000円) 【河川等清掃事業補助】 ・河川等清掃事業傷害保険料 1人当たり 11.1円 ・河川等清掃事業損害賠償保険料 【啓発活動】 「衛生だより」の発行 発行回数……年1回 発行部数……122,500部	該当なし。		対応策 合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度を適用する。 国分寺町において、合併時までには地区衛生組織団体の組織化を促す。
				調 整 案 合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-12 環境対策事業		部会名	環 境		
分類	衛生組織団体活動推進事業					
	現 況					
項目	高 松 市	国 分 寺 町	問 題 点 ・ 課 題			
3 清掃活動補助	<p>【名称】 クリーン高松推進事業</p> <p>【内容】 道路等に散乱したごみの清掃活動、及び環境美化に関する啓発活動を、高松市衛生組合連合会を中心に事業を実施している。</p> <p>【推進事業補助金】 1地区 80,000円(35地区)</p> <p>【単位衛生組合交付金】 ・1単位組合 1,000円(1,600組合) ・傷害保険料 1人当たり 11.1円)</p> <p>【清掃用具等購入】 清掃用具購入に対して、1世帯当たり 50円(101,800世帯)</p>	該当なし。				
					対 応 策	
					調 整 案	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-12 環境対策事業	
分類	ごみ減量・資源化推進事業	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 リサイクル推進員制度	(目的) ごみの減量・資源化及び環境美化に関する地区リーダーとして、地区と市の連絡調整を行う。 (人数) 93名 (任期) 2年 (交付金) 1人・1年当たり 24,000円	該当なし。
2 ごみ減量・資源化啓発事業	「高松市のごみとリサイクルの状況」、「ごみ分別ガイドブック」、「きれいな高松に」(小学校4年生副読本)、「ごみ収集カレンダー」を作成・配布	「ごみ収集カレンダー」を作成・配布
3 生ごみ処理機等購入経費補助	【生ごみ処理機】 ・補助率等 購入金額の1/2以内 1世帯1台で、25,000円を限度 【生ごみ堆肥化容器】 ・補助率等 購入金額の3/4以内 1世帯2基までで、6,000円を限度	【生ごみ処理機】 ・補助率等 高松市と同じ。 【生ごみ堆肥化容器】 ・補助率等 購入金額の1/2以内 1世帯2基までで、4,000円を限度
4 地球にやさしいオフィス・店登録制度	事業者のごみ減量、資源化啓発活動として平成4年度から「地球にやさしいオフィス登録制度」を、また平成5年度から「地球にやさしい店登録制度」実施している。 登録事業所、店舗数(平成16年4月1日現在) 地球にやさしいオフィス 607 事業所 地球にやさしい店 267 店舗	該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・国分寺町には、リサイクル推進員制度及び地球にやさしいオフィス・店登録制度がない。</p> <p>・ごみ減量・資源化啓発事業及び生ごみ処理機等購入経費補助制度に差異がある。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>国分寺町において、合併時までにはリサイクル推進員を選定する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-12 環境対策事業	
分類	環境基本計画	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 環境基本計画	<p>(目的) 平成8年4月1日に施行された高松市環境基本条例に基づいて、環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくために策定したもので、市・事業者・市民が協力して環境への負荷の少ない社会を築くことで、現在及び将来の市民が、健康で文化的な生活を送ることができる環境を守り育てていくことを目的としている。</p> <p>(策定) 平成10年度 (計画期間) 平成11年度～平成23年度 (計画の内容) ・環境基本計画の考え方 ・高松市の環境の現状と課題 ・高松市の望ましい環境像 ・環境の保全および創造に関する施策 ・環境を保全・創造するための行動 ・計画の推進体制と進行管理</p>	該当なし。
2 環境白書	高松市環境基本条例に基づき、市民に対し、環境の状況ならびに市が環境の保全及び創造に関して講じた施策の実施状況等を明らかにした環境白書を毎年度作成し、公表を行う。	該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
国分寺町では、環境基本計画及び環境白書が作成されていない。

対 応 策
環境基本計画については、合併年度の翌年度に、国分寺町地域を含めた計画に見直す。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-12 環境対策事業	
分類	環境保全推進事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 環境パネル展	環境月間(6月)に、環境保全啓発事業の一環として、市役所1階の市民ホールで「環境展」を開催し、市民の環境問題及び環境保全に対する意識の啓発と高揚を図る。	該当なし。
2 環境保全意識啓発	高松市ホームページ及び広報紙等を活用し、環境保全意識の啓発を推進する。	国分寺町の広報紙等を活用し、環境保全意識の啓発を推進する。
3 環境ボランティア団体の育成	高松市環境プラザにおいて、環境ボランティア団体の紹介・情報交換交流の場を提供し、環境意識の高い市民の育成が可能な日常的な交流の場づくりを推進する。	該当なし。
4 環境美化都市推進会議	昭和54年9月に環境美化について、市民と行政が一体となって、目指すべき目標となる「環境美化都市宣言」を行い、同年11月に市内の関係団体・市議会・行政の代表者で組織する「高松市環境美化都市推進会議」を発足させ、環境美化推進事業を行っている。 ・中央通りの一斉清掃。 ・環境美化推進運動功労者表彰 など	平成10年3月に環境美化の促進に関する条例を制定し、環境美化の促進審査会を設ける等、環境美化推進事業を行っている。 ・容器包装及びたばこの吸殻等の散乱防止について、町民及び事業者に対して意識啓発を実施 など
5 ISO14001推進事業	「土と水と緑を大切にす環境共生都市たかまつ」を実現するため、環境マネジメントシステムの国際標準規格であるISO14001の認証を平成13年9月7日に香川県内の自治体で初めて、四国内を市として初めて取得し、市役所自らが率先して環境に配慮した行政を推進している。 ・ISO14001環境マネジメントシステムの運用 ・事業者ISO14001の認証取得の支援 ・高松市家庭版環境ISO認定制度の取組世帯数の拡大など	該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
事業内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-12 環境対策事業	
分類	大気汚染監視事業	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 実施機関	高松市	香川県
2 大気汚染自動監視	一般環境測定局4局、自動車排ガス局4局をテレメータ化し、常時保守管理を行う。	
3 有害大気汚染物質調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般環境について、3地点を年12回測定 ・ 沿道について、1地点を年12回測定 	
4 ダイオキシン類調査	一般環境1地点、沿道1地点、発生源周辺1地点について、環境大気中のダイオキシン類を調査	
5 その他	<ul style="list-style-type: none"> ①大気汚染防止法に基づく届出・監視等 ②ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出・監視等 ③香川県公害防止条例に基づく届出・監視等 ④高松市公害防止条例に基づく届出・監視等 	<ul style="list-style-type: none"> ①香川県において同様の業務を実施 ②香川県において同様の業務を実施 ③香川県において同様の業務を実施 ④該当なし

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
実施機関及び実施内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-12 環境対策事業	
分類	騒音振動防止対策事業	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 環境騒音調査	一般地域15地点、道路に面する地域10地点について騒音測定実施。 道路に面する地域の騒音測定結果を用いて34区間について面的評価を行う。	法に基づく地域指定はされているが、測定実績はない。
2 道路交通騒音・振動調査	道路交通騒音の測定を10地点、道路交通振動測定を10地点について実施	騒音のみ、法に基づく地域指定はされているが、測定実績はない。
3 航空機騒音調査	1地点(西植田町)について香川県が騒音測定を実施	地域指定がないため、調査は実施していない。
4 その他	①騒音規制法に基づく届出・監視等 ②振動規制法に基づく届出・監視 ③高松市公害防止条例に基づく届出・監視等	①高松市と同じ。 ②該当なし。 ③該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
各種測定の実施状況に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-12 環境対策事業	
分類	水質汚濁監視事業	
現 況		
項 目	高 松 市	国 分 寺 町
1 公共用水域水質調査	河川(環境基準点9地点、補助点2地点、その他地点2地点、ため池(その他地点10地点)、海域(その他地点5地点)の健康項目・生活環境項目・その他項目を調査	河川(その他地点1地点)、ため池(その他地点7地点)の健康項目・生活環境項目・その他項目を調査(県薬剤師会検査センターへ委託)
2 地下水質調査	(実施機関) 高松市 概況調査(市内を2kmメッシュに区分して年1回調査し、計46区分を、3年間でローテーションする。)及び定期モニタリング(過去に有害物質が検出された井戸4本について、年1回調査)を実施	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
3 ダイオキシン類調査	(実施機関) 高松市 河川水質、底質(環境基準点9地点で毎年実施)、土壌(一般環境2.5kmメッシュ35地点、発生源周辺20地点について、平成16年度まで実施)、地下水(市内14区域を3年間でローリング調査)	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
4 その他	①水質汚濁防止法に基づく届出・監視等 ②瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく届出・監視等 ③土壌汚染対策法に基づく届出・監視等 ④高松市公害防止条例に基づく届出・監視等	①香川県において同様の業務を実施 ②香川県において同様の業務を実施 ③香川県において同様の業務を実施 ④該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・公共用水域水質調査の実施方法が異なる。 ・地下水質調査、ダイオキシン類調査及び水質汚濁防止法に基づく届出・監視等の実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一するとともに、地下水質調査、ダイオキシン類調査及び水質汚濁防止法に基づく届出・監視等については、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-12 環境対策事業	
分類	公衆便所管理	
現 況		
項 目	高 松 市	国 分 寺 町
1 設置数	26箇所(平成16年4月1日) 公衆便所 20箇所 その他便所 6箇所	該当なし。
2 清掃委託	業者委託 16箇所 個別管理委託 10箇所	
3 施設維持管理	管理用品購入、電気・水道・下水道料金、施設修繕料の支払い、浄化槽保守点検等の業務委託等に対応。	
4 市・町民トイレ制度	(目的) 市街地における公衆便所の不足を補うため、民間施設の既存トイレを、市民や観光客が広く気軽に利用できるよう提供してもらうもの。 (設置数) 8箇所	該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24-12 環境対策事業		部 会 名	環 境
分 類		し尿収集事業			
現 況					
項 目	高 松 市	国 分 寺 町			
1 し尿収集手数料	(徴収) 許可業者が徴収 (手数料) ・一般家庭(定額制) 人数割(1人1カ月につき) 330円 回数割(1回につき) 340円 ・事業所等(従量制) 18 ^{リットル} につき 210円 ・特別料金 ・ホース2本(40m)を超える場合 1本につき 280円加算 ・軽四輪車による収集の場合 1回につき 460円加算 ・一般家庭用無臭トイレの場合 1回につき 460円加算	(徴収) 町・事業所がし尿収集券を販売・委託販売し、し尿収集時、し尿収集券で業者に支払う。 収集業者は、し尿収集券をまとめて町に請求する。 (手数料) ・一般家庭(定額制) 人数割(1人1カ月につき) 310円 回数割(1回につき) 310円 ・事業所等(従量制) 36 ^{リットル} につき 310円 ・追加料金 ホース2本(40m)を超える場合 1本につき 310円加算	問 題 点 ・ 課 題 ・手数料、徴収方法等に差異がある。 ・国分寺町においては、綾南環境衛生組合のし尿中継用貯留施設に一時貯留する収集体制となっている。		
2 収集・運搬主体	市の許可業者	し尿等収集業の許可後、業務委託	対 応 策 高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町地域のし尿収集手数料については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。 綾南環境衛生組合のし尿中継用貯留施設へのし尿の搬入等については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議によるものとする。		
3 委託・許可業者数	5業者(許可業者)	2業者(委託業者)			
4 許認可事務	・一般収集運搬事業者 1万円 ・浄化槽清掃事業者 1万円	・一般収集運搬事業者 1万円 ・浄化槽清掃事業者 4千円			
5 貯留施設	該当なし。	し尿貯留槽施設 ・石船貯留槽(500 ^{m³}) ※ 綾南環境衛生組合が設置・管理・運営 ・管理・運営負担金の支払い	調 整 案 高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町地域のし尿収集手数料については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。		

「建設関係事業について」に関する資料

用途地域について	52
屋外広告物規制について	53
建築指導について	54 ~ 57
開発指導について	58 ~ 59
建築物等検査について	60 ~ 61
確認申請審査について	62
都市公園等について	63 ~ 64
ちびっこ広場について	65
緑化事業について	66
花いっぱい推進事業について	67 ~ 68
緑の基本計画について	69
市・町道路等について	70
道路維持管理について	71
道路愛護団体について	72
道路新設改良について	73
急傾斜地崩壊対策事業について	74
水防対策について	75
市・町営住宅について	76 ~ 77
特定優良賃貸住宅制度について	78
高齢者向け優良賃貸住宅制度について	79
住宅新築資金等貸付金について	80

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-15 建設関係事業																																																																																																																						
分類	用途地域																																																																																																																						
	現 況																																																																																																																						
項目	高 松 市		国 分 寺 町																																																																																																																				
1 概要	<p>平成16年5月17日に、線引き(市街化区域と市街化調整区域の区分)廃止と併せ、高松広域都市計画区域(高松市、牟礼町、三木町、香川町、香南町、国分寺町、綾南町)に再編した。この再編により、高松市の都市計画区域は、島嶼部と山田地区の4町(西・東植田町、菅沢町、池田町)を除く、16,195haが都市計画区域となった。</p> <p>このうち、旧市街化区域(4,754ha)については、良好な市街地環境の形成や都市における住居・商業・工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建物の用途や容積率・建蔽率・高さなどの形態を誘導する用途地域を指定している。</p>		<p>昭和59年4月10日に、国分寺都市計画区域として町全域が都市計画区域に当初決定し、平成16年5月17日の都市計画区域の見直しにより、高松広域都市計画区域(高松市、牟礼町、三木町、香川町、香南町、国分寺町、綾南町)に再編された。</p> <p>このうち384haについては、良好な市街地環境の形成や都市における住居・商業・工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建物の用途や容積率・建蔽率・高さなどの形態を誘導する用途地域を指定している。</p>																																																																																																																				
2 種類	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>面積 (ha)</th> <th>容積率 (%)</th> <th>建ぺい率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第一種低層住居専用地域</td> <td>4.2</td> <td>60以下</td> <td>40以下</td> </tr> <tr> <td>22.2</td> <td>80 "</td> <td>50 "</td> </tr> <tr> <td>381.1</td> <td>100 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>第二種低層住居専用地域</td> <td>83.8</td> <td>150 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>第一種中高層住居専用地域</td> <td>718.8</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>第二種中高層住居専用地域</td> <td>316.6</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>第一種住居地域</td> <td>903.4</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>第二種住居地域</td> <td>286.1</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>準住居地域</td> <td>35.4</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">近隣商業地域</td> <td>86.5</td> <td>200 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>274.2</td> <td>300 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">商業地域</td> <td>1.2</td> <td>200 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>140.9</td> <td>400 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>55.7</td> <td>500 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>3.6</td> <td>600 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>1.7</td> <td>700 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>7.5</td> <td>800 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>準工業地域</td> <td>863.2</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>工業地域</td> <td>144.5</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>工業専用地域</td> <td>155.8</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>4,754</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		種 類	面積 (ha)	容積率 (%)	建ぺい率 (%)	第一種低層住居専用地域	4.2	60以下	40以下	22.2	80 "	50 "	381.1	100 "	60 "	第二種低層住居専用地域	83.8	150 "	60 "	第一種中高層住居専用地域	718.8	200 "	60 "	第二種中高層住居専用地域	316.6	200 "	60 "	第一種住居地域	903.4	200 "	60 "	第二種住居地域	286.1	200 "	60 "	準住居地域	35.4	200 "	60 "	近隣商業地域	86.5	200 "	80 "	274.2	300 "	80 "	商業地域	1.2	200 "	80 "	140.9	400 "	80 "	55.7	500 "	80 "	3.6	600 "	80 "	1.7	700 "	80 "	7.5	800 "	80 "	準工業地域	863.2	200 "	60 "	工業地域	144.5	200 "	60 "	工業専用地域	155.8	200 "	60 "	合 計	4,754			<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>面積(ha)</th> <th>容積率(%)</th> <th>建ぺい率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種低層住居専用地域</td> <td>12.7</td> <td>100以下</td> <td>60以下</td> </tr> <tr> <td>第一種中高層住居専用地域</td> <td>26.5</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>第一種住居地域</td> <td>131.5</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>準住居地域</td> <td>32.8</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>近隣商業地域</td> <td>10.8</td> <td>200 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>商業地域</td> <td>22.3</td> <td>300 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>準工業地域</td> <td>33.1</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>384</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	面積(ha)	容積率(%)	建ぺい率(%)	第一種低層住居専用地域	12.7	100以下	60以下	第一種中高層住居専用地域	26.5	200 "	60 "	第一種住居地域	131.5	200 "	60 "	準住居地域	32.8	200 "	60 "	近隣商業地域	10.8	200 "	80 "	商業地域	22.3	300 "	80 "	準工業地域	33.1	200 "	60 "	合 計	384		
種 類	面積 (ha)	容積率 (%)	建ぺい率 (%)																																																																																																																				
第一種低層住居専用地域	4.2	60以下	40以下																																																																																																																				
	22.2	80 "	50 "																																																																																																																				
	381.1	100 "	60 "																																																																																																																				
第二種低層住居専用地域	83.8	150 "	60 "																																																																																																																				
第一種中高層住居専用地域	718.8	200 "	60 "																																																																																																																				
第二種中高層住居専用地域	316.6	200 "	60 "																																																																																																																				
第一種住居地域	903.4	200 "	60 "																																																																																																																				
第二種住居地域	286.1	200 "	60 "																																																																																																																				
準住居地域	35.4	200 "	60 "																																																																																																																				
近隣商業地域	86.5	200 "	80 "																																																																																																																				
	274.2	300 "	80 "																																																																																																																				
商業地域	1.2	200 "	80 "																																																																																																																				
	140.9	400 "	80 "																																																																																																																				
	55.7	500 "	80 "																																																																																																																				
	3.6	600 "	80 "																																																																																																																				
	1.7	700 "	80 "																																																																																																																				
	7.5	800 "	80 "																																																																																																																				
準工業地域	863.2	200 "	60 "																																																																																																																				
工業地域	144.5	200 "	60 "																																																																																																																				
工業専用地域	155.8	200 "	60 "																																																																																																																				
合 計	4,754																																																																																																																						
種 類	面積(ha)	容積率(%)	建ぺい率(%)																																																																																																																				
第一種低層住居専用地域	12.7	100以下	60以下																																																																																																																				
第一種中高層住居専用地域	26.5	200 "	60 "																																																																																																																				
第一種住居地域	131.5	200 "	60 "																																																																																																																				
準住居地域	32.8	200 "	60 "																																																																																																																				
近隣商業地域	10.8	200 "	80 "																																																																																																																				
商業地域	22.3	300 "	80 "																																																																																																																				
準工業地域	33.1	200 "	60 "																																																																																																																				
合 計	384																																																																																																																						

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題	用途地域の種類に差異がある。
-------------	----------------

対 応 策	高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町地域の用途地域については、現行のとおりとする。
-------	---

好	高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町地域の用途地域については、現行のとおりとする。
---	---

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-15 建設関係事業	
分類	屋外広告物規制	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 実施機関	中核市として、高松市が実施	香川県において、同様の業務を実施
2 概要	高松市屋外広告物条例に基づき、美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止するために屋外広告物の許可等の規制事務を行っている。	
3 屋外広告物の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・張り紙 ・屋上広告 ・消火栓標識添加 ・バス停標識表示 ・電柱(巻付) ・電柱(添加) ・突き出し広告 ・壁面広告 ・野立(広告板) ・野立(広告塔) 	

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目		24-15 建設関係事業		部会名	都市開発
分類		建築指導			
		現況			
項目	高松市	国分寺町		問題点・課題	
1 建築審査会の設置	(実施機関) 特定行政庁(※)として、高松市が実施 (設置日) 昭和46年4月1日 (委員数) 7名 (内容) ・建築基準法第94条第1項の審査請求に対する採決についての議決 ・特定行政庁の諮問に応じて、建築基準法の施行に関する重要事項の調査・審議 ・建築基準法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施		<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関に差異がある。 ・国分寺町では、建築紛争調整委員を設置していない。 ・国分寺町では、狭あい道路拡幅整備(補助)、がけ地近接等危険住宅移転事業及びその他建築に関する指導を実施していない。 ・特定用途制限地域内及び旅館施設等の建築に関する制限内容に差異がある。 	
2 建築紛争調整委員の設置	(設置日) 平成9年3月27日 (内容) 「高松市中高層建築物の建築に関する指導要綱」に基づき、紛争当事者が自主的な解決のための努力をしたにもかかわらず合意に至らなかったものについて、紛争当事者の双方から紛争の調整の申出があったときに紛争解決のための調停に関する事項について調査審議を行う。	該当なし。		<p>対応策</p> <p>高松市の制度に統一するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。 ただし、国分寺町地域の特定用途制限地域内及び旅館施設等の建築に関する制限内容については、現行のとおりとする。</p>	
3 各関係法に係る指導	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)、建築物の耐震改修の促進に関する法律及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、指導を行っている。	(実施機関) 香川県において同様の業務を実施		<p>調整案</p> <p>高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町地域の特定用途制限地域内及び旅館施設等の建築に関する制限内容については、現行のとおりとする。</p>	

※ 特定行政庁とは、建築基準法において、独立の行政機関の性格を有する建築主事を置く地方公共団体の長を指す。
人口25万人以上の市及び建築主事を置くその他の市町村の区域については、当該自治体の長が、また、建築主事を置かない市町村の区域については、都道府県知事がこれに該当する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-15 建設関係事業		部会名	都市開発
分類	建築指導			
現 況				
項目	高 松 市	国 分 寺 町	問 題 点 ・ 課 題	
4 違法建築等の指導	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施</p> <p>(内容) 違反建築物の防止のため、建築監視員によるパトロールを行っている。 ・違反建築物に対する使用禁止、使用制限、是正、勧告、命令措置 ・毎年10月には高松市内一斉公開パトロールを実施</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>		
5 道路の相談指導	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施</p> <p>(内容) 建築基準法第42条の道路の定義に基づく調査位置付けを行うとともに、同条第2項に規定される幅員4m未満の道路について、高松市狭あい道路拡幅整備要綱に基づき、狭あい拡幅整備の協力を求めている。また、同法第44条関係の例外許可については、一定の基準を確保しているものについて建築基準法の道路位置付を行っている。</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>		
6 特殊建築物等の防災指導	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施</p> <p>(内容) 不特定多数の人が利用する特殊建築物の安全性の確保と適正な維持管理を図り、事故の発生を未然に防止するため、建築物の所有者、管理者に対し、防災指導を実施している。(年3回建築物防災週間時に立ち入り調査を実施)</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-15 建設関係事業	
分類	建築指導	
現 況		
項 目	高 松 市	国 分 寺 町
7 建築許可事務	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・建築基準法第43条に規定される敷地と道路の間に水路、空地がある場合等の例外許可 ・建築基準法の建築制限の例外許可	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
8 狭あい道路拡幅整備(補助)	(内容) 高松市狭あい道路拡幅整備要綱に基づき、建築基準法第42条第2項に規定される幅員4m未満の道路を、市民の理解と協力の下に、狭あい道路拡幅整備を促進し、良好な住環境を確保している。 ・後退した用地を市に寄附した場合は、後退に係る測量、分筆・所有権移転、登記費用については全額を助成 ・後退部分の門、塀などの撤去については一部を助成	該当なし。
9 がけ地近接等危険住宅移転事業	(内容) がけ地の崩壊の危険が著しい区域に建っている住宅(昭和49年以前に建築された住宅に限る。)の安全な場所への移転を促進するため、危険住宅の除去などと新たに建設・購入する経費に補助金を交付する。	該当なし。
10 特定用途制限地域内の制限	(内容) 用途白地地域における良好な環境の保護を図るために、建築することができる建築物の用途について、制限する。 特定用途制限地域 ・幹線沿道型 ・一般環境保全型 (制限内容) 1 危険性や環境を悪化させる工場等の建築不可 2 環境保全地域における高さ制限 10m以下 3 3階以上及び1500㎡を超える建築物の用途制限あり(環境保全型) 等	(内容) 高松市と同じ。 特定用途制限地域 ・幹線沿道型 ・環境保全型 (制限内容) 1 高松市と同じ。 2 高さ制限なし。 3 用途制限なし。 等

部 会 名	都市開発
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-15 建設関係事業		部会名	都市開発
分類	建築指導			
	現 況			
項目	高 松 市	国 分 寺 町	問 題 点 ・ 課 題	
11 旅館施設等の建築に関する制限	高松市旅館施設等の建築に関する指導要綱に基づきモーテル営業等について指導を実施 (制限内容) 1 学校の敷地の周囲200m以内 2 児童福祉施設敷地の周囲200m以内 3 社会教育に関する施設及び公民館等の敷地の周囲200m以内 等	国分寺町旅館施設等の建築に関する指導要綱に基づきモーテル営業等について指導を実施 (制限内容) 1 教育文化施設の周囲100m以内 2 公園及び児童福祉施設の周囲100m以内 3 児童生徒等の通学路両側50m以内 4 住宅密集地の周囲100m以内 等		
12 その他建築に関する指導	高松市建築基準法施行条例、高松市建築基準法施行細則、高松市旅館施設等の建築に関する指導要綱、高松市ワンルーム形式集合建築物に関する指導要綱、高松市中高層建築物の建築に関する指導要綱、高松市狭あい道路拡幅整備要綱に基づき、建築に関する指導を行っている。	該当なし。		
			対 応 策	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-15 建設関係事業		部会名	都市開発
分類	開発指導			
現 況				
項目	高 松 市	国 分 寺 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 開発審査会の設置	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (設置日) 平成12年4月1日 (委員数) 5名 (内容) 都市計画法第81条第1項の規定に基づく監督処分不服のある者からの審査請求について、その採決を行う。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関に差異がある。 ・開発行為等の許可基準に差異がある。 	
2 開発指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 都市計画法第33条の開発許可の基準及び高松市開発指導要綱や運用基準並びに香川県開発許可の手引き等の規定に基づき、開発指導を行っている。 (対象面積) ・都市計画区域 1,000㎡以上 ・都市計画区域外 1ha以上	(実施機関等) 香川県において、1,000㎡以上の開発については、同様の業務を実施している。 なお、町内での開発については国分寺町の土地開発指導要綱により、開発指導(事前協議)を行っている。	対 応 策	
			<p>高松市の制度に統一するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。 ただし、国分寺町地域の開発行為等の許可基準については、現行のとおりとする。</p>	
3 開発行為等	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 都市計画法第29条の規定に基づく一定規模以上の開発行為に対する開発許可制度 (許可基準) 最低敷地規模 用途地域 100㎡ 用途白地地域 150㎡	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施 (許可基準) 最低敷地規模 全地域 165㎡ ※平成17年4月1日から開発許可事務(4.5ha未満)の権限委譲を県から受ける予定。	調 整 案	
			<p>高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町地域の開発行為等の許可基準については、現行のとおりとする。</p>	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-15 建設関係事業		部会名	都市開発
分類	開発指導			
	現 況			
項目	高 松 市	国 分 寺 町		問 題 点 ・ 課 題
4 優良宅地認定	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施</p> <p>(内容) 租税特別措置法に基づく土地譲渡に対する重課の適用除外、長期譲渡所得等に対する課税の軽減を受けるための優良宅地の認定制度 [平成15年度実績] 0件</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施(1,000㎡以上) なお、1,000㎡未満については国分寺町において実施</p> <p>(内容) 高松市と同じ。 [平成15年度実績] 0件 ※平成17年4月1日から優良宅地認定事務(1,000㎡以上)の権限委譲を県から受ける予定。</p>		
5 道路位置指定	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施</p> <p>(内容) 建築基準法第42条の規定に基づき、利害関係人からの申請により、特定行政庁が、道を建築基準法上の道路として認める処分 [平成15年度実績] 13件</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>		対 応 策
				調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-15 建設関係事業	
分類	建築物等検査	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 建築物の検査	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・中間検査は木造建築物の建築基準法による中間検査と公庫融資の現場審査があり、建物の安全性確保のため軸組みを緊結した状況の検査を実施している。 ・完了検査は建築基準法による完了検査と公庫融資の竣工検査があり、建築物の一般規定、構造規定、防火区画、避難規定、排煙規定、非常用照明、内装、建築設備等の検査を実施している。</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>
2 工作物の検査	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁等の構造上・防火上の検査</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>
3 建築設備の検査	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) 建築物内のエレベーター、エスカレーター等の防火上・避難上の検査</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>

部 会 名	都市開発
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-15 建設関係事業		部会名	都市開発
分類	建築物等検査			
現 況				
項目	高 松 市	国 分 寺 町	問 題 点 ・ 課 題	
4 仮設建築物の検査	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設建築物 仮設興行場、仮設店舗等(建築工事施工のため、既存建築物に替わる建築物)の防火上、避難上の検査 ・仮使用建築物 建築物の増築、改築、大規模の修繕もしくは模様替の工事における廊下・階段等の避難施設、消火施設、非常用照明装置、非常用昇降機、防火区画等の安全・防火・非難上安全上の検査 	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>		
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-15 建設関係事業		部会名	都市開発
分類	確認申請審査			
	現 況			
項目	高 松 市	国 分 寺 町		問 題 点 ・ 課 題
1 建築確認申請審査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・確認申請書(申請物)の審査 ・指定確認検査機関が行う確認(建築物)審査 ・法律相談及び指導 等	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施		実施機関に差異がある。
2 工作物確認申請審査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・確認申請書(工作物)の審査 ・指定確認検査機関が行う確認(工作物)審査 ・法律相談及び指導 等	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施		
3 建築設備確認申請審査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・確認申請書(建築設備)の審査 ・指定確認検査機関が行う確認(建築設備)審査 ・法律相談及び指導 等	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施		
4 関係法等に関する審査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・住宅金融公庫の設計審査 ・建設リサイクル法届出書の審査 ・福祉の街づくり条例届出書の審査 ・法律相談及び指導(建築基準関係規定、建築士法、ハートビル法、建築リサイクル法、香川県福祉のまちづくり条例、住宅金融公庫法等)	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施		対 応 策
				高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。
				調 整 案
				高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-15 建設関係事業																																														
分類	都市公園等																																														
現 況																																															
項目	高 松 市	国 分 寺 町																																													
1 都市公園等の現況	①都市公園	①都市公園																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 別</th> <th colspan="2">現 況</th> </tr> <tr> <th>公園数</th> <th>面積(ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>街区公園</td> <td>96</td> <td>19.38</td> </tr> <tr> <td>近隣公園</td> <td>5</td> <td>5.42</td> </tr> <tr> <td>地区公園</td> <td>1</td> <td>3.52</td> </tr> <tr> <td>総合公園</td> <td>2</td> <td>24.28</td> </tr> <tr> <td>運動公園</td> <td>1</td> <td>2.06</td> </tr> <tr> <td>歴史公園</td> <td>1</td> <td>8.00</td> </tr> <tr> <td>墓 園</td> <td>1</td> <td>11.86</td> </tr> <tr> <td>緑地・緑道</td> <td>9</td> <td>3.08</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>116</td> <td>77.60</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	現 況		公園数	面積(ha)	街区公園	96	19.38	近隣公園	5	5.42	地区公園	1	3.52	総合公園	2	24.28	運動公園	1	2.06	歴史公園	1	8.00	墓 園	1	11.86	緑地・緑道	9	3.08	計	116	77.60	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 別</th> <th colspan="2">現 況</th> </tr> <tr> <th>公園数</th> <th>面積(ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>街区公園</td> <td>1</td> <td>0.14</td> </tr> <tr> <td>地区公園</td> <td>2</td> <td>14.17</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3</td> <td>14.31</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	現 況		公園数	面積(ha)	街区公園	1	0.14	地区公園	2	14.17	計	3
種 別	現 況																																														
	公園数	面積(ha)																																													
街区公園	96	19.38																																													
近隣公園	5	5.42																																													
地区公園	1	3.52																																													
総合公園	2	24.28																																													
運動公園	1	2.06																																													
歴史公園	1	8.00																																													
墓 園	1	11.86																																													
緑地・緑道	9	3.08																																													
計	116	77.60																																													
種 別	現 況																																														
	公園数	面積(ha)																																													
街区公園	1	0.14																																													
地区公園	2	14.17																																													
計	3	14.31																																													
	②その他公園 41箇所 6.67ha	②その他公園 該当なし。																																													
2 維持管理	街区公園等の除草・清掃等の日常の維持管理については、公園周辺の自治会や老人会などで組織された「公園愛護会」で行っている。 また、規模の大きい地区公園や樹木管理については、シルバー人材センターや(財)高松市花と緑の協会へ委託している。	公園の除草・清掃等は、嘱託等職員が実施するとともに、シルバー人材センターへ委託している。 また、樹木管理については、公園以外の保育所、学校、公民館等を含めて業者へ委託している。																																													
3 占用料	①公園施設を設ける場合 その都度市長が定める額 ②公園を占用する場合 使用面積1㎡につき 1日 44円 ③行為をする場合 使用面積1㎡につき 1日 15円 ただし、興行を行う場合は30円 根拠:高松市都市公園条例	該当なし。																																													

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理の方法、有料施設の使用料及び管理運営に差異がある。 ・国分寺町では占用料を徴収していない。

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、如意輪寺公園の記念植樹は、当分の間、現行のとおり継続するものとする。 なお、施設の管理運営方法等については、合併時までには調整するものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-15 建設関係事業		部会名	都市開発
分類	都市公園等			
	現況			
項目	高松市	国分寺町		
4 有料施設	<p>(玉藻公園)</p> <p>①入園料 普通 大人200円、小人100円 団体 大人140円、小人 70円 ※団体は20人以上/6歳未満は無料</p> <p>②披雲閣使用料 ・営業目的 890円～9,140円 ・その他 440円～4,570円</p> <p>(仏生山公園)</p> <p>○体育館(アリーナ面積1,089㎡) ・施設 バレーボール2面、バスケットボール2面、バドミントン6面ほか ・使用料金 専用使用 4,270円～307,210円 個人使用 一般100円、学生50円(1時間)</p> <p>○温水プール ・施設 25mプール(7コース/水深1.1m～1.3m) 補助プール(水深60cm) ・使用料金 大人510円、中・高校生340円 小人(3歳未満除く)230円 *身体障害者が利用する場合は、無料</p> <p>○集会室 ・施設 第1～第5集会室 ・使用料金 2,170円～6,480円/全日 ・冷暖房料 室料の1/2の額</p> <p>○管理運営 ・体育館、温水プール (財)高松市スポーツ振興事業団 ・集会室 (財)高松市花と緑の協会</p> <p>※ 多目的広場及びキャンプ場の使用料は無料</p>	<p>※体育施設を除く。 (橘ノ丘総合運動公園)</p> <p>○多目的広場 使用料金 1,000円/1時間当り ※町外者は倍額</p> <p>○キャンプ場 使用料金 100円/1人/1回 ※町外者は倍額、小学生未満は無料</p> <p>(如意輪寺公園)</p> <p>○多目的広場 使用料金 1,000円/1時間当り ※町外者は倍額</p> <p>○記念植樹 使用料金 30,000円/1本当り</p> <p>○管理運営 町が直営で実施している。</p>	問題点・課題	
				対応策
				調整案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-15 建設関係事業	
分類	ちびっこ広場	
現 況		
項 目	高 松 市	国 分 寺 町
1 ちびっこ広場	<p>①目的 土地所有者の好意により、空き地となり使用されていない土地を開放してもらい、子ども達が自由に遊べる場所として整備している。</p> <p>②維持管理等 ・管理 地元広場管理者 ・土地賃借料 無料 ・固定資産税 免除 ・箇所数 51箇所</p>	該当なし。
2 ミニ公園	該当なし。	<p>①目的 児童等の健全な遊び場及び地域のコミュニティ広場として、広く町民が利用できる場所として整備している。</p> <p>②維持管理等 ・管理 地元(利用者等) ・土地賃借料 有償 ・固定資産税 免除 ・箇所数 9箇所</p> <p>③現契約期間の満了期日等 ・平成19年3月31日 3箇所 ・平成20年3月31日 4箇所 ・平成21年3月31日 2箇所</p>

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・ちびっこ広場の内容に差異がある。 ・国分寺町のミニ公園では、土地賃借料が有償である。</p>

対 応 策
<p>国分寺町のミニ公園については、高松市のちびっこ広場として引き継ぐ。 なお、土地賃借料については、現契約期間満了時に無料の方向で見直すものとする。</p>

調 整 案
<p>国分寺町のミニ公園については、高松市のちびっこ広場として引き継ぐ。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-15 建設関係事業	
分類	緑化事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 街路緑化	<p>市道の街路樹の維持管理を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高木 五番町西宝線ほか57路線 5,804本 ・低木 天神前瓦町線ほか37路線 28,380m 	該当なし。
2 民有地緑化	<p>①生垣設置助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象 新しく生垣を設置する宅地の所有者 ・助成要件 公衆用道路に面した部分が4m以上 ・助成率 植栽工事費(1m当り5,000円で算出)の3分の2以内 ・事業主体 (財)高松市花と緑の協会 <p>②環境保全緑化助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象 事業所の敷地内に新しく緑化木を植栽するもの ・助成要件 (高木)公衆用道路から樹木全体が見えること (低木)公衆用道路に面した部分が4m以上 ・助成率 植栽工事費の2分の1以内 <p>③既設ブロック取り壊し加算(上記、①②ともに適用) 1m当り2,500円</p> <p>④限度額(上記、①②③ともに適用) 150,000円</p> <p>※上記の事業については、(財)高松市花と緑の協会に補助金を交付し、実施している。</p>	該当なし。

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-15 建設関係事業		部会名	都市開発		
分類	花いっぱい推進事業					
現 況						
項目	高 松 市	国 分 寺 町	問 題 点 ・ 課 題			
1 花壇管理	①地区花壇 ・箇所数 公園、出張所等74箇所 ・管理 各施設・地元で管理 ②幹線道路等の花壇 ・箇所数 20箇所 ・面積 5,524㎡ ・管理 (財)高松市花と緑の協会	該当なし。				
2 フラワーサークル高松	花いっぱい・緑化を進めるために、花や緑を増やし、育て、守る奉仕者として活動するフラワーサークル高松を設立し、花と緑のまちづくりの主体組織となるよう支援している。 ①会員数 92人 ②活動 フラワーフェスティバルへの参加、地区花壇への花の植え付け、高松駅前広場・花時計への花の植え付け	該当なし。			対 応 策	
3 ポケットパーク	街路事業等の残地に整備したポケットパークの維持管理を行っている。 ①管理状況 16箇所 4,638㎡ ②管理 (財)高松市花と緑の協会	該当なし。			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。			

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-15 建設関係事業		部会名	都市開発
分類	花いっぱい推進事業			
現況				
項目	高松市	国分寺町	問題点・課題	
4 フラワーフェスティバル	<p>(趣旨等) 市と市民が一体となって花いっぱいのまちづくりを推進している。 なお、平成14年度から交通安全フェアと共同で高松春のまつり「フラワーフェスティバル&交通安全フェア」として実施している。</p> <p>(主催) 高松市フラワーフェスティバル実行委員会</p> <p>(主管) 高松市、(財)高松市花と緑の協会</p> <p>(開催時期) 毎年5月3日～5日</p> <p>(開催場所) 高松市立中央公園</p> <p>(内容) ステージイベント(クイズ大会、コンサート等)、スタンプラリー、学校花壇コンクール、ガーデニング教室など</p> <p>(市負担金) 13,600千円(平成16年度実績)</p>	該当なし。		
			対応策	
			調整案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-15 建設関係事業	
分類	緑の基本計画	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 緑の基本計画	<p>①概要等 緑のマスタープラン及び都市緑化推進計画の内容を併せ持つものとして、都市公園の整備や都市計画制度に基づく緑地の保全だけでなく、都市計画制度によらない公共公益施設や民有地の緑化、普及啓発活動までの幅広い計画内容を含んでおり、都市緑化保全法に基づく法定計画として、平成14年3月に策定した。 本計画は、今後の高松市の緑の保全・創出に関わる様々な施策と、その目標及び方針を定めるものである。</p> <p>②計画対象区域 都市計画区域内 ただし、都市計画区域外地域についても、区域内と同様に扱う。</p> <p>③基本理念 みどりあふれる 人にやさしいまち 高松</p> <p>④基本方針 ・みどりをまもり、つたえる まちづくり ・みどりを活かせる まちづくり ・身近なみどりをつくり、育てる まちづくり ・みどりを育む仲間をふやす まちづくり</p>	該当なし。

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
国分寺町では、緑の基本計画が策定されていない。

対 応 策
合併後において、国分寺町地域を含めた計画の見直し等を行う。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-15 建設関係事業																																																					
分類	市・町道路等																																																					
	現			況																																																		
項目	高松市			国分寺町																																																		
1 道路状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">延長(m)</th> <th rowspan="2">舗装率 (%)</th> </tr> <tr> <th>舗装済</th> <th>砂利道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道</td> <td>31,732</td> <td>0</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>236,181</td> <td>0</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>市道</td> <td>1,578,472</td> <td>95,589</td> <td>94.3</td> </tr> </tbody> </table>			区分	延長(m)		舗装率 (%)	舗装済	砂利道	国道	31,732	0	100.0	県道	236,181	0	100.0	市道	1,578,472	95,589	94.3	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">延長(m)</th> <th rowspan="2">舗装率 (%)</th> </tr> <tr> <th>舗装済</th> <th>砂利道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道</td> <td>5,748</td> <td>0</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>17,547</td> <td>0</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>町道</td> <td>123,970</td> <td>4,967</td> <td>96.1</td> </tr> </tbody> </table>			区分	延長(m)		舗装率 (%)	舗装済	砂利道	国道	5,748	0	100	県道	17,547	0	100	町道	123,970	4,967	96.1												
区分	延長(m)		舗装率 (%)																																																			
	舗装済	砂利道																																																				
国道	31,732	0	100.0																																																			
県道	236,181	0	100.0																																																			
市道	1,578,472	95,589	94.3																																																			
区分	延長(m)		舗装率 (%)																																																			
	舗装済	砂利道																																																				
国道	5,748	0	100																																																			
県道	17,547	0	100																																																			
町道	123,970	4,967	96.1																																																			
2 市・町道延長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>幅員</th> <th>実延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.5m未満</td> <td>246,996</td> </tr> <tr> <td>2.5m以上 6.5m未満</td> <td>1,212,791</td> </tr> <tr> <td>6.5m以上 8.5m未満</td> <td>105,507</td> </tr> <tr> <td>8.5m以上</td> <td>108,767</td> </tr> </tbody> </table>			幅員	実延長(m)	2.5m未満	246,996	2.5m以上 6.5m未満	1,212,791	6.5m以上 8.5m未満	105,507	8.5m以上	108,767	<table border="1"> <thead> <tr> <th>幅員</th> <th>実延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.5m未満</td> <td>3,603</td> </tr> <tr> <td>2.5m以上 6.5m未満</td> <td>115,053</td> </tr> <tr> <td>6.5m以上 8.5m未満</td> <td>9,598</td> </tr> <tr> <td>8.5m以上</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>			幅員	実延長(m)	2.5m未満	3,603	2.5m以上 6.5m未満	115,053	6.5m以上 8.5m未満	9,598	8.5m以上	0																												
幅員	実延長(m)																																																					
2.5m未満	246,996																																																					
2.5m以上 6.5m未満	1,212,791																																																					
6.5m以上 8.5m未満	105,507																																																					
8.5m以上	108,767																																																					
幅員	実延長(m)																																																					
2.5m未満	3,603																																																					
2.5m以上 6.5m未満	115,053																																																					
6.5m以上 8.5m未満	9,598																																																					
8.5m以上	0																																																					
3 市・町・管理橋梁	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>橋数</th> <th>延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">非永久橋</td> <td>15m未満</td> <td>22</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>15m以上100m未満</td> <td>4</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>100m以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">永久橋</td> <td>15m未満</td> <td>1,031</td> <td>4,078</td> </tr> <tr> <td>15m以上100m未満</td> <td>104</td> <td>3,246</td> </tr> <tr> <td>100m以上</td> <td>9</td> <td>1,876</td> </tr> </tbody> </table>			区分		橋数	延長(m)	非永久橋	15m未満	22	64	15m以上100m未満	4	88	100m以上			永久橋	15m未満	1,031	4,078	15m以上100m未満	104	3,246	100m以上	9	1,876	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>橋数</th> <th>延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">非永久橋</td> <td>15m未満</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15m以上100m未満</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>100m以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">永久橋</td> <td>15m未満</td> <td>66</td> <td>292</td> </tr> <tr> <td>15m以上100m未満</td> <td>19</td> <td>390</td> </tr> <tr> <td>100m以上</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			区分		橋数	延長(m)	非永久橋	15m未満			15m以上100m未満			100m以上			永久橋	15m未満	66	292	15m以上100m未満	19	390	100m以上		
区分		橋数	延長(m)																																																			
非永久橋	15m未満	22	64																																																			
	15m以上100m未満	4	88																																																			
	100m以上																																																					
永久橋	15m未満	1,031	4,078																																																			
	15m以上100m未満	104	3,246																																																			
	100m以上	9	1,876																																																			
区分		橋数	延長(m)																																																			
非永久橋	15m未満																																																					
	15m以上100m未満																																																					
	100m以上																																																					
永久橋	15m未満	66	292																																																			
	15m以上100m未満	19	390																																																			
	100m以上																																																					
4 認定基準	<p>市道認定基準要綱を定めている。 (認定する道路の要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路線が系統的で交通上重要な道路であること。 ・国・県道の廃止に伴い、その区間が市道として在置する必要があること。 ・起点及び終点が直接公道に連絡する道路であること。 ・重要な公共、公益施設と国・県道及び市町村道のいずれかに連絡する道路。 など 			<p>町道認定基準要綱を定めていない。</p>																																																		

部会名	土木
-----	----

問題点・課題
国分寺町では、町道の認定基準を定めていない。

対応策
高松市の制度に統一する。 国分寺町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐ。

調整案
高松市の制度に統一する。 国分寺町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐ。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-15 建設関係事業	
分類	道路維持管理	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 修繕	市道の路側・側溝・雨水桝などの道路施設や舗装・暗渠等の修繕を業者発注により実施している。	高松市と同じ。
2 補修	市道上の陥没、路面のひび割れなどについて、現状での機能回復を原則として、簡易なものは現場事務所や本庁職員による原材料(常温合材、グレーチング、凍結防止剤)で対応している。また、根本的に補修を要する場合は、業者発注により実施している。 ※路面凍結防止剤を市内2箇所の公共の場所へ置き、地区住民において対応している。	高松市と同じ。 ※現場事務所はなく、路面凍結防止剤も未設置
3 清掃	市内の主要幹線道路(1級・2級) について、道路路面・雨水桝・側溝・暗渠清掃・地下道ポンプ井等の清掃を業務委託、その他道路については、地元等の通報により業務委託で実施している。 また、草刈について、県管理河川堤防の道路や、山間部で人家がなく、見通しが悪く交通安全上危険な箇所は業務委託で実施している。	町道について、雨水桝・側溝・暗渠清掃等は地元等の通報によりその都度、職員・業務委託で実施している。 また、草刈については、町道で通行の支障となる部分を業務委託で実施している。
4 交通安全施設修繕	交通安全施設であるカーブミラー・防護柵・道路標識・区画線・交差点案内標識・視線誘導標識等の修繕を業者発注により実施している。	高松市と同じ。

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
道路維持管理の方法に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-15 建設関係事業	
分類	道路愛護団体	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 名称	たかまつマイロード	該当なし。
2 組織	(団体数) 19道路愛護団体 (活動) 市道周辺の自治会等の団体が、道路の清掃・緑化活動などを、地域住民と協働して道路の維持管理や美化活動を実施している。	
3 支援	たかまつマイロード実施要領に基づき、各道路愛護団体へ清掃用具を支給するとともに、清掃に伴う傷害保険への加入費用を負担している。	

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-15 建設関係事業	
分類	道路新設改良	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 新設改良	市の計画及び地元要望により、道路及び橋梁について計画的に実施している。	町の計画や地元要望により、道路及び橋梁について事業を実施している。
2 土地の買収単価	地元要望については、4m以上は300円/m ² 5m以上は2,000円/m ² とし、時価買収は行わない。 ただし、市の計画に基づくものはこの限りではない。	土地の評価額の半分程度で買収を行っている。
3 共同施行に対する補助	該当なし。	3人以上の受益者を有する地区で、受益者が全幅2m以上の道路を4m以上にする場合、国分寺町単独町費補助道路新設改良事業補助金交付基準に基づき、予算の範囲内で補助金を交付している。

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
土地の買収単価が異なる。 高松市では、共同施行に対する補助を実施していない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、合併時において、国分寺町地域の継続中の事業に係る土地買収単価については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、合併時において、国分寺町地域の継続中の事業に係る土地買収単価については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-15 建設関係事業	
分類	急傾斜地崩壊対策事業	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 対象	急傾斜地の崩壊によるおそれのある集落で、移転適地がなく、かつ、工事費が至大で、土地の所有者等において崩壊防止工事を施工することが著しく困難、または不適切と認められるもので、香川県急傾斜地崩壊防止対策事業県費補助要綱の採択基準を満たすもの。	高松市と同じ。
2 区域の指定	(指定区域数) 18地区 (指定区域面積) 20.08 ha	(指定区域数) 1地区 (指定区域面積) 1.56ha
3 採択基準等	(採択基準) 斜面の高さが5m以上、傾斜度が30度以上のもので民家の戸数が5戸以上のもの。 (事業費負担区分) 県 2/3 市 1/3 地元 0	(採択基準) 斜面の高さが5m以上、傾斜度が30度以上のもので民家の戸数が2戸以上のもの。 (事業費負担区分) 県 2/3 町 1/6 地元 1/6

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
採択基準及び事業費負担区分に差異がある。

対 応 策
国分寺町地域の採択基準及び事業費負担区分については、現行のとおりとする。 なお、合併後において、高松市の制度の見直し等について検討するものとする。

調 整 案
国分寺町地域の採択基準及び事業費負担区分については、現行のとおりとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-15 建設関係事業	
分類	水防対策	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 目的	水防法に基づいて高松市水防計画を作成し、それに準じ、洪水、高潮等による水災を警戒・防御し、被害の軽減を図り、市民の生命、財産を保持する。	水防法に基づいて国分寺町水防計画を作成し、河川洪水等による災害を警戒・防御し、被害を軽減するため、各河川及びため池等に対し、水防に必要な体制を整える等町内の状況を適格に把握し、関係諸機関との協力体制に遺憾のなきようにする。
2 組織	<ul style="list-style-type: none"> ・水防管理者 高松市長 ・本部長 助役 ・水防本部員 関係各部長、課長、係長 ・関係機関 香川県、警察署、消防団ほか 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防本部長 国分寺町長 ・水防副本部長 助役 ・水防本部員 収入役、教育長、総務課長、消防団長 ・関係機関 町議会、消防団、水利組合ほか
3 水防本部の活動	大雨、洪水、高潮等に対する危険がある時、危険が解消されるまで、水防活動を迅速かつ積極的に推進する。	大雨、洪水等に対する危険がある時、危険が解消されるまで、水防活動を迅速かつ積極的に推進する。
4 水防本部の設置時期	香川県知事より大雨、洪水、高潮、暴風の警報の通知があったとき、また大雨、洪水、高潮の注意報発令時においても明らかに被害が予想されるときに設置する。 大雨、洪水、高潮等に対する危険が解消し、かつ水防活動が完了する等した場合、本部長の判断により解散する。	香川県知事より大雨に関する警報が発令されたとき、もしくは、洪水に対する危険があると町長が認められたときから、危険が解消するまでの間、水防本部員を召集し、設置する。また、水防本部員の判断により、気象情報等を考慮し、所属課員を待機させ、水防活動体制を整える。
5 命令系統	水防計画書の水防本部の組織及び事務分掌に基づき、本部長以下関係各課が水防業務の総括処理にあたる。	高松市と同じ。
6 避難勧告等の住民への周知方法	有線放送、CATV及び広報車等で周知している。	防災行政無線及び広報車等で周知している。

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・水防本部の設置時期等が異なる。 ・避難勧告等の住民への周知方法が異なる。

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、国分寺町住民への周知方法については、現行のとおり継続するものとする。</p> <p>なお、水防計画については、国分寺町地域を含めた計画の見直し等を行うものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、国分寺町住民への周知方法については、現行のとおり継続するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-15 建設関係事業																																																							
分類	市・町営住宅																																																							
	現		況																																																					
項目	高松市		国分寺町																																																					
1 住宅の種類及び戸数	市営住宅 40団地	4,159戸	町営住宅 5団地	58戸																																																				
	一般住宅	3,479戸	一般住宅	—																																																				
	旧地域改善向け住宅	102戸	旧地域改善向け住宅	34戸																																																				
	改良住宅	572戸	改良住宅	24戸																																																				
	LSA住宅	2戸	LSA住宅	—																																																				
	応急簡易住宅	4戸	応急簡易住宅	—																																																				
2 申込み資格	旧地域改善向け住宅	住所要件なし。	旧地域改善向け住宅	住所要件あり。																																																				
	改良住宅	住所要件あり。	改良住宅	住所要件あり。																																																				
3 住宅使用料	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">戸数</th> <th colspan="2">使用料(円/月)</th> </tr> <tr> <th>最高</th> <th>最低</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般住宅</td> <td>3,479</td> <td colspan="2">所得金額により異なる</td> </tr> <tr> <td>旧地域改善向け住宅</td> <td>102</td> <td colspan="2">所得金額により異なる</td> </tr> <tr> <td>改良住宅</td> <td>572</td> <td>4,500</td> <td>1,900</td> </tr> <tr> <td>LSA住宅</td> <td>2</td> <td>47,000</td> <td>44,000</td> </tr> <tr> <td>応急簡易住宅</td> <td>4</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>○一般住宅・旧地域改善向け住宅 ・公営住宅法等により定められている。 家賃＝家賃算定基礎額×市町村立地係数 ×規模係数×経過年数係数 ×利便性係数 市町村立地係数 1.1 利便性係数 ・一般住宅 0.70～0.84 ・旧地域改善向け住宅 0.79～0.82</p> <p>○改良住宅 ・限度額方式により定めている。</p> <p>○応急簡易住宅 ・建設目的等を踏まえ定めている。</p>		種類	戸数	使用料(円/月)		最高	最低	一般住宅	3,479	所得金額により異なる		旧地域改善向け住宅	102	所得金額により異なる		改良住宅	572	4,500	1,900	LSA住宅	2	47,000	44,000	応急簡易住宅	4	1,000	1,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">戸数</th> <th colspan="2">使用料(円/月)</th> </tr> <tr> <th>最高</th> <th>最低</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般住宅</td> <td>—</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>旧地域改善向け住宅</td> <td>34</td> <td colspan="2">所得金額により異なる (2,700) (2,300)</td> </tr> <tr> <td>改良住宅</td> <td>24</td> <td>2,900</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>LSA住宅</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>応急簡易住宅</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>○旧地域改善向け住宅 ・公営住宅法等により定められた住宅使用料を、特に減額している。 家賃＝家賃算定基礎額×市町村立地係数 ×規模係数×経過年数係数 ×利便性係数 市町村立地係数 0.75 利便性係数 0.80</p> <p>○改良住宅 ・高松市と同じ。</p>		種類	戸数	使用料(円/月)		最高	最低	一般住宅	—	—		旧地域改善向け住宅	34	所得金額により異なる (2,700) (2,300)		改良住宅	24	2,900	2,600	LSA住宅	—	—	—	応急簡易住宅	—	—	—
種類	戸数	使用料(円/月)																																																						
		最高	最低																																																					
一般住宅	3,479	所得金額により異なる																																																						
旧地域改善向け住宅	102	所得金額により異なる																																																						
改良住宅	572	4,500	1,900																																																					
LSA住宅	2	47,000	44,000																																																					
応急簡易住宅	4	1,000	1,000																																																					
種類	戸数	使用料(円/月)																																																						
		最高	最低																																																					
一般住宅	—	—																																																						
旧地域改善向け住宅	34	所得金額により異なる (2,700) (2,300)																																																						
改良住宅	24	2,900	2,600																																																					
LSA住宅	—	—	—																																																					
応急簡易住宅	—	—	—																																																					

部会名	土木
-----	----

問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の種類及び申込み資格に差異がある。 ・国分寺町では、旧地域改善向け住宅の住宅使用料を特に減額している。 ・高松市の制度に統一する場合、国分寺町の旧地域改善向け住宅の家賃算定用係数に係る、市町村立地係数及び利便性係数を変更する必要がある。 ・国分寺町では、駐車場使用料、車庫証明書類の発行手数料及び督促手数料を徴収していない。
--------	--

対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・国分寺町の町営住宅については、高松市の市営住宅として引き継ぐ。 ・国分寺町において、合併時までに旧地域改善向け住宅の住宅使用料の減額措置を廃止する。 ・国分寺町の旧地域改善向け住宅の住宅使用料については、市町村立地係数及び利便性係数を変更し、公営住宅法等により定められた額に調整するものとする。
-----	---

調整案	<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>国分寺町の町営住宅については、高松市の市営住宅として引き継ぐものとし、旧地域改善向け住宅の住宅使用料については、市町村立地係数及び利便性係数を変更し、公営住宅法等に定められた額に調整する。</p>
-----	---

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-15 建設関係事業			部会名	土木										
分類	市・町営住宅														
現 況															
項目	高 松 市			国 分 寺 町											
4 駐車場使用料	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">区画数</th> <th colspan="2">使用料(円/月)</th> </tr> <tr> <th>最高</th> <th>最低</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般住宅</td> <td>520</td> <td>6,000</td> <td>2,000</td> </tr> </tbody> </table>			種類	区画数	使用料(円/月)		最高	最低	一般住宅	520	6,000	2,000	無料	
	種類	区画数	使用料(円/月)												
最高			最低												
一般住宅	520	6,000	2,000												
※ 条例施行規則で団地ごとに定めている。															
5 車庫証明用書類の発行手数料	350円			無料											
6 督促手数料	100円			徴収規定なし。											
問 題 点 ・ 課 題															
対 応 策															
調 整 案															

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-15 建設関係事業	
分類	特定優良賃貸住宅制度	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 目的	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、民間の土地所有者や住宅供給公社等による賃貸住宅の供給に対して、建設費補助その他の助成制度を創設し、中堅所得者世帯向けの良質な賃貸住宅の供給を促進することで、民間賃貸住宅ストックの質的向上を図り、もって市民の住生活の安定と良好な地域形成に資することを目的とする。	該当なし。
2 認定基準	主な要件 ① 1団地の住宅戸数が10戸以上であること。 ② 住戸面積は1団地平均で65㎡以上など、市長が定める建設基準に適合すること。 ③ 入居者の資格が、同居親族のいる中堅所得者であること。	
3 補助の内容	① 共同施設等の整備に要する費用の2/3 ② 家賃と入居者負担額との差額	

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-15 建設関係事業		部会名	土木
分類	高齢者向け優良賃貸住宅制度			
	現 況			
項目	高 松 市	国 分 寺 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 目的	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、民間の土地所有者や社会福祉法人などによる高齢者の身体機能に対応した設計・設備など高齢者に配慮した良質な賃貸住宅の供給に対し、建設費補助や家賃減額補助を行い、増大する高齢者単身や高齢者夫婦世帯等の居住の安定を図ることを目的とする。	該当なし。		
2 認定基準	主な要件 ① 供給戸数が5戸以上であること。 ② 構造が耐火または準耐火であること。 ③ 住戸面積は1戸当たりの以下面積が、原則25㎡以上であること。 ④ 高齢者の身体機能に対応した設計・設備であること。 ⑤ 緊急時に対応したサービスの利用が可能なこと。			
3 補助の内容	① 建設費補助 ・ 民間の土地所有者による供給の場合 共同施設等の整備に要する費用の2/3 ・ 社会福祉法人等による供給の場合 住宅の建設費用の1/3 ② 家賃減額補助 ・ 家賃と入居者負担額との差額			
			対 応 策	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-15 建設関係事業	
分類	住宅新築資金等貸付金	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 目的	同和地区における住宅の新築もしくは改修または住宅の用に供する土地の取得について必要な資金の貸付けを行うことにより、当該地区の環境の整備改善をはかり、公共の福祉に寄与することを目的とする。 ※貸付条例を廃止していることから、償還事務のみである。	高松市と同じ。 ※貸付条例を廃止していない。
2 貸付金の種類及び償還期限	① 住宅新築資金 25年以内 ② 住宅改修資金 15年以内 ③ 宅地取得資金 25年以内	高松市と同じ。
3 貸付金の償還	① 償還方法 元利均等月賦償還 ② 納期限 毎月末日	① 償還方法 元利均等半年賦償還 ② 納期限 3月末日及び9月末日

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・国分寺町では、貸付条例を廃止していない。 ・貸付金の償還方法及び納期限に差異がある。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・国分寺町において、合併時までには貸付条例を廃止する。 ・国分寺町の住宅新築資金等貸付金については、高松市の住宅新築資金等貸付金として引き継ぐものとし、償還方法及び納期限については、現行のとおりとする。

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町の住宅新築資金等貸付金に係る償還方法及び納期限については、現行のとおりとする。</p>

「上水道事業について」に関する資料

経営形態・会計制度等について	82～83
水道料金について	84
給水装置新設等負担金について	85
手数料について	86
浄水施設の維持管理について	87
受付・収納について	88
漏水対策について	89
水質検査について	90
参 考 資 料	91～94

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-17 上水道事業	
分類	経営形態、会計制度等	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 経営形態	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道事業 ・地方公営企業法適用事業 	高松市と同じ。
2 会計制度	<ul style="list-style-type: none"> ・公営企業会計(複式簿記) 	高松市と同じ。
3 財政状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度決算の利益剰余金残高は20億円余である。 ・利益剰余金残高 2,073,402 千円 ・給水原価 150.87 円/m³ ・供給単価 169.52 円/m³ ・給水原価と供給単価の差 18.65 円/m³ ・企業債残高 16,266,797 千円 ・給水人口 328,107 人 ・給水人口1人当たりの企業債残高 49,578 円/人 (平成15年度決算による。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・高度浄水処理施設に係る維持管理費、企業債元利金、減価償却費の経費が財政を圧迫し、毎年赤字が生じており、累積欠損金が多額に上っている。 ・累積欠損金 1,409,791 千円 ・給水原価 256.09 円/m³ ・供給単価 205.11 円/m³ ・給水原価と供給単価の差 △ 50.98 円/m³ ・企業債残高 4,637,759 千円 ・給水人口 23,897 人 ・給水人口1人当たりの企業債残高 194,073 円/人 (平成15年度決算による。) <p>※高度浄水処理施設については、平成17年度当初を目途に、一般会計に移管した上、施設については水道事業において漏水対策用として運用管理できるよう、会計処理を行う予定。</p>

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・国分寺町水道事業の高度浄水処理施設に係る企業債元利金が多額に上っており、水道事業を統合すれば、高松市の水道事業経営が困難となる。 ・事業認可が異なっている。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・国分寺町の水道施設のうち、浄水施設に係る起債については、国分寺町において、平成17年度当初を目途に、一般会計に移管することとし、累積欠損金については、平成16年度決算において、資本剰余金と相殺し、処分することとする。 なお、施設については、水道事業において漏水対策用として活用できるよう、あわせて所要の手続きを行うこととする。 ・この場合、国分寺町が保有している基金等の充当を始め、適切な財源を確保する中で、合併後の市の健全な財政運営に支障が生じないよう、十分配慮することとする。 ・事業認可については、国分寺町の事業を含めた事業認可とするため、高松市の事業認可の見直しを行う。

調 整 案
<p>国分寺町の上水道事業については、高松市の上水道事業に統合する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-17 上水道事業		部会名	水道
分類	経営形態、会計制度等			
	現 況			
項目	高 松 市	国 分 寺 町	問 題 点 ・ 課 題	
4 事業認可	<ul style="list-style-type: none"> ・「水道施設整備事業」 ・平成15年7月 事業認可 ・内容 給水区域 高松市内(一部を除く)、三木町、 国分寺町の一部 給水人口 333,200人 給水量 154,100m³(計画1日最大) 水源の種別等 表流水、伏流水、貯留水、 浄水受水 ・目標年次 平成29年度 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次拡張事業」 ・平成16年3月 事業認可 ・内容 給水区域 国分寺町内(一部を除く) 給水人口 26,500人 給水量 13,450m³(計画1日最大) 水源の種別等 伏流水、浄水受水(県営水道用 水) ・目標年次 平成25年度 		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-17 上水道事業																																																																																														
分類	水道料金																																																																																														
項目	現	況																																																																																													
	高松市	国分寺町																																																																																													
1 料金体系	<p>次の(1)、(2)の合計額に100分の105を乗じた額。 ただし、1円未満は切り捨てる。</p> <p>(1)基本料金(1か月につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メータ口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>7,600円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>16,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>34,000円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>62,000円</td></tr> <tr><td>150mm</td><td>160,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>(2)従量料金(1か月につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">用途等の別</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>使用水量</th> <th>単価(1m³につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般用</td> <td rowspan="4">メータ口径 13mm、 20mm</td> <td>1m³から10m³まで</td> <td>40円</td> </tr> <tr> <td>11m³から20m³まで</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>21m³から100m³まで</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>101m³以上</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">専用栓</td> <td rowspan="4">メータ口径 25mm以上</td> <td>1m³から20m³まで</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>21m³から100m³まで</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>101m³以上</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td>湯屋用</td> <td>1m³から20m³まで</td> <td>65円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>21m³から100m³まで</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>101m³以上</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>連用栓</td> <td>特殊用</td> <td></td> <td>480円</td> </tr> <tr> <td>連用栓</td> <td>各戸一般用メータ口径13mmで均等使用したものと算定する。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	メータ口径	金額	13mm	1,000円	20mm	2,000円	25mm	3,000円	40mm	7,600円	50mm	16,000円	75mm	34,000円	100mm	62,000円	150mm	160,000円	種別	用途等の別	金額		使用水量	単価(1m ³ につき)	一般用	メータ口径 13mm、 20mm	1m ³ から10m ³ まで	40円	11m ³ から20m ³ まで	130円	21m ³ から100m ³ まで	200円	101m ³ 以上	240円	専用栓	メータ口径 25mm以上	1m ³ から20m ³ まで	130円	21m ³ から100m ³ まで	200円	101m ³ 以上	240円	湯屋用	1m ³ から20m ³ まで	65円			21m ³ から100m ³ まで	100円			101m ³ 以上	120円	連用栓	特殊用		480円	連用栓	各戸一般用メータ口径13mmで均等使用したものと算定する。			<p>次の合計額に100分の105を乗じて得た額。 ただし、1円未満は切り捨てる。</p> <p>基本料金・超過料金(1か月につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途</th> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">超過料金(1m³当たり)</th> </tr> <tr> <th>水量</th> <th>料金</th> <th>水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">一般用</td> <td rowspan="5">0m³</td> <td rowspan="5">700円</td> <td>1~10m³</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>11~15m³</td> <td>170円</td> </tr> <tr> <td>16~20m³</td> <td>190円</td> </tr> <tr> <td>21~25m³</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>26~30m³</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>10m³</td> <td>1,800円</td> <td>11m³~</td> <td>260円</td> </tr> <tr> <td>特殊用</td> <td>100m³</td> <td>10,000円</td> <td>101m³~</td> <td>110円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※特殊用とは学校のプール用のこと</p>	用途	基本料金		超過料金(1m ³ 当たり)		水量	料金	水量	料金	一般用	0m ³	700円	1~10m ³	110円	11~15m ³	170円	16~20m ³	190円	21~25m ³	210円	26~30m ³	240円	臨時用	10m ³	1,800円	11m ³ ~	260円	特殊用	100m ³	10,000円	101m ³ ~	110円
メータ口径	金額																																																																																														
13mm	1,000円																																																																																														
20mm	2,000円																																																																																														
25mm	3,000円																																																																																														
40mm	7,600円																																																																																														
50mm	16,000円																																																																																														
75mm	34,000円																																																																																														
100mm	62,000円																																																																																														
150mm	160,000円																																																																																														
種別	用途等の別	金額																																																																																													
		使用水量	単価(1m ³ につき)																																																																																												
一般用	メータ口径 13mm、 20mm	1m ³ から10m ³ まで	40円																																																																																												
		11m ³ から20m ³ まで	130円																																																																																												
		21m ³ から100m ³ まで	200円																																																																																												
		101m ³ 以上	240円																																																																																												
専用栓	メータ口径 25mm以上	1m ³ から20m ³ まで	130円																																																																																												
		21m ³ から100m ³ まで	200円																																																																																												
		101m ³ 以上	240円																																																																																												
		湯屋用	1m ³ から20m ³ まで	65円																																																																																											
		21m ³ から100m ³ まで	100円																																																																																												
		101m ³ 以上	120円																																																																																												
連用栓	特殊用		480円																																																																																												
連用栓	各戸一般用メータ口径13mmで均等使用したものと算定する。																																																																																														
用途	基本料金		超過料金(1m ³ 当たり)																																																																																												
	水量	料金	水量	料金																																																																																											
一般用	0m ³	700円	1~10m ³	110円																																																																																											
			11~15m ³	170円																																																																																											
			16~20m ³	190円																																																																																											
			21~25m ³	210円																																																																																											
			26~30m ³	240円																																																																																											
臨時用	10m ³	1,800円	11m ³ ~	260円																																																																																											
特殊用	100m ³	10,000円	101m ³ ~	110円																																																																																											
2 検針・調定期間	<ul style="list-style-type: none"> ・隔月(2か月に1回)検針 ・隔月(2か月に1回)調定(請求) 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月(1か月に1回)検針 ・毎月(1か月に1回)調定(請求) 																																																																																													

部会名	水道
-----	----

問題点・課題
<ul style="list-style-type: none"> ・料金体系が異なっている。 ・検針及び調定期間が異なっている。

対応策
高松市の制度に統一する。

調整案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-17 上水道事業																																							
分類	給水装置新設等負担金																																							
	現 況																																							
項目	高 松 市	国 分 寺 町																																						
1 徴収対象者	給水装置の新設及びメータ口径の増加の申込者	高松市と同じ。																																						
2 負担金の額	① <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>メータ口径</th> <th>金額(1か所につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>63,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>189,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>315,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>819,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>1,701,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>4,662,000円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>9,513,000円</td></tr> <tr><td>150mm</td><td>26,271,000円</td></tr> </tbody> </table> ②メータの口径の増加の申込者から徴収する負担金は、申込みの口径に係る負担金と申込前の口径に係る負担金との差額とする。	メータ口径	金額(1か所につき)	13mm	63,000円	20mm	189,000円	25mm	315,000円	40mm	819,000円	50mm	1,701,000円	75mm	4,662,000円	100mm	9,513,000円	150mm	26,271,000円	① <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>メータ口径</th> <th>金額(1か所につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>73,500円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>210,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>357,000円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>493,500円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>966,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>2,005,500円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>5,502,000円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>別途協議</td></tr> <tr><td>125mm</td><td>別途協議</td></tr> </tbody> </table> ②メータの口径の増加の申込者から徴収する負担金は、申込みの口径に係る負担金と申込前の口径に係る負担金との差額とする。	メータ口径	金額(1か所につき)	13mm	73,500円	20mm	210,000円	25mm	357,000円	30mm	493,500円	40mm	966,000円	50mm	2,005,500円	75mm	5,502,000円	100mm	別途協議	125mm	別途協議
メータ口径	金額(1か所につき)																																							
13mm	63,000円																																							
20mm	189,000円																																							
25mm	315,000円																																							
40mm	819,000円																																							
50mm	1,701,000円																																							
75mm	4,662,000円																																							
100mm	9,513,000円																																							
150mm	26,271,000円																																							
メータ口径	金額(1か所につき)																																							
13mm	73,500円																																							
20mm	210,000円																																							
25mm	357,000円																																							
30mm	493,500円																																							
40mm	966,000円																																							
50mm	2,005,500円																																							
75mm	5,502,000円																																							
100mm	別途協議																																							
125mm	別途協議																																							
3 負担金の権利	土地に帰属する。	高松市と同じ。																																						

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
負担金の額が異なっている。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-17 上水道事業																													
分類	手数料																													
現 況																														
項 目	高 松 市		国 分 寺 町																											
1 設計審査手数料	<table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>金額(1件につき)</th> </tr> <tr> <td>新設工事</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>改造工事</td> <td>2,000円</td> </tr> </table>		種別	金額(1件につき)	新設工事	3,000円	改造工事	2,000円	設計審査及び工事検査手数料 <table border="1"> <tr> <th></th> <th>新設又は全 面改造工事</th> <th>その他の工事 一部改造工事</th> </tr> <tr> <td>13mm・20mm</td> <td>8,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>25mm・30mm</td> <td>10,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>40mm・50mm</td> <td>14,000円</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>75mm・100mm</td> <td>20,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>150mm以上</td> <td>30,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>給水分岐工事</td> <td>4,000円</td> <td>—</td> </tr> </table>		新設又は全 面改造工事	その他の工事 一部改造工事	13mm・20mm	8,000円	4,000円	25mm・30mm	10,000円	5,000円	40mm・50mm	14,000円	7,000円	75mm・100mm	20,000円	10,000円	150mm以上	30,000円	15,000円	給水分岐工事	4,000円	—
	種別	金額(1件につき)																												
新設工事	3,000円																													
改造工事	2,000円																													
	新設又は全 面改造工事	その他の工事 一部改造工事																												
13mm・20mm	8,000円	4,000円																												
25mm・30mm	10,000円	5,000円																												
40mm・50mm	14,000円	7,000円																												
75mm・100mm	20,000円	10,000円																												
150mm以上	30,000円	15,000円																												
給水分岐工事	4,000円	—																												
2 しゅん功検査 手数料	<table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>金額(1件につき)</th> </tr> <tr> <td>新設工事</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>改造工事</td> <td>2,000円</td> </tr> </table>		種別	金額(1件につき)	新設工事	3,000円	改造工事	2,000円	設計審査手数料に含む。																					
種別	金額(1件につき)																													
新設工事	3,000円																													
改造工事	2,000円																													
3 穿孔手数料	(円)		徴収していない。 ※指定工事店による自社穿孔																											
	給水管 口 径	金額(1件につき) 分水栓穿孔 不断水穿孔																												
	20mm	6,300																												
	25mm	6,300																												
	40mm	10,500																												
	50mm		15,855																											
	75mm		17,745																											
	100mm		26,355																											
高松市水道サービス公社による穿孔及び指定工事店による自社穿孔を併用している。																														
4 中止手数料	徴収していない。		1件につき2,000円 メータ撤去																											
5 復旧手数料	徴収していない。		1件につき2,000円 メータ取付																											
6 指定工事店登録手数料	1件につき17,000円		1件につき10,000円																											

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・設計審査・しゅん功検査・穿孔の各手数料の額が異なっている。 ・高松市では、中止・復旧手数料を徴収していない。 ・指定工事店登録手数料の額が異なっている。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 なお、国分寺町の指定工事店は、合併時に高松市の登録業者として取り扱うものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-17 上水道事業																																							
分類	浄水施設等																																							
	現		況																																					
項目	高 松 市		国 分 寺 町																																					
1 浄水施設	①浄水場 御殿、浅野、川添浄水場の3か所 ②配水池 5か所		①浄水場 第1、第2浄水場の2か所 ②配水池 4か所、高地区配水池 3か所 ③ポンプ所 8か所																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>御殿浄水場</th> <th>浅野浄水場</th> <th>川添浄水場</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設能力(A)</td> <td>22,000m³</td> <td>36,000m³</td> <td>30,000m³</td> <td>88,000m³</td> </tr> <tr> <td>1日平均配水量(B)</td> <td>10,865m³</td> <td>29,154m³</td> <td>19,371m³</td> <td>59,390m³</td> </tr> <tr> <td>施設利用率(B/A)</td> <td>49.4%</td> <td>81.0%</td> <td>64.6%</td> <td>67.5%</td> </tr> </tbody> </table>			御殿浄水場	浅野浄水場	川添浄水場	合 計	施設能力(A)	22,000m ³	36,000m ³	30,000m ³	88,000m ³	1日平均配水量(B)	10,865m ³	29,154m ³	19,371m ³	59,390m ³	施設利用率(B/A)	49.4%	81.0%	64.6%	67.5%	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>第1浄水場</th> <th>第2浄水場</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設能力(A)</td> <td>3,080m³</td> <td>6,050m³</td> <td>9,130m³</td> </tr> <tr> <td>1日平均配水量(B)</td> <td>1,249m³</td> <td>1,298m³</td> <td>2,547m³</td> </tr> <tr> <td>施設利用率(B/A)</td> <td>40.6%</td> <td>21.5%</td> <td>27.9%</td> </tr> </tbody> </table>			第1浄水場	第2浄水場	合 計	施設能力(A)	3,080m ³	6,050m ³	9,130m ³	1日平均配水量(B)	1,249m ³	1,298m ³	2,547m ³	施設利用率(B/A)	40.6%	21.5%	27.9%
	御殿浄水場	浅野浄水場	川添浄水場	合 計																																				
施設能力(A)	22,000m ³	36,000m ³	30,000m ³	88,000m ³																																				
1日平均配水量(B)	10,865m ³	29,154m ³	19,371m ³	59,390m ³																																				
施設利用率(B/A)	49.4%	81.0%	64.6%	67.5%																																				
	第1浄水場	第2浄水場	合 計																																					
施設能力(A)	3,080m ³	6,050m ³	9,130m ³																																					
1日平均配水量(B)	1,249m ³	1,298m ³	2,547m ³																																					
施設利用率(B/A)	40.6%	21.5%	27.9%																																					
2 維持管理体制	<ul style="list-style-type: none"> 浄水場は、直営5直2交代制で24時間体制 浄水場の点検は、3時間ごとに施設点検、水質検査、薬品注入の調整を実施。 取水施設は、朝晩見回りをし、取水量の調整、ゴミの除去などを実施。 		<ul style="list-style-type: none"> 浄水場は、直営で24時間体制。職員7名で対応。 浄水場の点検は、2時間ごとに水質検査、3時間ごとに第2浄水場施設点検を実施。 各浄水場・配水池は第1浄水場で集中監視している。 																																					

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> 国分寺町の浄水施設を引き続き常時稼働させる場合、維持管理費が膨大となり、水道財政に大きな影響が生じる。 施設が広範囲に点在しているため、効率的な維持管理体制が必要である。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> 国分寺町の水道施設のうち、浄水施設に係る起債については、国分寺町において、平成17年度当初を目途に、一般会計に移管することとし、累積欠損金については、平成16年度決算において、資本剰余金と相殺し、処分することとする。 なお、施設については、水道事業において漏水対策用として活用できるよう、あわせて所要の手続きを行うこととする。 国分寺町の配水池等については、適切な維持管理を行う。

調 整 案
国分寺町の浄水施設については、漏水対策用として活用するとともに、配水池等については、適切な維持管理を行う。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-17 上水道事業	
分類	受付・収納	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 受付事務	水道の開栓、閉栓、使用者変更等諸届の受付は、電話またはファックスで受付している。	水道の開・閉栓、使用者変更等諸届は、電話またはファックスで受付し、届出書は受付した職員が記入している。(押印は不要。)ただし、開・閉栓は、手数料2,000円の入金確認後、行っている。
2 収納事務	水道料金については、口座振替や金融機関及び水道窓口での直接納付により収納している。 なお、コンビニ収納(夜間・休日)も実施している。	水道料金については、平日は役場で、夜間・休日は第一浄水場で収納している。 なお、コンビニ収納は実施していない。

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
受付事務及び収納事務の一部が異なっている。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-17 上水道事業	
分類	漏水対策	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 漏水修繕待機業務	道路上及び個人敷地内で発生する漏水の修繕に、365日、24時間迅速に対応するため、局職員による宿日直体制及び上下水道工事業協同組合による修繕待機体制で対応している。	水道課職員による浄水場交代勤務体制とあわせて、漏水修繕の待機及び上下水道協同組合による待機体制で対応している。
2 漏水調査業務	地下漏水の早期発見を行うため、市内全域を対象に、市街地区は毎年、その他周辺地区は東部、西部、南部の3地区に分け3年毎に実施している。	各集合団地の漏水調査を定期的に行っている。

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・修繕待機体制が異なる。 ・国分寺町では、漏水調査業務を町内全域では行っていない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-17 上水道事業	
分類	水質検査	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 検査体制	直営(水質管理センター)	外部委託(香川県薬剤師会)
2 定期水質検査	①毎日検査:3浄水場の浄水及び県営水道用水を受水する3か所の配水池並びに18か所の給水栓で実施 ②毎月検査:原水及び浄水。給水栓は、6か所で毎月検査、18箇所で隔月検査を実施 ③毎年検査:原水及び浄水並びに6か所の給水栓は年4回、また、県営水道用水を受水する3か所の配水池は、年2回実施	①毎日検査:4か所の給水栓で実施 ②毎月検査:2浄水場の原水及び浄水の4か所と県水受水給水栓の2か所で実施 ③毎年検査:原水及び浄水の7か所と県水受水給水栓の2か所で年1回実施
3 臨時水質検査	①水源の水質が著しく悪化したとき。 ②水源に水質異常があったとき。 ③浄水処理工程に異常があったとき等に実施	高松市と同じ。
4 工事設計書に記載すべき水質検査	水道事業認可及び変更認可を申請する場合に必要とする水質検査を実施	高松市と同じ。
5 その他緊急時の水質検査	お客さまからの請求を受けたときの緊急時の水質検査及び水質相談	高松市と同じ。
6 情報提供	水質の安全性について、水質年報の作成や水道広報紙、ホームページ等で公表している。	住民等からの問い合わせに対し、公表している。

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
水質検査体制及び情報提供の方法が異なっている。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する

1 経営形態と会計処理

国分寺町水道事業は、高松市水道事業に統合する。会計処理についても、高松市水道事業会計に統一して処理する。

ただし、国分寺町の高度浄水処理施設とそれに係る企業債は、国分寺町において平成17年度から一般会計に移管されることから、合併後において健全な財政運営が行われるよう、国分寺町が保有している基金等を始め、適切な財源の確保を図る中で、高松市の一般会計で引き継いだ上、施設については、高松市水道事業における受贈財産として移管し、運用管理を行うこととする。

2 水道料金

国分寺町の水道料金は、合併時に高松市の料金に統一する。

水道料金の比較

一般用	1か月の 使用水量 m ³	高松市 円	国分寺町 円	差 額 円
メータ口径 13mmの 場合	0	1,050	735	315
	5	1,260	1,312	△ 52
	10	1,470	1,890	△ 420
	15	2,152	2,782	△ 630
	※ 20	2,835	3,780	△ 945
	30	4,935	6,142	△ 1,207
	50	9,135	11,602	△ 2,467
メータ口径 20mmの 場合	20	3,885	3,780	105
	30	5,985	6,142	△ 157
	※ 48	9,765	11,056	△ 1,291
	50	10,185	11,602	△ 1,417

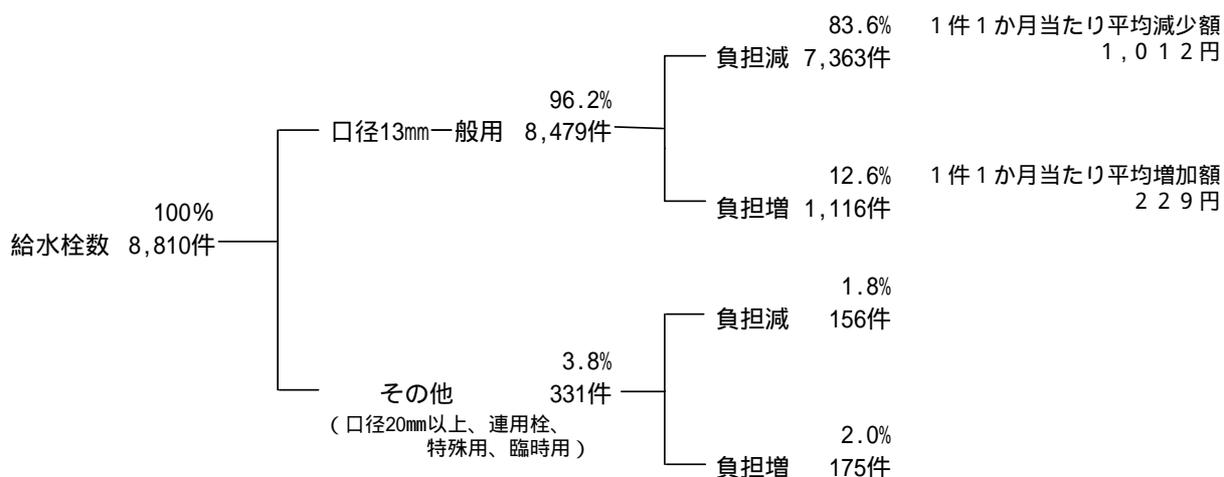
一般用	1か月の 使用水量 m ³	高松市 円	国分寺町 円	差 額 円
メータ口径 25mmの 場合	50	12,180	11,602	578
	100	22,680	25,252	△ 2,572
	※ 102	23,184	25,798	△ 2,614
	150	35,280	38,902	△ 3,622
	200	47,880	52,552	△ 4,672

※印は、各口径毎の平均使用水量を示す。

この場合、国分寺町の水道使用者の96.2%を占めるメータ口径13mm一般用の場合、1か月使用量5m³以上で83.6%の使用者は水道料金が平均1,012円安くなり、印の、一般家庭の平均使用水量である1か月20m³使用の場合は945円安くなる。また、他のメータ口径や用途を合わせると、全体の85.4%の使用者が水道料金が安くなる。

一方、メータ口径13mm一般用の場合、1か月の使用量が4m³未満については、高松市の方が、基本料金が高いことから若干高くなり、また、口径20mm以上の大口使用者についても、高松市では基本料金がメータの口径が大きくなるほど高くなるように設定されていることから、使用水量が少ないものについては高くなる。ただし、国分寺町においては、使用開始や中止に手数料が2,000円必要で、このため使用中止の手続きをせず、使用実態のないものも相当数含まれていると考えられ、また、メータ口径20mm以上の大口使用者も、使用水量の少ない場合は、口径を変更すること等により影響が小さくなること、また、高くなるものについても大きな負担にならないことから、合併と同時に高松市の料金に統一するものとする。

国分寺町給水栓数内訳



国分寺町に高松市の料金表を適用した場合の給水収益の例（1年間）

給水人口	使用水量	国分寺町の場合	高松市の料金表を適用した場合	減収額
23,897人	2,492千m ³	511,182千円	406,233千円	104,949千円

高松市の料金に合わせた場合、国分寺町の給水収益は年間約1億円余り減少する。

料金表の比較（参考）

高松市水道料金表

次の(1)、(2)の合計額に100分の105を乗じて得た額。ただし、1円未満は切り捨てる。

(1) 基本料金(1か月につき)

メータ口径	金額
13mm	1,000円
20mm	2,000円
25mm	3,000円
40mm	7,600円
50mm	16,000円
75mm	34,000円
100mm	62,000円
150mm	160,000円

(2) 従量料金(1か月につき)

種別	用途等の別	金額	
		使用水量	単価 (1m ³ につき)
専用栓	一般用 メータ口径 13mm、 20mm	1m ³ から10m ³ まで	40円
		11m ³ から20m ³ まで	130円
		21m ³ から100m ³ まで	200円
		101m ³ 以上	240円
	一般用 メータ口径 25mm以上	1m ³ から20m ³ まで	130円
		21m ³ から100m ³ まで	200円
		101m ³ 以上	240円
	湯屋用	1m ³ から20m ³ まで	65円
		21m ³ から100m ³ まで	100円
		101m ³ 以上	120円
	特殊用		480円
連用栓	各戸一般用メータ口径13mmで均等使用したものと して算定する。		

国分寺町水道料金表

次の合計額に100分の105を乗じて得た額。ただし、1円未満は切り捨てる。

基本料金・超過料金(1か月につき)

用途	基本料金		超過料金(1m ³ 当たり)	
	水量	料金	水量	料金
一般用	0m ³	700円	1～10m ³	110円
			11～15m ³	170円
			16～20m ³	190円
			21～25m ³	210円
			26～30m ³	240円
	31m ³ ～	260円		
臨時用	10m ³	1,800円	11m ³ ～	260円
特殊用	100m ³	10,000円	101m ³ ～	110円

(注) 特殊用とは学校のプール用のこと

上記のほか、使用開始時と中止時にそれぞれ2,000円の手数料が必要である。

3 負担金・手数料

高松市の負担金・手数料に統一する。

新設工事の場合の費用は、負担金と各手数料が必要なことから、高松市に統一した場合、一般住宅で平均6,200円安くなり、改造工事においては、負担は変わらない。

負担金の比較

(単位：円)

メータ口径	高松市	国分寺町	差額
13mm	63,000	73,500	10,500
20mm	189,000	210,000	21,000
25mm	315,000	357,000	42,000
40mm	819,000	966,000	147,000
50mm	1,701,000	2,005,500	304,500

◎高松市及び国分寺町で給水装置の新設又は改造工事を施工した場合の費用負担例

試算条件：ダクタイル鋳鉄管から給水管口径20mmで引込し、13mmのメータを設置した場合

試算条件：既設給水装置(25mm未満)を使用して改造工事を施工した場合

(新設工事:家庭用)

(単位:円)

	高松市	国分寺町	差 額
負 担 金	63,000	73,500	△ 10,500
設計審査手数料	3,000	8,000	△ 5,000
しゅん功検査手数料	3,000	設計審査に含む	3,000
穿孔手数料	6,300	0	6,300 (自社穿孔)
合 計	75,300	81,500	△ 6,200

(改造工事:家庭用)

(単位:円)

	高松市	国分寺町	差 額
設計審査手数料	2,000	4,000	△ 2,000
しゅん功検査手数料	2,000	設計審査に含む	2,000
合 計	4,000	4,000	0

高松市の穿孔手数料については、自社穿孔の場合徴収しない。

4 国分寺町の水道施設の維持管理

高松市水道局で管理する。

国分寺町の配水池等の施設については、広範囲に点在していることから、効率的に管理するため、遠隔監視システムによる集中監視などで効率的対応を図る。

配水管等については、残存している石綿セメント管の早期解消を図るとともに、主要幹線配水管のバイパス管布設や市町間の相互融通管の布設、老朽施設の更新などを行い、安定給水を図る。

5 国分寺町におけるお客さまサービスの向上

国分寺町においては、平成14年度まで鉛管を使用しており、鉛管の使用率が極めて高く、鉛管の取替えについては、計画的な取替えが行われていないことから、今後は、高松市水道事業鉛製給水管解消基本計画に基づき、石綿管更新、下水道等工事、漏水修繕工事時等、機会あるごとに鉛管解消を図るとともに、助成制度も適用して水道水の安全性の確保に努める。

漏水修繕等について、高松市では、漏水調査や修繕体制などが確立されており、緊急時の対応が充実する。

水道料金の納付について、コンビニ収納(夜間・休日)が可能となり、利便性が向上する。

水質試験等については、高松市では、自己検査体制を有していることから、水源からじゃ口までの水質管理について、きめ細かなお客さま対応とともに緊急時の検査等の対応が可能となり、また、情報提供についても、水質年報や水道広報紙、インターネット等で公表することにより、安全性の向上が図れる。

水の相互融通等により、平成18年度に予想される県営水道用水の料金値上げに対しても、水道料金への影響を少なくすることができる。

「下水道事業について」に関する資料

公共下水道事業計画について	96
下水道使用料について	97
受益者負担金について	98
水洗便所改造資金支援制度について	99
汚水ますの設置について	100
合併処理浄化槽設置に対する補助について	101
雨水利用について	102～103
排水設備設置助成について	104
(参考資料)下水道使用料比較表	105

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-18 下水道事業		部会名	土木
分類	公共下水道事業計画			
	現況			
項目	高松市	国分寺町	問題点・課題	
1 計画概要	①事業名:高松市公共下水道事業 (高松市の東部処理区) [全体計画] ・都市計画決定区域 3,241.2ha(全体3,348.2ha) ・計画人口 164,230人(全体166,680人) [事業計画区域] ・事業計画区域 3,241.2ha ・計画人口 164,230人	①該当なし。		
	②事業名:高松市流域関連公共下水道事業 流域下水道名:香東川流域下水道 (高松市の西部処理区) [全体計画] ・都市計画決定区域 1,545.2ha(全体 2,124ha) ・計画人口 75,770人(全体84,620人) [事業計画区域] ・事業計画区域 1,500.2ha ・計画人口 75,520人	②事業名:国分寺町流域関連公共下水道事業 流域下水道名:香東川流域下水道 [全体計画] ・都市計画決定区域 384ha (全体 416ha) ・計画人口 12,860人(全体14,600人) [事業計画区域] ・事業計画区域 350ha ・計画人口 11,830人		
			対応策	
			国分寺町の公共下水道事業については、高松市の事業として引き継ぐ。	
			調整案	
			国分寺町の公共下水道事業については、高松市の事業として引き継ぐ。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-18 下水道事業				
分類	下水道使用料				
現 況					
項目	高 松 市		国 分 寺 町		
1 使用料	単位:円				
	種別	従量使用料 単位	金額		
一般汚水	汚水排除量が8m ³ まで		810		
	汚水排除量が8m ³ を超え13m ³ まで(1m ³ につき)		95		
	汚水排除量が13m ³ を超え20m ³ まで(1m ³ につき)		100		
	汚水排除量20m ³ を越え50m ³ まで(1m ³ につき)		140		
	汚水排除量50m ³ を越え500m ³ まで(1m ³ につき)		175		
	汚水排除量500m ³ を越えるもの(1m ³ につき)		205		
	湯屋業	1m ³ につき	35		
平均的使用料(18m ³) 1,874円 ※平成19年度に見直しを行う。					
1 使用料	種別	基本使用料 汚水量	金額	従量使用料 単位	金額
	一般汚水	10m ³ まで	1,100	汚水排除量が10m ³ を超え20m ³ まで(1m ³ につき)	130
汚水排除量が20m ³ を超え30m ³ まで(1m ³ につき)				140	
汚水排除量30m ³ を越え50m ³ まで(1m ³ につき)				150	
汚水排除量50m ³ を越え100m ³ まで(1m ³ につき)				160	
汚水排除量100m ³ を越え150m ³ まで(1m ³ につき)				170	
汚水排除量150m ³ を越え200m ³ まで(1m ³ につき)				180	
汚水排除量200m ³ を越えるもの(1m ³ につき)	190				
平均的使用料(18m ³) 2,140円					
2 徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> ・隔月定例日検針 ・水道局に徴収委託 ・口座振替又は納入通知書による納付 		<ul style="list-style-type: none"> ・毎月検針 ・水道課に徴収委託 ・口座振替又は納入通知書による納付 		
3 納入期限・納入場所	(納入期限) 翌月15日 口座振替は翌月14日 (納入場所) 出納取扱金融機関、収納取扱金融機関、コンビニエンスストア		(納入期限) 翌月末日 口座振替は翌月22日 (納入場所) 指定金融機関、郵便局		

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題	使用料、徴収方法及び納入期限・納入場所が異なる。
-------------	--------------------------

対 応 策	高松市の制度に統一する。
-------	--------------

調 整 案	高松市の制度に統一する。
-------	--------------

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-18 下水道事業	
分類	受益者負担金	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 対象者	賦課対象区域内の土地に係る受益者	高松市と同じ。
2 負担金額	対象の地積に1㎡当り150円を乗じて得た金額 (ただし、10円未満の負担金額は切り捨て)	対象の地積に1㎡当り380円を乗じて得た金額 (ただし、10円未満の負担金額は切り捨て)
3 徴収方法	5年間の分割払で、年2期(7・11月)の10回均等払い(1,000円未満の端数は初回へ)。一括納付も可。	3年間の分割払で、年2期(7・11月)の6回均等払い(1,000円未満の端数は初回へ)。一括納付も可。
4 賦課時期	賦課対象区域の告示後、一括賦課	高松市と同じ。
5 報奨金制度	納期前に納付した負担金×1/300×納期前月数の合計	納期前に納付した負担金×1/100×納期前月数の合計
6 減免基準	1 国または地方公共団体が公用に供し、または供することを予定している土地 2 国または地方公共団体が、その企業の用に供している土地 3 国または地方公共団体が、公共の用に供することを予定している土地 4 私鉄用地、学校教育法第1条・私立学校法第3条の規定の学校が教育の目的で使用する土地、社会福祉法人・宗教法人の施設、生活保護法の生活扶助を受けている者の土地または使用する土地、文化財である土地あるいは建物・工作物の土地、自治会が所有し、あるいは使用している土地 5 その他市長が特に必要と認める土地	1 高松市と同じ。 2 高松市と同じ。 3 高松市と同じ。 4 私鉄用地、学校教育法第1条・私立学校法第3条の規定の学校が教育の目的で使用する土地、社会福祉法人・宗教法人の施設、生活保護法の生活扶助を受けている者の土地または使用する土地、文化財である土地あるいは建物・工作物の土地、自治会等が所有しまたは使用している土地、公衆用道路としての目的に使用している土地 5 その他町長が特に必要と認める土地

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
負担金額、徴収方法、報奨金制度及び減免基準に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-18 下水道事業	
分類	水洗便所改造資金支援制度	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 内容	(水洗便所改造資金貸付制度) 汲取り便所を水洗便所に改造又は、浄化槽を廃止して、公共下水道に接続しようとする者に対し、改造資金の貸付を行う。	(水洗便所改造資金融資あっせん等制度) 汲取り便所を水洗便所に改造又は、浄化槽を廃止して、公共下水道に接続しようとする者に対し、改造資金の融資あっせんを行うとともに、当該資金を融資した金融機関に対し、利子補給を行う。
2 貸付・融資あっせん額	・汲取り便所改造の場合 1戸につき40万円以内 ・浄化槽廃止の場合 1槽につき20万円以内	・改造工事1件につき5万円以上50万円まで
3 利率	無利子	高松市と同じ。
4 償還方法	貸付を受けた翌月から、1か月当たり1万円の均等分割払い	高松市と同じ。(償還月数50月以内)

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
制度の内容及び貸付・融資あっせん額に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町で合併時までに融資をあっせんされた者については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の国分寺町の制度を適用するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町で合併時までに融資をあっせんされた者については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の国分寺町の制度を適用するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-18 下水道事業									
分類	汚水ますの設置									
	現 況									
項目	高 松 市	国 分 寺 町								
1 汚水ます	<p>取付管と宅地内排水管の接続部である汚水ますは、定められた基準構造のものを、公道と敷地との境界に近接した敷地内に、使用者が設置する。</p> <p>名称:取付ます (下水道条例施行規則)</p>	<p>公共汚水ますは、一の敷地につき1箇所とし、町が設置する。ただし、開発等により設置する場合は、町長と協議するものとする。公共汚水ますの設置位置は、申請者の敷地内で境界線よりおおむね1m以内とする。</p> <p>名称:公共汚水ます (下水道条例施行規則) 汚水ますの数</p> <table border="0"> <tr> <td>事業計画区域(拡大認可含)</td> <td>3,860個</td> </tr> <tr> <td>H15年度末 整備済み数</td> <td>1,711個</td> </tr> <tr> <td>H16年度末 整備済み数</td> <td>1,800個</td> </tr> <tr> <td>合併時の未整備数</td> <td>2,060個</td> </tr> </table>	事業計画区域(拡大認可含)	3,860個	H15年度末 整備済み数	1,711個	H16年度末 整備済み数	1,800個	合併時の未整備数	2,060個
事業計画区域(拡大認可含)	3,860個									
H15年度末 整備済み数	1,711個									
H16年度末 整備済み数	1,800個									
合併時の未整備数	2,060個									

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
汚水ますの設置について、費用の負担区分に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町地域における汚水ますの設置については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町地域における汚水ますの設置については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-18 下水道事業																																																				
分類	合併処理浄化槽設置に対する補助																																																				
現		況																																																			
項目	高松市	国分寺町																																																			
1 合併処理浄化槽設置整備事業補助	○専用住宅に設置する場合の補助 (補助対象者) 専用住宅(主に居住の用に供する建物で小規模店舗を併設した住宅を含む。)に設置する者 (補助限度額)	○専用住宅に設置する場合の補助 (補助対象者) 高松市と同じ。 (補助限度額)																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>人槽区分</th> <th>補助基準額</th> <th>上乗せ補助額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>354,000円</td> <td>91,000円</td> <td>445,000円</td> </tr> <tr> <td>6~7人槽</td> <td>411,000円</td> <td>103,000円</td> <td>514,000円</td> </tr> <tr> <td>8~10人槽</td> <td>519,000円</td> <td>129,000円</td> <td>648,000円</td> </tr> <tr> <td>11~20人槽</td> <td>981,000円</td> <td>-</td> <td>981,000円</td> </tr> <tr> <td>21~30人槽</td> <td>1,668,000円</td> <td>-</td> <td>1,668,000円</td> </tr> <tr> <td>31~50人槽</td> <td>2,238,000円</td> <td>-</td> <td>2,238,000円</td> </tr> </tbody> </table>	人槽区分	補助基準額	上乗せ補助額	計	5人槽	354,000円	91,000円	445,000円	6~7人槽	411,000円	103,000円	514,000円	8~10人槽	519,000円	129,000円	648,000円	11~20人槽	981,000円	-	981,000円	21~30人槽	1,668,000円	-	1,668,000円	31~50人槽	2,238,000円	-	2,238,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>人槽区分</th> <th>補助基準額</th> <th>上乗せ補助額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>354,000円</td> <td>53,000円</td> <td>407,000円</td> </tr> <tr> <td>6~7人槽</td> <td>411,000円</td> <td>57,000円</td> <td>468,000円</td> </tr> <tr> <td>8~10人槽</td> <td rowspan="3">519,000円</td> <td rowspan="3">63,000円</td> <td rowspan="3">582,000円</td> </tr> <tr> <td>11~20人槽</td> </tr> <tr> <td>21~30人槽</td> </tr> <tr> <td>31~50人槽</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	人槽区分	補助基準額	上乗せ補助額	計	5人槽	354,000円	53,000円	407,000円	6~7人槽	411,000円	57,000円	468,000円	8~10人槽	519,000円	63,000円	582,000円	11~20人槽	21~30人槽	31~50人槽				
	人槽区分	補助基準額	上乗せ補助額	計																																																	
	5人槽	354,000円	91,000円	445,000円																																																	
6~7人槽	411,000円	103,000円	514,000円																																																		
8~10人槽	519,000円	129,000円	648,000円																																																		
11~20人槽	981,000円	-	981,000円																																																		
21~30人槽	1,668,000円	-	1,668,000円																																																		
31~50人槽	2,238,000円	-	2,238,000円																																																		
人槽区分	補助基準額	上乗せ補助額	計																																																		
5人槽	354,000円	53,000円	407,000円																																																		
6~7人槽	411,000円	57,000円	468,000円																																																		
8~10人槽	519,000円	63,000円	582,000円																																																		
11~20人槽																																																					
21~30人槽																																																					
31~50人槽																																																					
	※なお、専用住宅を販売又は賃貸しようとする場合、市税を滞納している者等については、次の補助限度額となる。 (補助限度額)	※ 上記に加え、公共下水道計画区域外の地域で設置した場合、重点整備支援補助を行っている。																																																			
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>354,000円</td> </tr> <tr> <td>6~7人槽</td> <td>411,000円</td> </tr> <tr> <td>8~10人槽</td> <td>519,000円</td> </tr> <tr> <td>11~20人槽</td> <td>981,000円</td> </tr> <tr> <td>21~30人槽</td> <td>1,668,000円</td> </tr> <tr> <td>31~50人槽</td> <td>2,238,000円</td> </tr> </tbody> </table>	5人槽	354,000円	6~7人槽	411,000円	8~10人槽	519,000円	11~20人槽	981,000円	21~30人槽	1,668,000円	31~50人槽	2,238,000円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>212,000円</td> <td>(18年度末で終了)</td> </tr> <tr> <td>6~7人槽</td> <td>251,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8人槽以上</td> <td>326,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	5人槽	212,000円	(18年度末で終了)	6~7人槽	251,000円		8人槽以上	326,000円																															
5人槽	354,000円																																																				
6~7人槽	411,000円																																																				
8~10人槽	519,000円																																																				
11~20人槽	981,000円																																																				
21~30人槽	1,668,000円																																																				
31~50人槽	2,238,000円																																																				
5人槽	212,000円	(18年度末で終了)																																																			
6~7人槽	251,000円																																																				
8人槽以上	326,000円																																																				
	該当なし。	該当なし。																																																			
	該当なし。	(単独浄化槽撤去費補助) 限度額 200,000円 (18年度末で終了)																																																			
	該当なし。	(大型合併浄化槽修繕補助) 51~200人槽 600,000円 201~500人槽 1,500,000円 501人槽以上 別途協議																																																			

部会名	土 木
-----	-----

問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・補助限度額に差異がある。 ・高松市では、市税滞納者等に対して、異なる補助限度額を適用している。 ・高松市では、重点整備支援補助、単独浄化槽撤去費補助及び大型合併浄化槽修繕補助を行っていない。
--------	--

対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・国分寺町地域における合併処理浄化槽設置に係る重点整備支援補助及び単独浄化槽撤去費補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。 ・国分寺町地域における専用住宅に設置する場合の補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。
-----	---

調整案	<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>国分寺町地域における合併処理浄化槽設置に係る重点整備支援補助及び単独浄化槽撤去費補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとし、専用住宅に設置する場合の補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p>
-----	--

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-18 下水道事業		部会名	土木
分類	雨水利用			
	現況			
項目	高松市	国分寺町	問題点・課題	
1 雨水貯留浸透施設整備助成	<p>①個人・法人が自己の土地に雨水浸透施設(雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ)を設置の際、その費用の一部を助成</p> <p>(助成額)</p> <p>雨水浸透ます</p> <p>内径150ミリ以下 5,000円/基</p> <p>150超～200以下 7,000円/基</p> <p>200超～250以下 10,000円/基</p> <p>250超～300以下 11,000円/基</p> <p>300超～350以下 18,000円/基</p> <p>350超～400以下 21,000円/基</p> <p>400超 40,000円/基</p> <p>雨水浸透トレンチ</p> <p>内径75ミリ以下 4,000円/m</p> <p>75超～100以下 5,000円/m</p> <p>100超～150以下 6,000円/m</p> <p>150超～200以下 9,000円/m</p> <p>200超 11,000円/m</p> <p>②公共下水道を使用する際、不要となった浄化槽を雨水貯留に改造する個人・法人にその費用の一部を助成</p> <p>(助成額)</p> <p>改造工事費用額の2/3(上限10万円)</p>	<p>①該当なし。</p> <p>②高松市と同じ。</p> <p>(助成額)</p> <p>改造工事費用額の2/3(上限5万円)</p>	<p>雨水貯留浸透施設整備助成及び雨水流出抑制施設整備助成に差異がある。</p> <p>対応策</p> <p>高松市の制度に統一する。</p> <p>調整案</p> <p>高松市の制度に統一する。</p>	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-18 下水道事業		部会名	土木
分類	雨水利用			
	現 況			
項目	高 松 市	国 分 寺 町	問 題 点 ・ 課 題	
2 雨水流出抑制 施設整備助成	<p>(内容) 雨水等を雑用水として利用するために貯留する施設を設置する際、その費用の一部を助成</p> <p>(補助対象者) 個人・法人</p> <p>(助成額) ・小規模施設 雨水貯留施設購入価格の1/2(上限10万円) ・中・大規模施設 1m³につき4万円(上限100万円)。 ただし、有効貯留水量が25m³を超えるもので、雨水に排水を混入して雑排水として利用するための簡易浄化装置を設置する場合は、25m³を超える部分について2万円/m³を加算(上限150万円)。</p>	<p>(内容) 雨水を雑用水として利用するために貯留する施設で、容量0.1m³以上のものを設置する者に対して費用の一部を助成</p> <p>(補助対象者) 高松市と同じ。</p> <p>(助成額) ・雨水貯留施設購入価格(消費税除く)の1/2 (上限5万円)</p>		
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-18 下水道事業																						
分類	排水設備設置助成																						
	現 況																						
項目	高 松 市	国 分 寺 町																					
1 排水設備設置助成	該当なし。	<p>(内容) 全額自己負担で汲取り便所を水洗トイレに改造又は浄化槽を廃止して、公共下水道に接続しようとする者に対し、改造資金の一部を助成する。</p> <p>(助成額)</p> <p>① 汲取り便所を水洗便所に改造して公共下水道接続工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>助成率</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>供用開始後1年以内</td> <td>10%以内</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>供用開始後2年以内</td> <td>6%以内</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>供用開始後3年以内</td> <td>2%以内</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 浄化槽を廃止して公共下水道接続工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>助成率</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>供用開始後1年以内</td> <td>10%以内</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>供用開始後1年以内 (大型合併浄化槽)</td> <td>10%以内</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	助成率	限度額	供用開始後1年以内	10%以内	5万円	供用開始後2年以内	6%以内	3万円	供用開始後3年以内	2%以内	1万円	区分	助成率	限度額	供用開始後1年以内	10%以内	5万円	供用開始後1年以内 (大型合併浄化槽)	10%以内	50万円
区分	助成率	限度額																					
供用開始後1年以内	10%以内	5万円																					
供用開始後2年以内	6%以内	3万円																					
供用開始後3年以内	2%以内	1万円																					
区分	助成率	限度額																					
供用開始後1年以内	10%以内	5万円																					
供用開始後1年以内 (大型合併浄化槽)	10%以内	50万円																					

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、排水設備設置費助成を実施していない。

対 応 策
国分寺町地域の排水設備設置助成については、合併時において供用を開始しており、かつ、受益者負担金を賦課されている者について、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

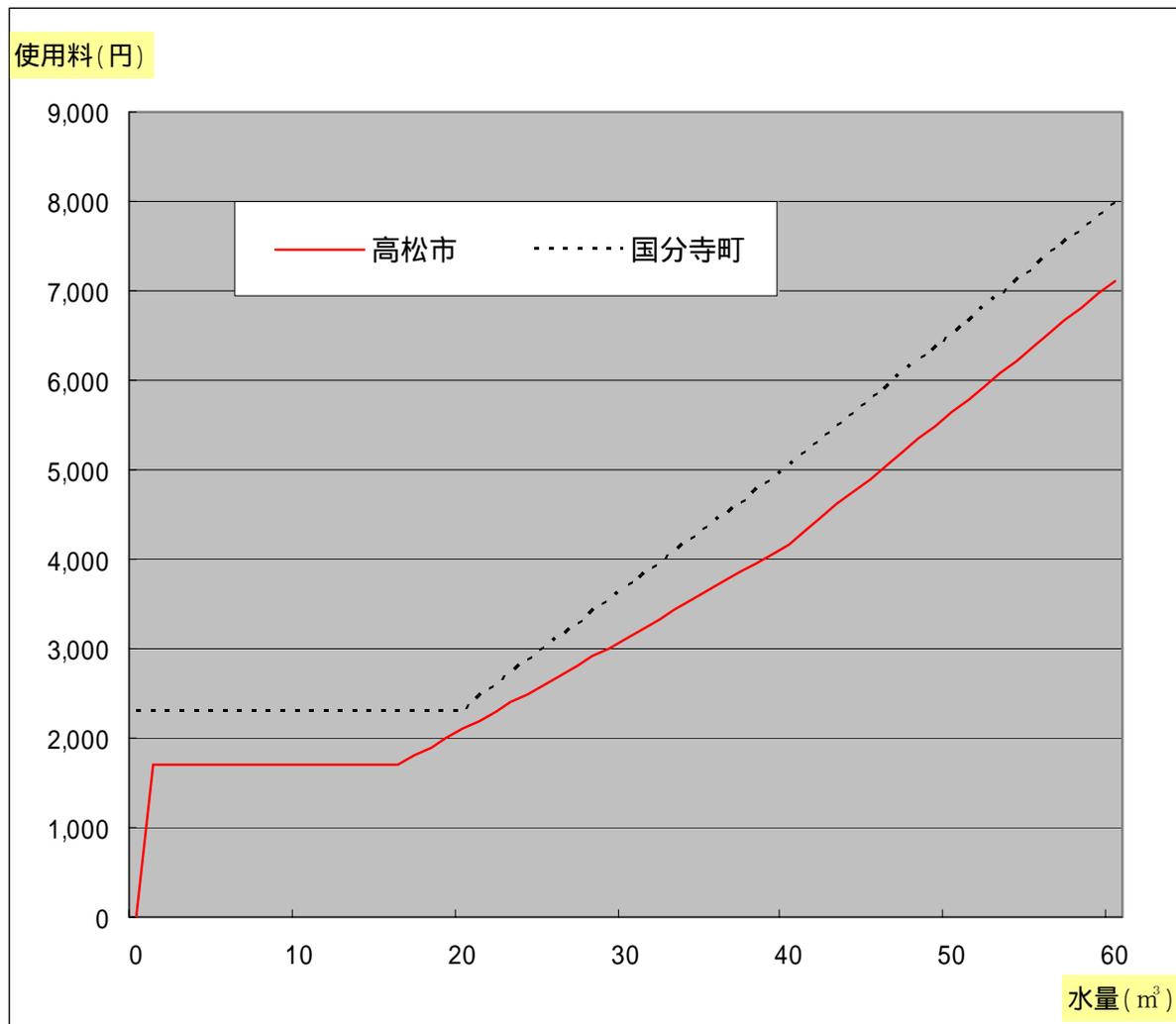
調 整 案
国分寺町地域の排水設備設置助成については、合併時において供用を開始しており、かつ、受益者負担金を賦課されている者について、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

(参考資料)

下水道使用料比較表

2か月分、税込み、単位：円

水量 (m^3)	高松市	国分寺町	水量 (m^3)	高松市	国分寺町
1	1,701	2,310	31	3,223	3,811
2	1,701	2,310	32	3,328	3,948
3	1,701	2,310	33	3,433	4,084
4	1,701	2,310	34	3,538	4,221
5	1,701	2,310	35	3,643	4,357
6	1,701	2,310	36	3,748	4,494
7	1,701	2,310	37	3,853	4,630
8	1,701	2,310	38	3,958	4,767
9	1,701	2,310	39	4,063	4,903
10	1,701	2,310	40	4,168	5,040
11	1,701	2,310	41	4,315	5,187
12	1,701	2,310	42	4,462	5,334
13	1,701	2,310	43	4,609	5,481
14	1,701	2,310	44	4,756	5,628
15	1,701	2,310	45	4,903	5,775
16	1,701	2,310	46	5,050	5,922
17	1,800	2,310	47	5,197	6,069
18	1,900	2,310	48	5,344	6,216
19	2,000	2,310	49	5,491	6,363
20	2,100	2,310	50	5,638	6,510
21	2,199	2,446	51	5,785	6,657
22	2,299	2,583	52	5,932	6,804
23	2,399	2,719	53	6,079	6,951
24	2,499	2,856	54	6,226	7,098
25	2,598	2,992	55	6,373	7,245
26	2,698	3,129	56	6,520	7,392
27	2,803	3,265	57	6,667	7,539
28	2,908	3,402	58	6,814	7,686
29	3,013	3,538	59	6,961	7,833
30	3,118	3,675	60	7,108	7,980



「社会教育事業について」に関する資料

生涯学習基本計画について	107
子ども読書活動推進計画について	108
子どもの健全育成について	109 ~ 110
子ども会活動の促進について	111
P T A 活動の促進について	112
成人式について	113
青年活動の推進について	114
家庭教育等の推進について	115
成人教育の推進について	116
公民館について	117 ~ 119
高松市生涯学習センターについて	120
少年育成センター事業について	121
スポーツ団体育成事業について	122 ~ 123
スポーツイベント等振興事業について	124
各種スポーツイベント事業について	125
体育指導委員について	126
学校体育施設開放推進事業について	127 ~ 128
体育施設管理運営について	129 ~ 132

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-21 社会教育事業		部会名	教育
分類	生涯学習基本計画			
	現 況			
項目	高 松 市	国 分 寺 町		問 題 点 ・ 課 題
1 生涯学習基本計画	<p>(概要等) 市民の学習意欲が高まる中、平成7年6月に策定した「高松市生涯学習基本計画」に基づき、総合的な学習環境の整備を行ってきたが、社会情勢の変化に的確に対応した計画とするため、平成15年8月に新たに「新高松市生涯学習基本計画(いきいき高松まなびプラン)」を策定し、生涯学習の推進を図るための施策事業の進行管理を行っている。</p> <p>(計画期間) 平成15年度～平成19年度</p> <p>(目標) 豊かな人間性と学びの輪を育てる生涯学習都市・高松</p> <p>(基本方針) <ul style="list-style-type: none"> ・生涯にわたる学習機会の充実 ・生涯学習における人づくり ・生涯学習における情報化 ・学びの場の充実と活用 ・生涯学習推進体制の強化 </p>	該当なし。		<p>国分寺町では、生涯学習基本計画を策定していない。</p>
				対 応 策
				<p>合併後において、国分寺町地域を含めた計画の見直し等を行う。</p>
				調 整 案
				<p>高松市の制度を適用する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-21 社会教育事業		部会名	教育
分類	子ども読書活動推進計画			
	現 況			
項目	高 松 市	国 分 寺 町		
1 子ども読書活動推進計画	<p>(概要等) 子どもの読書離れが指摘される中、子どもたちの読書活動を推進するため、「高松市子ども読書活動推進委員会」を設置するとともに、「高松市子ども読書活動推進計画」を策定し、関係施策事業の総合的かつ効果的な推進を図る。</p> <p>(計画期間) 平成16年度～平成20年度</p> <p>(基本方針) ①家庭、地域、学校等を通じた社会全体での取り組みの推進 ②社会的気運を醸成するための啓発・広報活動の推進</p> <p>(重点プロジェクト) ①ブックスタート ②ブックリストの作成 ③ボランティアの養成 ④一斉読書活動の推進 ⑤学校図書館図書の整備 ⑥学校図書館情報システムの構築・活用 ⑦学校図書館指導員の配置 ⑧子ども読書まつり</p>	該当なし。	問題点・課題	国分寺町では、子ども読書活動推進計画を策定していない。
			対応策	合併後において、国分寺町地域を含めた計画の見直し等を行う。
			調整案	高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-21 社会教育事業	
分類	子どもの健全育成	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 子ども農園	<p>子どもが土に親しみ農作物を育てる喜びと勤労の尊さを体験することにより、健康で情操豊かな子どもの成長を図るため、子ども農園開設に対し、補助している。</p> <p>(補助基準) 年額50円/m²</p>	該当なし。
2 子ども外国語教室	<p>子どもが外国語や外国の文化に親しむため、地区公民館において講座を開設している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1教室 小学生20人程度 ・1講座6回 2公民館 	該当なし。
3 少年教育指導者養成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・学校週5日制に対応し、地域と子どもの結びつきを深めるため、研修会などに、専門的な指導・助言を行う指導員を派遣している。 ・子ども会・育成者の指導者の知識・技能の習得を図るため、講習会を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし。 ・高松市と同じ。
4 ふるさと教室	該当なし。	<p>工作やキャンプ、カヌー、ニュースポーツ、子ども会議等を通して、国分寺町の「自然と文化と地理」を学習し、ふるさとを愛し、誇れる青少年の育成を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 小学5・6年生 ・年間開催回数 9回

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
事業内容等について、差異がある。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・国分寺町のふるさと教室については、国分寺町地域の公民館事業として実施する。 ・国分寺町の「やってんまいスポレク、子どもまつりだよ」については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとす。

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、国分寺町の「やってんまいスポレク、子どもまつりだよ」については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとす。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-21 社会教育事業	
分類	子どもの健全育成	
現 況		
項 目	高 松 市	国 分 寺 町
5 新春子どもフェスティバル	親子の人間関係や友達との友情を育て、健康で明るい子どもの成長と子ども会活動の発展を図るため実施している。 ・開催時期 毎年2月の第1日曜日 ・開催場所 中央公園など ・主な内容 すもう大会、ドッジボール大会、かるた大会など	該当なし。
6 フットベースボール大会	子どもの健康増進を図るとともに、友情、団結等を培うため、校区対抗子ども会フットベースボール大会を実施している。 ・開催時期 毎年8月中旬 ・開催場所 西部運動センター	該当なし。
7 やってんまいスポレク、子どもまつりだよ	該当なし。	子どもや家族等の交流と健康づくりを図るため、子ども会と共催して実施している。 ・開催時期 5月 ・開催場所 橘の丘総合運動公園 ・主な内容 ウォークラリー、ミニゲームなど

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-21 社会教育事業		部会名	教育
分類	子ども会活動の促進			
	現 況			
項目	高 松 市	国 分 寺 町		問 題 点 ・ 課 題
1 内容	子ども会活動の充実と子どもの健全育成を図るため、団体に対して、補助金を交付している。	高松市と同じ。		補助対象団体等に差異がある。
2 補助対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市子ども会育成連絡協議会 単位子ども会数 653子ども会 子ども会員数 14,953人 ※平成16年度実績 1,993千円 ・高松市校区子ども会育成連絡協議会 校区子ども会数 41子ども会 ※平成16年度実績 963千円 ・該当なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国分寺町子ども会育成連絡協議会 単位子ども会数 42子ども会 子ども会員数 627人 ※平成16年度実績 350千円 ・該当なし。 ・単位子ども会 活動補助 ※平成16年度実績 124千円 		対 応 策
				<ul style="list-style-type: none"> ・合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 ・国分寺町子ども会育成連絡協議会については、高松市子ども会育成連絡協議会への統合を促す。 ・国分寺町校区子ども会育成会については、高松市子ども会育成連絡協議会への加入を促す。 ・国分寺町地域の校区子ども会組織への補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整する。
				調 整 案
				<ul style="list-style-type: none"> 合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町地域の校区子ども会組織への補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-21 社会教育事業		部会名	教育
分類	PTA活動の促進			
	現 況			
項目	高 松 市	国 分 寺 町		問 題 点 ・ 課 題
1 内容	PTA活動の推進・発展及び学校・家庭・地域社会の相互連携による児童・生徒の健全育成を図るため、団体に対して、運営補助金を交付する。	高松市と同じ。		補助対象団体に差異がある。
2 補助対象団体	<p>高松市PTA連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校区数 小学校(市立41 国立1 直島1) 中学校(市立18 国立1 直島1) (ただし、男木は小中学校で1校) ・会員数 30,499人 ※平成16年度実績 2,000千円 <p>高松市立幼稚園PTA連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園数 18園 ・会員数 2,182人 ※平成16年度実績 100千円 	<p>国分寺町PTA連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校区数 小学校(町立2) 中学校(町立1) 幼稚園(町立2) ・会員数 2,267人 ※平成16年度実績 150千円 		対 応 策
				<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 国分寺町PTA連絡協議会については、高松市PTA連絡協議会及び高松市立幼稚園PTA連絡協議会への統合を促す。</p>
				調 整 案
				<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-21 社会教育事業	
分類	成人式	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 実施日	毎年 成人の日	毎年 1月2日
2 場所	高松市文化芸術ホール	国分寺町女性会館
3 対象者	<p>(対象者) 新成人(4/2～翌年4/1までに生まれた人) (案内方法) 市内在住者に対しては、封書により教育委員会から案内を送っている。 なお、市外在住者については、高松市ホームページにより周知を図っている。</p> <p>平成15年度対象者数 市内在住者 3,751人 市外在住者 341人 計 4,092人</p>	<p>(対象者) 高松市と同じ。 (案内方法) 町内在住者に対しては、封書により教育委員会から案内を送っている。 なお、町外在住者については、希望者のみ封書により案内を送っている。 また、広報「こくぶんじ」でも周知を図っている。</p> <p>平成15年度対象者数 町内在住者 277人 町外在住者 31人 計 308人</p>
4 内容	記念式典を実施している。	記念式典及び合同同窓会を実施している。
5 主催等	(主 催) 高松市・高松市教育委員会 (企画・運営) 成人式運営スタッフ(公募)	(主 催) 国分寺町・国分寺町教育委員会 (企画・運営) 国分寺町教育委員会 (合同同窓会) 合同同窓会スタッフ・成人の代表者 で運営
6 記念イベント	成人の日の趣旨を啓発するために、新成人自らが、または、新成人を祝い励ますために市民が、イベント案を企画・提案・実施している。	成人の日の趣旨を啓発するために、新成人の代表者が文集作成をしている。
7 記念品等	対象者全員に記念パンフレットを送付している。	対象者全員に記念品として、辞書、ボールペン、図書カードなどを、また、出席者には記念写真を郵送している。 ※記念品については、年によって異なる。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
実施日等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-21 社会教育事業	
分類	青年活動の推進	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 青年団体の育成事業	市内の青年相互の連携や青年活動の振興に努めている高松市青年連絡協議会に対し、運営補助をしている。 ※平成16年度実績 225千円	町内の青年活動の振興に努めている国分寺町青年会に対し、運営補助をしている。 ※平成16年度実績 120千円
2 青年活動指導員派遣	市内の青年等を対象に指導員を派遣し、仲間づくりや青年活動の活性化を図るとともに、青年団体の指導者として活躍できる人材を育成している。	綾歌郡内の各町で共同して、青年等を対象に指導員を派遣し、仲間づくりや青年活動の活性化を図るとともに、青年団体の指導者として活躍できる人材を育成している。
3 青年寺子屋事業	青年自らが企画・運営して小学生たちと一緒に、学校や家庭から離れて行う体験学習や異年齢層との世代交流を通じて、集団の中で楽しみながら人と触れ合う機会を創出するとともに、青年の資質向上・社会参加を促進している。	該当なし。
4 知的障害者青年教室	知的障害のある青年が、集団活動を通じて、仲間との連帯の輪を広め、人と触れ合う喜びを築いていくとともに、社会人としての知識・技能の習得を図る場として開設している。 ・開設教室数 1教室	該当なし。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
内容等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町青年会については、高松市青年連絡協議会への加入を促すこととし、補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町青年会については、高松市青年連絡協議会への加入を促すこととし、補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整するものとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-21 社会教育事業	
分類	家庭教育等の推進	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 家庭教育学級	<p>家庭における子どもの教育上の諸問題等について学習する場として家庭教育学級を開設している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立小学校、幼稚園家庭教育学級 59学級 ・市民グループ家庭教育学級 12学級 	<p>高松市と同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町立幼稚園家庭教育学級 2学級
2 家庭教育セミナー	<p>家庭教育の充実を図るため、子どもの発達段階に応じた講座を開設している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3コース 	該当なし。
3 父親のための家庭教育出前講座	<p>父親等を対象に、家庭教育に関する専門の講師を派遣し、講座を開設している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10講座 	該当なし。
4 就学時健診等を活用した子育て講座	<p>就学時健診等を活用して、家庭教育に関する専門の講師を派遣し、保護者向けに講演・指導を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 市立小学校 41校(年1回開催) 	該当なし。
5 思春期の子どもを持つ親のための子育て講座	<p>学校説明会や保護者会等の機会を活用して、思春期の子どもを持つ保護者を対象に講座を開設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 市立中学校 18校(年2回開催) 	該当なし。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>国分寺町では、家庭教育セミナー、父親のための家庭教育出前講座、就学時健診等を活用した子育て講座及び思春期の子どもを持つ親のための子育て講座を実施していない。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-21 社会教育事業	
分類	成人教育の推進	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 高齢者教室	市内の地区老人クラブ等の申請により、地区公民館等で開設している。 ・41教室	町域で1つの高齢者教室(明生大学)を女性会館で開設している。 ・1教室
2 女性教室	地区婦人会等や市民グループの申請により、地区公民館等で開設している。 ・地区女性教室 39教室 ・市民グループ女性教室 8教室	町婦人会に委託し、地区公民館等で開設している。 ・婦人学級 8学級 委託費 10万円×8学級

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
実施内容等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町婦人会に対する婦人学級開設委託費については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町婦人会に対する婦人学級開設委託費については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-21 社会教育事業																																																																																																																																																																																																																								
分類	公民館																																																																																																																																																																																																																								
項目	高 松 市						国 分 寺 町																																																																																																																																																																																																																		
1 施設の概要	・地区公民館 41館 <table border="1"> <thead> <tr> <th>公民館名</th> <th>敷地面積 (㎡)</th> <th>延床面積 (㎡)</th> <th>構造</th> <th>公民館名</th> <th>敷地面積 (㎡)</th> <th>延床面積 (㎡)</th> <th>構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 二番丁</td><td>663.19</td><td>450.87</td><td>RC2F</td><td>22 前田</td><td>1,913.86</td><td>450.75</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>2 四番丁</td><td>428.28</td><td>450.66</td><td>RC2F</td><td>23 川添</td><td>1,515.05</td><td>671.30</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>3 亀阜</td><td>348.23</td><td>450.54</td><td>RC2F</td><td>24 林</td><td>1,143.32</td><td>450.64</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>4 栗林</td><td>1,097.37</td><td>450.76</td><td>RC2F</td><td>25 三谷</td><td>1,426.01</td><td>450.20</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>5 花園</td><td>350.00</td><td>503.00</td><td>RC3F</td><td>26 仏生山</td><td>1,470.85</td><td>650.97</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>6 松島</td><td>1,159.05</td><td>672.11</td><td>RC2F</td><td>27 一宮</td><td>1,904.00</td><td>650.77</td><td>RC1F</td></tr> <tr><td>7 築地</td><td>333.73</td><td>450.38</td><td>RC2F</td><td>28 多肥</td><td>1,490.74</td><td>450.68</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>8 新塩屋町</td><td>542.01</td><td>450.76</td><td>RC2F</td><td>29 川岡</td><td>1,218.69</td><td>450.23</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>9 日新</td><td>251.23</td><td>502.20</td><td>RC3F</td><td>30 円座</td><td>1,403.76</td><td>450.63</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>10 鶴尾</td><td>1,562.51</td><td>578.08</td><td>RC2F</td><td>31 檀紙</td><td>2,336.00</td><td>450.17</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>11 太田</td><td>1,516.30</td><td>450.79</td><td>RC2F</td><td>32 弦打</td><td>2,024.59</td><td>673.48</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>12 太田中央</td><td>1,500.44</td><td>420.38</td><td>RC2F</td><td>33 鬼無</td><td>1,524.67</td><td>450.51</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>13 太田南</td><td>1,919.35</td><td>420.15</td><td>RC2F</td><td>34 香西</td><td>1,132.55</td><td>650.61</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>14 木太</td><td>1,697.70</td><td>450.71</td><td>RC2F</td><td>35 下笠居</td><td>843.16</td><td>522.20</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>15 木太南</td><td>1,453.66</td><td>420.62</td><td>RC2F</td><td>36 女木</td><td>712.56</td><td>400.92</td><td>SALC2F</td></tr> <tr><td>16 木太北部</td><td>1,254.00</td><td>420.56</td><td>RC2F</td><td>37 男木</td><td>327.30</td><td>400.66</td><td>SALC2F</td></tr> <tr><td>17 古高松</td><td>1,021.06</td><td>450.51</td><td>RC2F</td><td>38 川島</td><td>1,852.81</td><td>650.80</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>18 古高松南</td><td>1,333.81</td><td>420.49</td><td>RC2F</td><td>39 十河</td><td>1,251.97</td><td>400.86</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>19 屋島</td><td>1,826.71</td><td>450.42</td><td>RC2F</td><td>40 東植田</td><td>1,048.00</td><td>400.00</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>20 屋島西</td><td>1,421.02</td><td>424.58</td><td>RC2F</td><td>41 西植田</td><td>1,395.58</td><td>400.27</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>21 屋島東</td><td>2,650.37</td><td>420.76</td><td>RC2F</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> RC:鉄筋コンクリート SALC:鉄骨造軽量気泡コンクリートパネル張						公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造	公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造	1 二番丁	663.19	450.87	RC2F	22 前田	1,913.86	450.75	RC2F	2 四番丁	428.28	450.66	RC2F	23 川添	1,515.05	671.30	RC2F	3 亀阜	348.23	450.54	RC2F	24 林	1,143.32	450.64	RC2F	4 栗林	1,097.37	450.76	RC2F	25 三谷	1,426.01	450.20	RC2F	5 花園	350.00	503.00	RC3F	26 仏生山	1,470.85	650.97	RC2F	6 松島	1,159.05	672.11	RC2F	27 一宮	1,904.00	650.77	RC1F	7 築地	333.73	450.38	RC2F	28 多肥	1,490.74	450.68	RC2F	8 新塩屋町	542.01	450.76	RC2F	29 川岡	1,218.69	450.23	RC2F	9 日新	251.23	502.20	RC3F	30 円座	1,403.76	450.63	RC2F	10 鶴尾	1,562.51	578.08	RC2F	31 檀紙	2,336.00	450.17	RC2F	11 太田	1,516.30	450.79	RC2F	32 弦打	2,024.59	673.48	RC2F	12 太田中央	1,500.44	420.38	RC2F	33 鬼無	1,524.67	450.51	RC2F	13 太田南	1,919.35	420.15	RC2F	34 香西	1,132.55	650.61	RC2F	14 木太	1,697.70	450.71	RC2F	35 下笠居	843.16	522.20	RC2F	15 木太南	1,453.66	420.62	RC2F	36 女木	712.56	400.92	SALC2F	16 木太北部	1,254.00	420.56	RC2F	37 男木	327.30	400.66	SALC2F	17 古高松	1,021.06	450.51	RC2F	38 川島	1,852.81	650.80	RC2F	18 古高松南	1,333.81	420.49	RC2F	39 十河	1,251.97	400.86	RC2F	19 屋島	1,826.71	450.42	RC2F	40 東植田	1,048.00	400.00	RC2F	20 屋島西	1,421.02	424.58	RC2F	41 西植田	1,395.58	400.27	RC2F	21 屋島東	2,650.37	420.76	RC2F					・地区公民館 5館 <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>公民館名</th> <th>敷地面積 (㎡)</th> <th>延床面積 (㎡)</th> <th>構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>北部</td><td>1,060</td><td>708</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>2</td><td>北部分館</td><td>1,285</td><td>395</td><td>RS2F</td></tr> <tr><td>3</td><td>北部第二分館</td><td>357</td><td>407</td><td>RS2F</td></tr> <tr><td>4</td><td>南部</td><td>792</td><td>502</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>5</td><td>南部分館</td><td>315</td><td>353</td><td>RS2F</td></tr> </tbody> </table> RC:鉄筋コンクリート RS:鉄骨スレート					番号	公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造	1	北部	1,060	708	RC2F	2	北部分館	1,285	395	RS2F	3	北部第二分館	357	407	RS2F	4	南部	792	502	RC2F	5	南部分館	315	353	RS2F
公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造	公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造																																																																																																																																																																																																																		
1 二番丁	663.19	450.87	RC2F	22 前田	1,913.86	450.75	RC2F																																																																																																																																																																																																																		
2 四番丁	428.28	450.66	RC2F	23 川添	1,515.05	671.30	RC2F																																																																																																																																																																																																																		
3 亀阜	348.23	450.54	RC2F	24 林	1,143.32	450.64	RC2F																																																																																																																																																																																																																		
4 栗林	1,097.37	450.76	RC2F	25 三谷	1,426.01	450.20	RC2F																																																																																																																																																																																																																		
5 花園	350.00	503.00	RC3F	26 仏生山	1,470.85	650.97	RC2F																																																																																																																																																																																																																		
6 松島	1,159.05	672.11	RC2F	27 一宮	1,904.00	650.77	RC1F																																																																																																																																																																																																																		
7 築地	333.73	450.38	RC2F	28 多肥	1,490.74	450.68	RC2F																																																																																																																																																																																																																		
8 新塩屋町	542.01	450.76	RC2F	29 川岡	1,218.69	450.23	RC2F																																																																																																																																																																																																																		
9 日新	251.23	502.20	RC3F	30 円座	1,403.76	450.63	RC2F																																																																																																																																																																																																																		
10 鶴尾	1,562.51	578.08	RC2F	31 檀紙	2,336.00	450.17	RC2F																																																																																																																																																																																																																		
11 太田	1,516.30	450.79	RC2F	32 弦打	2,024.59	673.48	RC2F																																																																																																																																																																																																																		
12 太田中央	1,500.44	420.38	RC2F	33 鬼無	1,524.67	450.51	RC2F																																																																																																																																																																																																																		
13 太田南	1,919.35	420.15	RC2F	34 香西	1,132.55	650.61	RC2F																																																																																																																																																																																																																		
14 木太	1,697.70	450.71	RC2F	35 下笠居	843.16	522.20	RC2F																																																																																																																																																																																																																		
15 木太南	1,453.66	420.62	RC2F	36 女木	712.56	400.92	SALC2F																																																																																																																																																																																																																		
16 木太北部	1,254.00	420.56	RC2F	37 男木	327.30	400.66	SALC2F																																																																																																																																																																																																																		
17 古高松	1,021.06	450.51	RC2F	38 川島	1,852.81	650.80	RC2F																																																																																																																																																																																																																		
18 古高松南	1,333.81	420.49	RC2F	39 十河	1,251.97	400.86	RC2F																																																																																																																																																																																																																		
19 屋島	1,826.71	450.42	RC2F	40 東植田	1,048.00	400.00	RC2F																																																																																																																																																																																																																		
20 屋島西	1,421.02	424.58	RC2F	41 西植田	1,395.58	400.27	RC2F																																																																																																																																																																																																																		
21 屋島東	2,650.37	420.76	RC2F																																																																																																																																																																																																																						
番号	公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造																																																																																																																																																																																																																					
1	北部	1,060	708	RC2F																																																																																																																																																																																																																					
2	北部分館	1,285	395	RS2F																																																																																																																																																																																																																					
3	北部第二分館	357	407	RS2F																																																																																																																																																																																																																					
4	南部	792	502	RC2F																																																																																																																																																																																																																					
5	南部分館	315	353	RS2F																																																																																																																																																																																																																					
	・管理公民館 <table border="1"> <thead> <tr> <th>公民館名</th> <th>敷地面積 (㎡)</th> <th>延床面積 (㎡)</th> <th>構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>鶴尾中部</td><td>86.83</td><td>86.83</td><td>木造1F</td></tr> </tbody> </table>						公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造	1	鶴尾中部	86.83	86.83	木造1F	・該当なし。																																																																																																																																																																																																									
公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造																																																																																																																																																																																																																						
1	鶴尾中部	86.83	86.83	木造1F																																																																																																																																																																																																																					

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
公民館の開館時間等に差異がある。

対 応 策
国分寺町の公民館については、高松市に引き継ぐ。 国分寺町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時までに調整する。

調 整 案
国分寺町の公民館については、高松市に引き継ぐ。 国分寺町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時までに調整する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-21 社会教育事業	
分類	公民館	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
2 開館時間等	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間 午前9時～午後10時 (ただし、日曜日は午後5時まで) ・休館日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日から翌年1月3日まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間 午前8時30分～午後9時30分 ・休館日 12月29日から翌年1月3日まで
3 公民館事業	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館講座 地域住民の学習要求に応えるため、人権学習・家庭教育・ボランティア学習等の現代的課題や、学校週5日制に対応した講座を実施している。 ・同好会活動 地域住民の自主的な学習活動として、同好会活動が行われている。 ・貸館 各地域住民の生涯学習に係る場を提供し、生涯学習の振興を図るため、各地区公民館のホールや会議室を貸出している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館講座 地域住民の学習要求に応えるため、現代的課題や住民ニーズに対応した講座を実施している。 ・同好会活動 高松市と同じ。 ・貸館 各地域住民の生涯学習に係る場を提供し、生涯学習の振興を図るため、各公民館の会議室等を貸出している。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-21 社会教育事業																																																					
分類	公民館																																																					
現況																																																						
項目	高松市	国分寺町																																																				
4 使用料	<p>公民館使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部屋名</th> <th>使用時間 午前9時から 正午まで</th> <th>正午から 午後5時まで</th> <th>午後5時から 午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小集会室 (40㎡未満)</td> <td>220円</td> <td>250円</td> <td>370円</td> </tr> <tr> <td>中集会室 (40㎡以上150㎡未満)</td> <td>430円</td> <td>500円</td> <td>760円</td> </tr> <tr> <td>大ホール (150㎡以上)</td> <td>870円</td> <td>1,010円</td> <td>1,520円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>650円</td> <td>760円</td> <td>1,140円</td> </tr> <tr> <td>冷暖房装置</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">その室の使用料の2分の1の額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※公民館活動や同好会活動など、地域住民の教育、学術、文化の増進に資すると認められる場合は、使用料を減免している。</p>	部屋名	使用時間 午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	小集会室 (40㎡未満)	220円	250円	370円	中集会室 (40㎡以上150㎡未満)	430円	500円	760円	大ホール (150㎡以上)	870円	1,010円	1,520円	調理実習室	650円	760円	1,140円	冷暖房装置	その室の使用料の2分の1の額			<p>公民館使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用時間</th> <th>8:30～ 17:00</th> <th>8:30～ 12:30 13:00～ 17:00</th> <th>17:30～ 21:30</th> <th>13:00～ 21:30</th> <th>8:30～ 21:30</th> <th>冷暖房 期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部屋名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td>1,500円</td> <td>1,000円</td> <td>1,500円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>20%増</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>700円</td> <td>500円</td> <td>700円</td> <td>1,000円</td> <td>1,500円</td> <td>20%増</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国分寺町内の団体又は公益のために使用する場合は、使用料を減免している。</p>	使用時間	8:30～ 17:00	8:30～ 12:30 13:00～ 17:00	17:30～ 21:30	13:00～ 21:30	8:30～ 21:30	冷暖房 期間	部屋名							大会議室	1,500円	1,000円	1,500円	2,000円	3,000円	20%増	小会議室	700円	500円	700円	1,000円	1,500円	20%増
部屋名	使用時間 午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで																																																			
小集会室 (40㎡未満)	220円	250円	370円																																																			
中集会室 (40㎡以上150㎡未満)	430円	500円	760円																																																			
大ホール (150㎡以上)	870円	1,010円	1,520円																																																			
調理実習室	650円	760円	1,140円																																																			
冷暖房装置	その室の使用料の2分の1の額																																																					
使用時間	8:30～ 17:00	8:30～ 12:30 13:00～ 17:00	17:30～ 21:30	13:00～ 21:30	8:30～ 21:30	冷暖房 期間																																																
部屋名																																																						
大会議室	1,500円	1,000円	1,500円	2,000円	3,000円	20%増																																																
小会議室	700円	500円	700円	1,000円	1,500円	20%増																																																

部会名	教育
-----	----

問題点・課題

対応策

調整案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-21 社会教育事業		部会名	教 育																													
分類	高松市生涯学習センター																																
現 況																																	
項 目	高 松 市	国 分 寺 町	問 題 点 ・ 課 題																														
1 概要	(所在地) 高松市片原町11番地1(むいぶ片原町ビル内) (延床面積) 3,186.24㎡ (構造) 鉄骨鉄筋コンクリート造13階建ての1階から4階までの各階の一部 (施設) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>面積</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>301㎡</td> <td>220人</td> </tr> <tr> <td>大研修室</td> <td>224㎡</td> <td>90人</td> </tr> <tr> <td>小研修室</td> <td>84㎡</td> <td>42人</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>18畳</td> <td>24人</td> </tr> <tr> <td>OA実習室</td> <td>91㎡</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>実習室</td> <td>90㎡</td> <td>32人</td> </tr> <tr> <td>音楽室</td> <td>90㎡</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>84㎡</td> <td>42人</td> </tr> <tr> <td>市民ギャラリー</td> <td>66㎡</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	面積	定員	多目的ホール	301㎡	220人	大研修室	224㎡	90人	小研修室	84㎡	42人	和室	18畳	24人	OA実習室	91㎡	20人	実習室	90㎡	32人	音楽室	90㎡	16人	視聴覚室	84㎡	42人	市民ギャラリー	66㎡	—	該当なし。	
施設名	面積	定員																															
多目的ホール	301㎡	220人																															
大研修室	224㎡	90人																															
小研修室	84㎡	42人																															
和室	18畳	24人																															
OA実習室	91㎡	20人																															
実習室	90㎡	32人																															
音楽室	90㎡	16人																															
視聴覚室	84㎡	42人																															
市民ギャラリー	66㎡	—																															
2 事業概要	①高松市生涯学習カレッジ ②高松市生涯学習推進事業 ③指導者・ボランティア養成事業		対 応 策																														
3 生涯学習情報システム	市民の学習活動を支援するため、人材・イベント・施設情報等の各種学習情報の提供、施設予約管理及び事業管理等の各種機能を持つ生涯学習情報システムを運営している。		調 整 案																														
			高松市の制度を適用する。																														

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-21 社会教育事業	
分類	少年育成センター事業	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 実施主体	高松市が運営	国分寺町が運営
2 事業内容	<p>(巡視補導業務) 問題行動や非行防止のための巡視補導を行う。</p> <p>(相談業務) 青少年の多様な悩みに相談対応する。</p> <p>(地区住民会議サポート) 地域住民の健全育成活動を支援するため、高松市青少年健全育成市民会議に対して補助金を交付している。 なお、各校区ごとの青少年健全育成連絡協議会に対しては、高松市青少年健全育成市民会議から、活動費を助成している。</p> <p>(その他) 環境浄化・広報啓発・研修等を行う。</p>	<p>(巡視補導業務) 高松市と同じ。</p> <p>(相談業務) 高松市と同じ。</p> <p>(地区住民会議サポート) 地域住民の健全育成活動を支援するため、国分寺町青少年健全育成連絡協議会を設置している。 なお、同協議会に対して、補助金等は交付していない。</p> <p>(その他) 高松市と同じ。</p>

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
地区住民会議活動支援の内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 国分寺町青少年健全育成連絡協議会については、高松市青少年健全育成市民会議への統合を促す。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-21 社会教育事業	
分類	スポーツ団体育成事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 体育協会	<p>(名称) 高松市体育協会 (加盟団体) 27 団体 (活動内容) 自主的に行う大会や、スポーツ教室・講座の開催を奨励し、高松市における競技力の向上と競技の普及・振興を図っている。 (補助金) 2,700千円 競技団体補助金 @50千円×27団体=1,350千円 選手育成補助金 1,350千円</p>	<p>(名称) 国分寺町体育協会 (加盟団体) 9 団体 (活動内容) 各種スポーツ大会や教室を実施し、町民の健康体力づくりと住民交流を図っている。また、スポーツ少年団の育成も行っている。 (補助金) 1,300千円 体育協会 950千円 スポーツ少年団 350千円</p>
2 地区体育協会	<p>(名称) 高松市地区体育協会 (地区数) 市内 37地区 (活動内容) 地区で行うスポーツ大会・教室・講座を奨励し、住民の健康・体力づくりの増進や、地域における生涯スポーツの振興を図っている。 (補助金) 6,100千円 地区体協補助金 @150千円×37団体=5,550千円 連絡協議会補助金 550千円</p>	該当なし。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・体育協会、スポーツ少年団の補助に差異がある。 ・国分寺町には、地区体育協会がない。 ・スポーツ少年団の登録料等に差異がある。 ・高松市スポーツ少年団では、日没後の練習を認めていない。

対 応 策
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国分寺町体育協会については、高松市体育協会への統合を促す。 ・国分寺町地域において、地区体育協会の組織化を促す。 ・国分寺町地域の体育協会及びスポーツ少年団への補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整するものとする。 ・国分寺町地域のスポーツ少年団の新規登録受付窓口については、現行のとおりとする。 ・国分寺町地域のスポーツ少年団の練習時間帯については、指導者確保の観点から、日没後も認めることとする。

調 整 案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、国分寺町地域の体育協会及びスポーツ少年団への補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-21 社会教育事業	
分類	スポーツ団体育成事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
3 高松市体力 つくり市民会議	(名称) 高松市体力つくり市民会議 (加盟団体) 16団体 (活動内容) いつでもどこでもできる生涯スポーツ を推進。有酸素運動の提唱、実践。 (補助金) 構成団体補助金 160千円 @ 10千円×16団体=160千円	該当なし。
4 スポーツ少年団	(名称) 高松市スポーツ少年団 (登録数) 157 団体 (人数) 3, 627 人 (登録料) 指導者 1,500円(国700円、県300円、市500円) 団員 700円(国300円、県200円、市200円) (受付窓口) 高松市市民スポーツ課 (専門委員会) 軟式野球・剣道・バレーボール・サッカー・ソフト ボール・バドミントン・その他種目〔7専門委員会〕 (活動内容) 種目別交流大会の開催や、スポーツ少年団認定 員養成講習会、巡回指導者講習会を開催している 他、中高生の団員によるリーダー会活動等を行っ ている。 (練習時間帯) 日没まで (補助金) 矢島町・高松市スポーツ少年団交流 事業補助金 100千円 ※各スポーツ少年団が交互に訪問、 受け入れを行う事業に対する補助 (負担金) スポーツ少年団認定員養成講習会 事業負担金 61千円	(名称) 国分寺町スポーツ少年団 (登録数) 9団体 (人数) 417人 (登録料) 指導者 1,200円(国700円、県300円、町200円) 団員 800円(国300円、県200円、町300円) 育成者 500円(国 - 、県 - 、町500円) (受付窓口) スポーツ少年団事務局 (専門委員会) 該当なし。 (活動内容) ボランティア活動、各スポーツ少年団での交流行 事、指導者・育成者の研修会を行っている。 (練習時間帯) おおむね19時30分まで (補助金) 該当なし。 ※体育協会から350千円を補助している。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-21 社会教育事業		部会名	教育
分類	スポーツイベント等振興事業			
	現 況			
項目	高 松 市	国 分 寺 町		問 題 点 ・ 課 題
1 市・町民スポーツ大会	<p>(名称) 高松市民スポーツフェスティバル (開催時期) 9月～10月 (内容) ・小学校区対抗競技大会(校区别) リレー競技 ゲートボール競技 ボウリング競技 卓球競技 バレーボール競技 ソフトボール競技 バドミントン競技 インディアカ競技 ・屋島一周クオーターマラソン 広域都市圏(周辺10町)オープン競技 ・スポーツ・レクリエーション大会「トリムの祭典」 フリー参加型スポーツイベント (運営) 高松市民スポーツフェスティバル実行委員会 概要 企画、運営、広報、参加促進、関係機関及び 団体との連絡調整等 (主管団体) 高松市体育協会 高松市地区体育協会 体力づくり市民会議 高松市体育指導委員連絡協議会</p>	<p>(名称) 国分寺町スポーツフェスティバル (開催時期) 9月下旬の日曜日 (内容) リレー競技 レクリエーションゲーム 体験コーナー (運営) 国分寺町体育協会 概要 高松市と同じ。 (主管団体) 国分寺町教育委員会 国分寺町体育協会 (補助金) 町体育協会委託費 平成16年度実績 2,000千円</p>		<p>・市・町民スポーツ大会の内容等に差異がある。 ・国分寺町では、地区運動会を開催していない。</p>
				対 応 策
				<p>・高松市の制度に統一する。 ・国分寺町のスポーツフェスティバルは、高松市の地区運動会として取り扱い、国分寺地区体育協会の自主運営とする。 ・国分寺町地域のスポーツフェスティバル(地区運動会)への補助については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整するものとする。</p>
				調 整 案
2 地区運動会	<p>(名称) 町民運動会、地区運動会、校区運動会等 ※地区ごとに名称が異なる。 (37地区体育協会) (開催時期) 春または秋に開催 (内容) 地区ごとに決定する。 (運営) 各地区体育協会主催 各地区体育協会と小学校との共催</p>	該当なし。		<p>高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町地域のスポーツフェスティバルの補助については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-21 社会教育事業		部会名	教育
分類	各種スポーツイベント事業			
	現況			
項目	高松市	国分寺町		問題点・課題
1 主催、共催事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高校選抜ソフトテニス大会 ・健脚大会(琴平・塩江) ・仏生山スポーツフェスタ ・郡市対抗源平駅伝競走大会 ・市民遠泳大会 ・地区対抗ドッジボール大会 	(教育委員会等主催事業) <ul style="list-style-type: none"> ・ソフトボール審判講習(38千円) ・バレーボール審判講習(46千円) ・塩江健脚大会(56千円) ・源平駅伝(32千円) ・四国・古のみちハイキング(674千円) ・綾歌郡社会体育大会(1,189千円) ・子ども水泳教室(264千円) ・婦人ソフトバレーボール大会(35千円) (B&G関連事業) <ul style="list-style-type: none"> ・夏休み海洋スポーツ教室(65千円) ・国分寺町B&G海洋クラブ(30千円) ・B&Gマリンスポーツ大会(20千円) 		<ul style="list-style-type: none"> ・両市町で、類似のイベントがある。 ・国分寺町のスポーツイベントについては、参加対象や実施場所が国分寺町地域に限られるものがある。
2 後援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市民早朝野球大会 ・水戸、高松親善都市交歓野球大会 ・彦根、高松姉妹城都市交歓少年野球大会 ・高松、松江市都市間交流事業バレーボール大会 ・矢島町、高松市スポーツ少年団交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・国体選手激励費(10千円/人) ・全国大会参加補助(1,000千円) 		対応策 <ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・両市町の類似イベントについては、統合する。 ・国分寺町のスポーツイベントについては、国分寺町の地区体育協会が自主運営するものとする。 ・国分寺町のB&G関連事業については、現行のとおり継続するものとする。
3 その他 (補助金支出のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・サンドヒル高松グラウンドゴルフ大会 ・西日本中央連携軸スポーツ大会 (家庭婦人バレーボール・ジュニアサッカー) ・市民ハイキング 	(B&G関連事業) <ul style="list-style-type: none"> ・B&G海洋体験セミナー(110千円) ・B&G海洋体験クルーズ(225千円) ・香川県B&G財団連絡協議会(70千円) ・アドバンスインストラクター研修(449千円) ・アグア・インストラクター研修(231千円) ・海洋センター運営委員会(36千円) 		調整案 <p>高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町地域のB&G関連事業については、現行のとおり継続するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-21 社会教育事業	
分類	体育指導委員	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 構成	(委員) 学識経験を有する者と、41小学校区からそれぞれ推薦された男女各1名 (定員 95名以内:※) ※2名×41校区+学識9名=91名 (任期) 2年 (平成16年4月1日～平成18年3月31日)	(委員) 委員長1名、副委員長1名、委員10名で構成 現在 男6名、女6名(定員12名) (任期) 高松市と同じ。
2 活動内容	(定例会) 毎月1回(第3木曜日) (研修会) 年2～3回開催 (主管、協力事業等) 年数回の全市的行事に参加 ・高松市民スポーツフェスティバル総合開会式(運営) ・トリムの祭典(ニュースポーツの紹介) ・健脚大会(琴平、塩江)、郡市対抗源平駅伝競走大会(立哨)	(定例会) 該当なし。 (研修会) 高松市と同じ。 (主管、協力事業等) 年数回の全町事業に参加 ・やっぴんまいスポレク(運営) ・郡社会体育大会(運営) ・健脚大会塩江(運営) ・源平駅伝(立哨)
3 報酬	6,600円/人 × 出席回数	年額 38,000円(委員長) 35,000円(委員)

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
体育指導委員の構成、活動内容及び報酬に差異がある。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・国分寺町地域の委員については、2小学校区からそれぞれ推薦された男女1名ずつとする。 ・委員定数については、合併時までに見直しを行うものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-21 社会教育事業	
分類	学校体育施設開放推進事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 開放施設(学校)の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校 体育館41、運動場41(夜間照明設置37) ・中学校 体育館5、運動場6(夜間照明設置6、内1校は小学校の代替) ・高等学校 運動場1(夜間照明設置1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校 体育館2、運動場2 ・中学校 運動場1(夜間照明設置)
2 管理運営方法	小学校については、校区住民による自主管理運営方式(各校区毎に学校体育施設開放運営委員会を設置)とし、中学校については、市教育委員会直属の指定校方式として、二段構えで管理運営を行っている。	教育委員会生涯学習課で管理運営している。
3 使用の申請方法	小学校の体育施設については、学校体育施設開放運営委員会(自主運営)に申込書申請、中学校の体育施設については、高松市立中学校体育施設利用登録申請書を教育委員会に提出し、システムにより予約申込を行っている。	教育委員会生涯学習課に申込みをする。
4 補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校の体育施設開放事業に関しては、補助金制度はない。 ・小学校の体育施設開放事業に関しては、各校区の学校体育施設開放運営委員会に年額270千円の補助金を支出している。 	該当なし。
5 管理謝金	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校体育施設開放事業については、各校区の学校体育施設開放運営委員会が学校体育施設開放事業費の中から支出している。 ・中学校体育施設開放事業費は、市教育委員会が固定給と歩合給を合算して計算 	体育館については、管理人に報酬を支出している。 1人/月 18千円 鍵管理料

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営方法、使用の申請方法、使用料及び開放時間等に差異がある。 ・管理謝金に差異がある。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・国分寺町地域の開放学校体育施設及び開放時間については、現行のとおりとする。 ・小学校に学校体育施設開放運営委員会を設置し、自主管理運営方式で管理運営を行う。 なお、スポーツ少年団は、学校体育施設開放を利用するものとし、優先使用については、同運営委員会の中で調整するものとする。 ・中学校の運動場は、夜間照明施設のない小学校運動場の代替として利用する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町地域の開放学校体育施設及び開放時間については、現行のとおりとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-21 社会教育事業		部会名	教育
分類	学校体育施設開放推進事業			
現 況				
項目	高 松 市		国 分 寺 町	
6 使用料	小学校 無料 中学校 電気代相当分として、体育館(半面800円、 全面1,600円)、運動場2,000円～4,000円	小学校 無料 中学校 運動場ナイター1時間1,000円	問題点・課題	
7 開放時間	小学校 平日 19時～21時 土曜日 13時～21時 日・祝日 9時～21時 中学校(夜間開放のみ) 19時～21時	小学校 平日 19時30分～21時30分 土・日・祝(スポーツ少年団のみに開放) 9時～17時 中学校(運動場夜間開放のみ) 19時～21時30分 ※夜間照明については、コイン方式で対応している。		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-21 社会教育事業		部会名	教育
分類	体育施設管理運営			
現 況				
項 目	高 松 市	国 分 寺 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・総合体育館(アリーナ面積 4,474.24㎡) バスケットボール 3面、バレーボール 5面 バドミントン 18面ほか 利用時間: 8:30~22:00 使用料:10,160円~777,530円(第1競技場) ・亀水運動センター(体育館アリーナ面積 768㎡) バスケットボール 1面、バレーボール 2面 バドミントン 3面、卓球 9台 利用時間: 9:00~21:00 使用料:2,790円~264,130円 ・西部運動センター(体育館アリーナ面積 1,484㎡) バスケットボール 2面、バレーボール 2面 バドミントン 8面、卓球 20台ほか 利用時間: 9:00~21:00 使用料:6,100円~437,920円 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民体育館 バレーボール 2面、バドミントン 4面 利用時間: 9:00~21:30 使用料:午前・午後 2,000円, 夜間 4,000円 ※町民及び町内勤務者は無料 ※中学校の部活、授業で優先使用している。 ・B&G海洋センターアリーナ バレーボール 2面、バドミントン 4面 利用時間: 9:00~21:30 使用料:1時間当たり 町内400円~600円 町外800円~1,200円 ・勤労青少年ホーム バレーボール 1面、バドミントン 1面 利用時間: 9:00~21:30 使用料:午前・午後 1,000円, 夜間 1,500円 ※南部小学校の授業で使用している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営方法、使用の申請方法、利用時間及び使用料等に差異がある。 ・国分寺町では、町民体育館を中学校の部活動、授業で優先使用している。 ・国分寺町では、勤労青少年ホームを小学校の授業で使用している。 ・国分寺町では、体育施設を体育協会及びスポーツ少年団が行事等で使用する場合、また、学校の行事等で使用する場合、減免措置をしている。 ・国分寺町の体育施設の管理運営は、直営で行っている。 	
2 競技場	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨット競技場 艇庫7棟(ディンギー58艇) 艇置場(ディンギー229艇、クルーザー72艇) クレーン4. 8トン 利用時間: 8:30~20:00 使用料:一時使用(1日)690円~3,460円 	<ul style="list-style-type: none"> ・B&G海洋センター 艇庫(カヌー、ディンギー) 利用時間: 9:00~17:00 使用料:町内 200円~400円 町外 400円~800円 	<p style="text-align: center;">対 応 策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・国分寺町地域の体育施設の利用時間については、現行のとおりとし、使用料については、高松市の例により、現行の町内在住者の使用料に統一するものとする。 ・減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。 	
3 庭球場	<ul style="list-style-type: none"> ・朝日町庭球場 砂入人工芝コート5面、夜間照明施設 利用時間: 8:30~21:00 使用料:1時間 一般340円 学生230円 夜間照明使用料 1面当たり 110円 ・亀岡庭球場 クレーコート4面 ・仏生山運動場庭球場 クレーコート2面 ・亀水運動センター庭球場 砂入人工芝コート8面 	<ul style="list-style-type: none"> ・橘ノ丘総合運動公園 砂入人工芝コート4面、夜間照明施設 利用時間: 9:00~21:00 使用料:1時間当たり 町内 300円~500円 町外 500円~1,000円 夜間照明使用料 1時間当たり 1,000円 	<p style="text-align: center;">調 整 案</p> <p>高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町地域の体育施設の利用時間については、現行のとおりとし、使用料については、現行の町内在住者の使用料に統一するものとする。 減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p>	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-21 社会教育事業		部会名	教育
分類	体育施設管理運営			
	現況			
項目	高松市	国分寺町	問題点・課題	
4 グラウンド	<ul style="list-style-type: none"> ・南部運動場 <ul style="list-style-type: none"> 第1グラウンド(野球場) 両翼91m 中堅120m 第2グラウンド(多目的広場) 長袖100m 短袖80m ・亀水運動センター <ul style="list-style-type: none"> グラウンド(野球場) 両翼85m 中堅112m ・西部運動センター <ul style="list-style-type: none"> 第1グラウンド(野球場) 両翼91m 中堅120m 第2グラウンド(多目的広場) 長袖100m 短袖80m 利用時間: 9:00~17:00(6~8月19:00まで) 使用料:1時間当たり 1,270円~1,520円	<ul style="list-style-type: none"> ・橘ノ丘総合運動公園 <ul style="list-style-type: none"> 野球場 両翼91m 中堅108m 多目的グラウンド 長袖100m 短袖70m 利用時間: 9:00~21:30(野球場) 9:00~19:00(多目的グラウンド) 使用料:1時間当たり 町内 1,000円 町外 2,000円 夜間照明使用料 町内 2,500円 町外 5,000円		
5 プール	<ul style="list-style-type: none"> ・市民プール <ul style="list-style-type: none"> 流水、少年プール 1,022m 水深1m 幼児プール 256.26㎡ 水深0.3m 利用期間:7月~8月 利用時間: 9:00~18:00 使用料:大人500円、中高校生370円、小人180円	<ul style="list-style-type: none"> ・B&G海洋センター <ul style="list-style-type: none"> プール(25m×6コース) 水深1.1m 幼児プール 水深0.5m 利用期間:5月第3土曜日~9月末日 利用時間: 10:00~21:00 使用料:町内100円~200円 町外200円~400円		
	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡町プール <ul style="list-style-type: none"> 温水プール(25m×6コース) 補助プール、採暖プール 利用時間: 10:00~20:30 使用料:大人560円、中高校生370円、小人250円		調整案	
	<ul style="list-style-type: none"> ・亀水運動センタープール <ul style="list-style-type: none"> 2.5m×8 コース ※3施設とも、身体障害者及びその介護者がプールを個人使用する場合は、無料			

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-21 社会教育事業		部会名	教育
分類	体育施設管理運営			
	現況			
項目	高松市	国分寺町	問題点・課題	
6 ゲートボール場	<p>・仏生山運動場 屋外ゲートボール場1面 利用時間：8:30～17:00 (6月～8月は午後7時まで) 使用料：無料</p>	<p>・橘ノ丘総合運動公園 屋内ゲートボール場(スパーク国分寺) 人工芝2面 利用時間：9:00～21:30 使用料：1時間当たり 町内 300円～500円 町外 500円～1,000円 夜間照明使用料 町内 150円～250円 (1時間当たり) 町外 250円～500円</p>		
7 武道場	<p>・総合体育館武道場 第1武道場 447.06㎡ 第2武道場 483.59㎡ 利用時間：8:30～22:00 使用料：3,040円～13,710円</p>	<p>・町民武道館 柔道場、剣道場 ※中学校の授業、部活のほか、スポ少(柔道・剣道・空手)、一般(剣道・空手)が使用 使用料：町民無料 町外50円 ・B&G海洋センター トレーニングルーム 使用料：1時間当たり 町内 200円～300円 町外 400円～600円</p>	対応策	
8 勤労者野外活動施設等	該当なし。	<p>・勤労者野外活動施設 利用時間：9:00～21:30 使用料：多目的ホール(午前・午後・夜 各2,000円 研修室1 各1,000円 研修室2 各500円 ・はくちよう温泉 設備：源泉湯・サウナ・薬湯他、休憩室、 駐車場(30台) 利用時間：10:00～20:00 入浴料：大人400円、 子ども(中学生以下)・70歳以上200円 ※3歳未満は無料</p>	調整案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-21 社会教育事業	
分類	体育施設管理運営	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
9 使用料の減免	<p>身体障害者等及びその介護者がプールを個人使用する場合のみ無料。 ※体育協会、スポーツ少年団及び学校行事等の使用については有料。</p>	<p>体育協会及びスポーツ少年団が行事等で使用する場合、また学校の行事等で使用する場合、下記の体育施設の使用料を減免している。 減免施設： 体育館、庭球場、グラウンド、ゲートボール場、武道場 ※庭球場、グラウンド、ゲートボール場の夜間照明料は有料。</p>
10 管理運営	(財)高松市スポーツ振興事業団	国分寺町が直営

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

「文化振興事業について」に関する資料

指 定 文 化 財 に つ い て	134
埋 蔵 文 化 財 調 査 事 業 に つ い て	135
文 化 財 学 習 事 業 に つ い て	136
文 化 奨 励 賞 に つ い て	137
文 化 祭 開 催 事 業 に つ い て	138
文 化 芸 術 活 動 推 進 事 業 に つ い て	139
文 化 団 体 の 育 成 ・ 支 援 事 業 に つ い て	140
歴 史 資 料 館 運 営 事 業 に つ い て	141 ~ 143
歴 史 資 料 整 備 等 事 業 に つ い て	144
文 化 教 育 普 及 事 業 に つ い て	145
図 書 館 運 営 事 業 に つ い て	146
図 書 館 事 業 に つ い て	147
文 化 セ ン タ ー 事 業 に つ い て	148 ~ 149
菊 池 寛 記 念 館 運 営 事 業 に つ い て	150
文 化 芸 術 ホ ー ル 運 営 事 業 に つ い て	151 ~ 152
美 術 館 運 営 事 業 に つ い て	153 ~ 154
美 術 館 施 設 使 用 料 等 に つ い て	155
美 術 館 協 議 会 等 に つ い て	156

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-22 文化振興事業	
分類	指定文化財	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 文化財保護審議会(委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 高松市文化財保護審議会 ・委員数 8人(定数:10人以内) ・報酬 6,600円 ・任期 2年(平成18年5月31日まで) 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 国分寺町文化財保護委員会 ・委員数 5人 ・報酬 委員長:9,500円、委員:9,000円 ・任期 2年(平成17年3月31日まで)
2 現況	高松市指定文化財 34件(平成16年4月1日現在) <ul style="list-style-type: none"> ・有形文化財 19件 ・無形文化財 1件 ・有形民俗文化財 1件 ・史跡 9件 ・天然記念物 4件 	国分寺町指定文化財 19件(平成16年4月1日現在) <ul style="list-style-type: none"> ・有形文化財 15件 ・無形文化財 該当なし。 ・有形民俗文化財 該当なし。 ・史跡 2件 ・天然記念物 2件
3 文化財保存等事業補助	文化財の保存・管理等のための事業に対して、予算の範囲内で補助。 23団体 8,471千円(平成15年度実績)	高松市と同じ。 (平成15年度実績なし)
4 文化財の指定	文化財指定申請を受けて調査し、高松市文化財保護審議会に諮問。 審議会の答申を受け、教育委員会に上程し指定。	高松市と同じ。
5 国指定特別史跡・史跡の保存等事業	(石清尾山古墳群) 墳丘上に繁茂する雑木の伐採、注意看板等の設置を行っている。 (屋島) 屋島の景観等保全のため「屋島保存管理基準」を作成し、建築等に一定の制限を設けている。また、平成7年度から屋島基礎調査事業を行っており、千間堂跡、屋嶋城城門遺構の発見等の成果を挙げている。	(讃岐国分寺跡) 昭和52年に特別史跡指定地の土地公有化計画を策定し、順次、公有化を進めている。将来的には、寺地を除く寺域全体を公有化する予定。また、保存管理指針に基づき適正な保存管理に努めている。 (讃岐国分尼寺跡) 昭和59年度から史跡指定地内の土地公有化を民家建て替えの際に実施している。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護審議会(委員会)の委員数及び報酬等に差異がある。 ・国指定特別史跡・史跡の保存等事業に差異がある。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・国分寺町文化財保護委員会については、高松市文化財保護審議会に統合するものとする。 ・国分寺町指定文化財については、高松市の文化財として引き継ぐこととするが、指定に当たっては、国分寺町の意向を十分に尊重する中で、高松市文化財保護審議会に諮るものとする。 ・国分寺町の国指定特別史跡・史跡の保存等事業については、高松市に引き継ぐ。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-22 文化振興事業	
分類	埋蔵文化財調査事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 埋蔵文化財調査	<p>(試掘調査) 公共事業・民間開発事業を問わず、周知の埋蔵文化財包蔵地並びにその隣接地で土木工事が行われようとしているときは、文化財専門職員により事前に試掘調査を行っている。</p> <p>(発掘調査) 試掘調査で埋蔵文化財の包蔵が確認された土地については、工事に先立ち文化財専門職員により発掘調査を実施し記録保存を行っている。</p>	<p>(試掘調査) 高松市と同じ。</p> <p>(発掘調査) 高松市と同じ。</p> <p>※県文化行政課職員の指導の下、調査を行っている。</p>
2 出土品整理・保管	<p>発掘調査で出土した土器等遺物は、市内円座町にある整理事務所で復元及び図面どりの後、パソコンにデータを取込み、同所にある収蔵倉庫で保管している。</p>	<p>過去の発掘調査により出土した土器等遺物は、讃岐国分寺跡資料館作業棟で保管しているが、パソコンによるデータ管理は行っていない。</p>
3 埋蔵文化財包蔵地	<p>昭和52年の「全国遺跡地図香川県」を元に、市内一円の分布調査等の成果も加えて包蔵地台帳と地図を作成している。</p> <p>(現在の包蔵地数は約860ヶ所、年間300件余の包蔵地照会に対応)</p>	<p>高松市と同じ。</p> <p>(現在の包蔵地数は約112ヶ所、年間50件余の包蔵地照会に対応)</p>
4 埋蔵文化財不時発見対応	<p>土木工事中等に土器等遺物や遺構が発見された時は、文化財保護法第57条の5の規定に基づき文化庁長官への届出を行っている。</p> <p>(年間1件程度)</p>	<p>高松市と同じ。</p>

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
出土品の整理・保管方法に差異がある。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・国分寺町で所有している出土品については高松市に引き継ぐものとする。 ・出土品のデータ管理方法が異なっていることから、全市的に統一したデータ管理ができるよう、早急に国分寺町地域の出土品のデータ化を進める。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-22 文化振興事業	
分類	文化財学習事業	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 学習会等	<p>【ふるさと探訪】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する市民を対象 ・ほぼ月1回(日曜日の午前中)開催 ・市内及び近郊の史跡を訪ねる。 <p>【親子文化財教室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子ペアで土器づくりなどを体験 ・年2回開催 <p>【知って貰おう高松講座】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入者等を対象として、高松の文化財等を紹介 ・年2回開催 	該当なし。
2 埋蔵文化財展	「市内の埋蔵文化財展」を、毎年8月に1週間市庁舎1階市民ホールで開催	該当なし。
3 埋蔵文化財出前講座	<p>(内容)</p> <p>発掘調査の成果などをテーマに、文化財専門職員が市内の公民館等へ要請に基づいて出向き、講演</p> <p>(開催時期)</p> <p>希望により随時開催</p>	該当なし。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-22 文化振興事業	
分類	文化奨励賞	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 名称	高松市文化奨励賞	該当なし。
2 内容	高松市における文化の振興に貢献し、将来も活躍が期待される者に対して文化奨励賞を授与 (贈呈式は、原則11月1日に開催)	
3 選考審議会	(目的) 文化奨励賞の受賞候補者の選考に関し、市長の諮問に応じ、調査審議する。 (委員数) 8人(定数:10人以内) (任期) 1年 (報酬) 6,600円	
4 文化祭典	(名称) 高松文化祭典 (内容) 過去の文化奨励賞受賞者が、芸術文化活動の成果を発表するもの (実行団体) 「受賞者の集い」	該当なし。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24-22 文化振興事業		部会名	文化
分類		文化祭開催事業			
		現況			
項目	高松市	国分寺町		問題点・課題	
1 市・町民文化祭	<p>(名称) 高松市市民文化祭「アーツフェスタたかまつ」</p> <p>(開催時期) 6月中・下旬から7月上旬にかけての2~3週間</p> <p>(内容) 生活文化ショー、音楽まつり、文芸まつり、茶会と生け花展、民謡・民舞まつり、演劇祭、美術展、趣味文化祭等</p> <p>(運営委員会)</p> <p>【組織】 市民文化祭運営委員会</p> <p>【概要】 企画・立案、各団体との連絡調整、広報活動等</p> <p>【委員数】 17名</p> <p>(運営費) 市民文化祭運営委員会に対して補助 6,445千円(平成15年度実績)</p>	<p>(名称) 国分寺町文化祭</p> <p>(開催時期) 11月第2土・日(長期作品展については、11月の1ヶ月間)</p> <p>(内容) 作品展示、芸能発表、各種団体バザー他(アートギャラリー)長期作品展</p> <p>(実行委員会)</p> <p>【組織】 国分寺町文化祭実行委員会</p> <p>【概要】 高松市と同じ。</p> <p>【委員数】 25名程度(年によって異なる。)</p> <p>(運営費) 国分寺町文化祭実行委員会に対して委託料として支出 900千円(平成15年度実績)</p>		<p>・開催時期、内容、運営方法及び補助金等に差異がある。</p> <p>・国分寺町では、地区文化祭を開催していない。</p>	
				対応策	
				<p>国分寺町文化祭については、高松市の地区文化祭として取り扱うものとする。</p> <p>なお、地区文化祭を国分寺町地域における文化祭実行委員会が主体となって円滑に運営できるよう、合併後初回に開催する地区文化祭について、適切に対応するものとする。</p>	
2 地区文化祭	<p>(開催場所) 高松市内の公民館等(41地区)で実施</p> <p>(開催期間) 毎年10月から2月(地区により開催時期が異なる)</p> <p>(運営補助) 1開催につき、50,000円を補助している。</p>	該当なし。		調整案	
				高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-22 文化振興事業	
分類	文化芸術活動推進事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 デリバリー(出前)アーツ	(概要) 圏域住民の身近なところに芸術文化を出前する事業 (対象) 高松市と周辺10町のサンネット高松の圏域住民 (内容) 毎年、5メニューを実施	高松市と同じ。
2 学校巡回教室	【芸術教室】 (対象) 市内の小中学校の児童生徒 (内容) 洋舞・邦楽・オーケストラ演奏など生の優良な芸術を鑑賞する機会を提供 【能楽教室】 (対象) 市内の小中学校の児童生徒 (内容) 能・狂言・お囃子の生の優良な古典芸能を鑑賞する機会を提供	該当なし。
3 市・町民大学	(名称) 秋季市民大学 (内容) 高松大学・高松短期大学との共催で、文化講演会を開催し、地域の文化振興を図る。 (開催時期) 9月	(名称) 生涯学習町民のつどい (内容) 教育委員会・文化協会との共催で、文化講演会を開催し、地域の文化振興を図る。 (開催時期) 3月
4 音の祭り	該当なし。	(名称) 国分寺町音の祭り (内容) 邦楽をメインとした野外コンサート (開催時期) 9月 (開催場所) 橘ノ丘総合運動公園 (運営経費) 7,000千円(平成15年度実績)

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・国分寺町では、学校巡回教室を実施していない。 ・市・町民大学の開催時期等に差異がある。 ・高松市では音の祭りを実施していない。

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町音の祭りについては、継続して実施するものとし、開催場所等については、合併時までには調整するものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町音の祭りについては、継続して実施するものとする。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-22 文化振興事業	
分類	文化団体の育成・支援事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 文化協会補助	<p>(名称) 高松市文化協会</p> <p>(組織) 4部門別協会に、120団体が加盟している。 (平成16年3月31日現在)</p> <p>(補助内容) 高松市文化協会の運営に対して行っている。</p>	<p>(名称) 国分寺町文化協会</p> <p>(組織) 部門別協会はなく、54団体により構成されている。 (平成16年6月1日現在)</p> <p>(補助内容) 国分寺町文化協会の運営に対して行っている。</p>
2 文化団体補助	<p>(目的) 各文化芸術団体の行う市民文化の向上・発展に資する事業に対して補助金を支出し、各文化芸術団体の事業促進と活性化を図る。</p> <p>(補助団体) 年度当初に申請があり、市長が適当と認めた事業を実施する団体</p> <p>(補助内容) 文化振興活動に対し、予算の範囲内において各団体に対して補助を行っている。 13団体 10,550千円(平成15年度実績)</p>	<p>(目的) 町民文化の向上・発展に資する文化芸術団体の年間の運営に対して補助金を支出し、各文化芸術団体の活性化を図る。</p> <p>(補助団体) 讃岐国分寺太鼓保存会</p> <p>(補助内容) 文化団体の運営に対し、予算の範囲内において補助を行っている。 1団体 560千円(平成15年度実績)</p>
3 芸術文化活動事業補助	<p>(目的) 芸術文化に関する事業に必要な経費を補助し、自主的な芸術文化活動の促進を図る。</p> <p>(補助内容) 補助対象経費の1/3 上限額50万円</p> <p>(補助団体) 32団体(平成15年度実績)</p> <p>(補助額) 5,780千円(平成15年度実績)</p>	該当なし。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・両市町の文化協会の組織等に差異がある。 ・文化団体補助に差異がある。 ・国分寺町では、芸術文化活動事業補助を実施していない。 ・国分寺町文化協会に加盟している団体については、高松市文化協会の部門別協会に加盟している団体との相互調整が必要となる。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・国分寺町文化協会については、高松市の地区文化協会として取り扱うものとする。 ・国分寺町文化協会に対する補助については、協会における相互調整の動向、活動状況等を勘案して合併時まで調整する。 ・国分寺町地域における文化団体補助については、団体のこれまでの活動経緯や今後の活動計画等を勘案する中で、合併時までに対応を検討するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-22 文化振興事業	
分類	歴史資料館運営事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 名称	高松市歴史資料館	讃岐国分寺跡資料館
2 運営協議会等	<p>1 運営協議会 (名称) 高松市歴史資料館運営協議会 (委員数) 7人(学識経験者、関係団体役員、公募委員) (任期) 2年 (審議内容) 館の事業計画・運営について意見を得ている。</p> <p>2 資料収集調査委員会 (名称) 高松市資料収集調査委員会 (委員数) 6人(学識経験者) (任期) 2年 (審議内容) 高松市歴史資料館資料収集方針に基づき、購入資料価格200万円を超えるもの及び特に評価の高い資料の寄託・寄贈の受け入れについては、資料収集調査委員会に諮り、答申を得た資料を取得している。</p>	該当なし。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・国分寺町では、運営協議会等を設置していない。 ・施設の内容に差異がある。 ・開館日・開館時間等に差異がある。 ・観覧料等に差異がある。 ・国分寺町では、倉庫作業棟内研修室について、使用料を徴収している。

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 讃岐国分寺跡資料館は、高松市の資料館として引き継ぐ。</p> <p>・観覧料等については、現行のとおりとする。</p> <p>ただし、団体観覧の取扱いについては、高松市の制度に統一するものとする。</p> <p>・倉庫作業棟内研修室の使用料については、現行の大人の料金に統一するものとし、老人会の減免措置の取扱いについては、合併時まで調整するものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 讃岐国分寺跡資料館は、高松市の資料館として引き継ぐ。</p> <p>ただし、観覧料等については、団体観覧の取扱いを除き、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-22 文化振興事業		部会名	文化
分類	歴史資料館運営事業			
	現 況			
項目	高 松 市	国 分 寺 町	問 題 点 ・ 課 題	
3 施設概要等	<p>(目的) 高松市の歴史、考古、民俗等に関する市民の知識及び教養の向上と市民文化の発展に寄与するため設置</p> <p>(主な施設) 常設展示室、学習室、特別展示室、収蔵庫、事務室等</p> <p>(管理施設等) 資料保管倉庫</p>	<p>(目的) 史跡を保護し、文化財の保存、活用を図るとともに町民の教育、学術、文化の発展に寄与し、郷土の歴史に対する認識を高めるために、特別史跡讃岐国分寺跡に設置</p> <p>(主な施設) 常設展示室、映像学習室、事務室等</p> <p>(管理施設等) 讃岐国分寺跡資料館倉庫作業棟、讃岐国分寺跡整備地、僧坊跡覆屋、復元築地塀、讃岐国分寺跡復元模型等</p>		
4 開館日・開館時間等	<p>(開館日・開館時間) ・火～日曜日 9:00～17:00 ただし、特別展開催期間中の金曜日(祝日を除く)は、9:00～19:00</p> <p>(休館日) ・月曜日(祝日に当たる場合は開館、翌日休) ・年末年始(12月29日から1月3日)</p>	<p>(開館日・開館時間) ・火～日曜日 9:00～16:30</p> <p>(休館日) 高松市と同じ。</p>		
5 展示内容	<p>(常設展示) ・常設展示室 高松の歩みを分かりやすく展示 ・学習室 高松の歴史を映像等で学べるよう展示 ・高松市収蔵品情報システム ・Q&A・ビデオライブラリー等</p>	<p>(常設展示) ・常設展示室 発掘調査で出土した瓦・土器・金属器を展示 ・映像学習室 アニメーションを取り入れた讃岐国分寺跡の歴史ビデオを放映</p>		
			対 応 策	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-22 文化振興事業	
分類	歴史資料館運営事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
5 展示内容 (つづき)	(特別展示) 郷土色豊かな展示内容で、年3回の特別展を開催 (その他の展示) ・収蔵品展 年1回、館の収蔵品を紹介する収蔵品展を開催 ・ロビー展 歴史資料館のエントランスホールにおいて、資料の 展示・公開を行うロビー展を随時開催	(特別展示) 町内在住者の水墨画・墨彩画の個展を開催 (その他の展示) ・企画展 年1回、企画展を開催し、弥生時代の道具の展示 ・屋外展示 特別史跡讃岐国分寺跡整備地の公開(僧坊跡覆 屋、伽藍配置模型、築地塀等)
6 観覧料等	(常設展示) ・一般 200円(団体160円) ・高・大生 150円(団体120円) ・小人(中学生以下) 無料 ※団体観覧の取扱い 20名以上は2割引 (特別展示) 1,000円の範囲内において教育委員会が定める額 (減免対象者) ・65歳以上の者 ・身体障害者手帳等所持者 ・義務教育諸学校の教育活動としての観覧者等	(常設展示) ・一般 100円(団体60円) ・高・大生 100円(団体60円) ・小人(中学生以下) 50円(団体30円) ※団体観覧の取扱い 20名以上は4割引 (特別展示) 常設展示観覧料と同額(ただし、史跡まつり期間中 は無料) (減免対象者) 学習の一環として教職員の引率する町内の小・中 学校の児童・生徒及びその引率者は無料
7 使用料	該当なし。	(倉庫作業棟内研修室) ・大人 400円/時間(時間外の使用は5割増し) ・小人 200円/時間(時間外の使用は5割増し) ※ 老人会の使用については、減免措置を講じ ている。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-22 文化振興事業	
分類	歴史資料整備等事業	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 資料調査業務等	(調査業務) 高松市の歴史・文化等に関係した資料の収集及び調査・分類整理 (記録) 収集した資料を適正に保存・管理するため、資料情報のカード化・画像化とともにデータを入力し、高松市収蔵品情報システムに随時反映 (保存・管理) 高松市歴史資料館内の収蔵庫及び円座町収集資料保管倉庫において、適正な環境の中で保存・管理し、必要な保存修理等も随時実施	(調査業務) 讃岐国分寺跡の発掘調査を実施 (記録) 収蔵品(出土品)については、保存・管理をするために、報告書を作成 (保存・管理) 資料館倉庫作業棟で出土遺物を収納・保管
2 寄贈・寄託	受入後、写真撮影・採寸・図面・カード作成等を行い、収蔵庫で保管	該当なし。
3 資料の周知・公開	・ロビー展・収蔵品展・高松市収蔵品情報システム等で公開 ・歴史資料館年報等で周知	史跡まつり等で公開
4 資料購入	高松市歴史資料館資料収集方針に基づき、資料購入を行っている。 (購入価格に応じて専門有識者の関係評価)	該当なし。
5 収蔵品情報システム	歴史資料館、美術館、市民文化センター(平和記念室・昆虫展示室)、菊池寛記念館、文化振興課(埋蔵文化財関係)の所蔵する資料情報を一元管理し、インターネット上で公開している。	該当なし。
6 市・町誌編纂事業	「100年史」を編纂済み。	平成16年度末を目途に国分寺町誌を編纂しており、今後、同事業で収集した古文書等の資料を適正に保存・管理する必要がある。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・資料調査業務等に差異がある。 ・国分寺町では、歴史資料の寄贈・寄託がない。 ・国分寺町では、資料購入及び収蔵品情報システムを実施していない。 ・国分寺町誌編纂に伴う古文書等の資料の保存・管理方法を検討する必要がある。

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 なお、国分寺町誌編纂に伴う古文書等の資料については、高松市歴史資料館等において、適切に保管するものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-22 文化振興事業		部会名	文化
分類	文化教育普及事業			
	現況			
項目	高松市	国分寺町		
1 体験学習	(サンクリスタル学習) 歴史資料館・図書館・菊池寛記念館の三館が合同して、市内の小学生(中・高学年)を対象にした体験学習を開催。 (内容) 三館の施設・資料を利用した学習の実施、送迎の実施等	(歴史学習) 町内の小学生の遠足時に、また、県下の中学生の「五色台宿泊学習」において、野外体験学習の一環として、讃岐国分寺跡歴史資料館を利用した体験学習を実施。 (古代米づくり) 古代米づくり(田植えから収穫まで)を体験学習として町内の小学生とともに実施。	問題点・課題	・体験学習及び歴史資料館講座の内容等に差異がある。 ・高松市では、史跡まつりを実施していない。
2 歴史資料館講座	市民を対象に各種の歴史資料館講座や講演会を開催 【古文書講座】 ・内容……実際の古文書を題材に取り上げ、参加者とともに古文書に親しむ。 ・開催回数……年7回 【歴史資料館講座】 ・内容……特別展に関する講座や各種講座 ・開催回数……年5回程度 【夏休みに郷土高松の歴史を探ろう】 ・内容……夏休みに小学生を対象として、郷土高松を学習する機会を提供する。 ・開催回数……夏休期間中・1回(5日間開催) 【小学生の郷土史学習講座】 ・内容……土曜日を利用して、小学生を対象に郷土史を学ぶ機会を提供する。 ・開催回数……土曜日開催・1回(4日間開催)	町民を対象に各種の歴史資料館講座を開催 【資料館講座】 成人対象(歴史講座) ・内容……主として町誌等に関する講座 ・開催回数……年間4～5回・県外1回 児童対象 ・内容……主として郷土の学習 ・開催回数……年間10回・県外学習1回 【夏休みの特別講座】 ・内容……夏休みに小学生を対象に郷土史を学習する機会を提供する。 ・開催回数……3回開催	対応策	高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町で実施している体験学習、歴史資料館講座及び史跡まつりについては、現行のとおり実施するものとする。
3 文化講演会事業	図書館本館等の市内文化施設において、各種の文化講演会を開催している。	町教育委員会と文化協会との共催で講演会を開催している。	調整案	高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町で実施している体験学習、歴史資料館講座及び史跡まつりについては、現行のとおり実施するものとする。
4 史跡まつり	該当なし。	特別史跡讃岐国分寺跡を顕彰するために、毎年11月上旬の2日間、開催している。 なお、期間中、資料館観覧料は無料としている。		

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-22 文化振興事業	
分類	図書館運営事業	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・本館 1(サンクリスタル高松内) ・分館 1(市民文化センター内) ・分室 40(地区公民館内) ・移動図書館車 2台 休館日 月曜日、平日月末日、資料整理期間、年末年始 開館時間 9:30~19:00(火~金) 9:30~17:00(土・日・祝) 	<ul style="list-style-type: none"> ・本館 1(国分寺町立図書館) 休館日 月曜日、年末年始、年度末整理日 開館時間 9:00~18:00(3~10月の火水金) 9:00~17:00(11~2月の火水金) 9:00~19:00(木) 9:00~17:00(土・日・祝)
2 資料整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・本館 485,741冊・点 (図書413,219冊、視聴覚資料27,830点、絵本・紙芝居等44,692冊・点) ・分館 188,343冊・点 (図書161,073冊、視聴覚資料1,050点、絵本・紙芝居等26,220冊・点) ・移動図書館、分室 116,678冊・点 (図書96,039冊、絵本・紙芝居等20,639点) 	<ul style="list-style-type: none"> ・本館 90,990冊・点 (図書 86,664、視聴覚資料 2,921点、紙芝居 1,405点)
3 貸出・返却	<p>(貸出) 図書館の利用者カードの発行、管理 図書15冊 AV資料5点 2週間</p> <p>(返却) 図書館のカウンターへの返却と、開館時間外のブック・ポスト、警備室への返却</p>	<p>(貸出) 図書館の利用者カードの発行、管理 図書7冊:2週間 AV1点:1週間</p> <p>(返却) 図書館のカウンターへの返却と、開館時間外のブック・ポストへの返却 ※県立図書館の貸し出し資料の返却預かりを実施している。</p>
4 レファレンス	調べものに関する相談や図書を探す相談等を行っている。場合によっては、他の図書館から資料の取り寄せも行う。	高松市と同じ。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
休館日、開館時間、貸出冊数等が異なる。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 国分寺町立図書館については、高松市図書館の分館として取り扱うものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-22 文化振興事業		部会名	文化
分類	図書館事業			
	現 況			
項目	高 松 市	国 分 寺 町		
1 ブックスタート事業	<p>(内容) 4か月児を対象に、図書の無償配布及び読み聞かせの指導を行う。 (実施場所) 4か月児相談会場 〔高松市保健センター及び各公民館〕 (配布冊数) 2冊/人</p>	<p>(内容) 高松市と同じ。 (実施場所) 国分寺町立図書館 (配布冊数) 高松市と同じ。</p>	<p style="text-align: center;">問 題 点 ・ 課 題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童行事の開催時期等に差異がある。 ・国分寺町では、移動図書館がない。 	
2 児童行事	<p>(内容) ボランティアの方により、本の読み聞かせ等を行っている。 (開催時期) 週に1回程度 (開催場所) 図書館本館</p>	<p>(内容) 高松市と同じ。 (開催時期) 月に1回程度 (開催場所) 国分寺町立図書館</p>	<p style="text-align: center;">対 応 策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・国分寺町地域の児童行事については、現行のとおりとする。 	
3 移動図書館の巡回	<p>移動図書館車2台により、市内71か所のステーションを月1回(うち、7か所は月2回)巡回</p>	<p>該当なし。</p>	<p style="text-align: center;">調 整 案</p> <p>高松市の制度に統一する。</p>	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-22 文化振興事業	
分類	文化センター事業	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 施設	(名称) 高松市民文化センター (概要) 【本館】 地下1階 地上5階 【別館】 地上3階	該当なし。
2 主催事業	① 子ども教室 市内の幼稚園児・小学校児童を対象に、春・秋の期間、毎週土・日曜日4回の日程で10コースと、夏休み期間、4日連続で16コース開催 ② 文化センター学習 校外学習の一つとして、5月から翌年2月までの期間、市内小学校5年生・中学校1年生を対象に、各学校で1日実施 ③ プラネタリウム 一般来館者を対象に、投映を通して、市民の天体への興味と、関心を高めるとともに、文化センター学習等の学習教材として活用 ・土曜日、夏休みの期間 1日3回 ・日曜日、祝日、冬休み、春休みの期間 1日2回 ・平日(火～金曜日) 1日1回 ④ 視聴覚 ・映写機操作技術講習会等を開催 ・館内活動の一環として、毎週土・日曜日に、親子映画会を開催 ⑤ 科学展示 児童生徒の科学に対する関心や、未来の夢を育てるための展示	

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-22 文化振興事業		部会名	文化
分類	文化センター事業			
現 況				
項目	高 松 市	国 分 寺 町	問 題 点 ・ 課 題	
2 主催事業 (つづき)	⑥ 昆虫展示 郷土に生息する昆虫の標本展示コーナーをはじめ、保管・作業研究・学習・視聴覚の各コーナーからなる昆虫展示室を開設。 ⑦ 展示事業 天体写真展及び子ども教室作品展等、市民文化センター主催事業の展示会を開催。			
3 併設施設	(施設名) 平和記念室 (事業) ・平和記念室常設展示 ・戦争遺品等収集 ・戦争遺品等展示 ・「平和を語るつどい」演劇公演 ・写真、パネル展示 ・平和祈念映画等上映			
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-22 文化振興事業	
分類	菊池寛記念館運営事業	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 施設	(名称) 菊池寛記念館 (概要) 【サンクリスタル高松 3階】 高松市が生んだ偉大な文化人で、現在の文壇の礎を築いた菊池寛の功績を顕彰するとともに、遺品・生原稿・著書等を展示している。	該当なし。
2 事業	(常設展) ① 菊池寛の生涯と業績をグラフィック・解説映像により編年的に紹介するとともに、遺品・生原稿・著書等を展示 ② 菊池寛の生家、上演戯曲舞台を模型で再現、東京の雑司ヶ谷の旧邸宅内の書斎を原寸復元し、展示。 ③ 「芥川賞」、「直木賞」、「菊池寛賞」、「菊池寛ドラマ賞」、「香川菊池寛賞」の受賞者及び受賞作品などを紹介 ④ 菊池寛をはじめ、郷土にゆかりのある作家の著書、芥川賞・直木賞受賞作品や、その他大衆文学作品などが閲覧できる「研究・閲覧室」を併設 (特別展) ・文学展 年1回開催 ・コレクション展 例年2～3月開催 (文芸講座) 毎月1回開催 (文学探訪) 年2回開催 (朗読劇) 児童・生徒を対象に、菊池寛の作品等を朗読により上演 年1回開催 (菊池寛顕彰事業) ・香川菊池寛賞 ・菊池寛ジュニア賞	

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-22 文化振興事業		部会名	文化
分類	文化芸術ホール運営事業			
現 況				
項目	高 松 市	国 分 寺 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 施設	<p>(名称) 高松市文化芸術ホール(愛称:サンポートホール高松) (概要) 大ホール(1,500席)、第1小ホール(312席)、 第2小ホール(308席)、リハーサル室3、練習室6、 会議室12、市民ギャラリー、コミュニケーションプラザ等 (開館) 平成16年5月20日</p>	該当なし。		
2 事業	<p>(事業計画) 当該事業については、(財)高松市文化芸術財団に委託 または経費補助を行い、同財団に実施させている。平成 16年度における財団ベースの事業計画は下記のとおり。 1.文化芸術振興普及事業 (1)財団自主事業の企画・実施業務【補助事業】 ①鑑賞参加事業 1)市民参加組織の組織化・運営 友の会、文化ボランティア 2)能 3)自主事業 ②交流情報事業 1)財団情報誌等の発行 2)ホームページの運用管理</p>			
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-22 文化振興事業		部会名	文化
分類	文化芸術ホール運営事業			
現 況				
項目	高 松 市	国 分 寺 町	問 題 点 ・ 課 題	
2 事業(つづき)	(2)文化芸術振興普及事業の受託業務【委託事業】 ①サンポートホール高松開館記念事業 1)サンポートホール高松開館記念事業 企画提案事業、招聘公演事業、 施設開放事業、関連文化事業 2)サンポートホール高松開館記念式典 ②鑑賞参加事業 1)学校巡回事業 2)能楽教室 3)デリバリーアーツ (3)一般業務 ①理事会等運営業務 ②事務局運営業務 2.文化施設等管理運営事業【委託事業】 (1)文化施設等管理運営業務 ①市施設管理運営業務 ※サンポートホール高松 ②広域施設管理運営業務 ※広域交流センター			
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-22 文化振興事業	
分類	美術館運営事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 美術館名	高松市美術館	該当なし。
2 開館の経緯	高松市美術館は、昭和24年に開館した旧美術館に代わり、昭和63年に市街地中心部に位置する都市型美術館として開館した。	
3 開館日・開館時間等	(1) 開館日・開館時間 ・火～金曜日 9:30～19:00 ・土・日・祝日 9:30～17:00 ・講堂 9:00～21:00 ・講座室 9:00～17:00 (2) 休館日 ・月曜日 (その日が祝日に当たるときは、 その日後において最も近い休日でない日) ・年末年始(12月29日～1月3日)	

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

--

対 応 策

--

調 整 案

高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-22 文化振興事業		部会名	文化
分類	美術館運営事業			
	現況			
項目	高松市	国分寺町	問題点・課題	
4 観覧料	<p>(1) 常設展示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般 200円 (160円) ・高・大生 150円 (120円) <p>()内の額は、団体(20人以上)の額</p> <p>(2) 特別展示 2,000円の範囲内において委員会がその都度定める額</p> <p>(3) 観覧料減免対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上のもの ・身体等障害者手帳等所持者 ・義務教育諸学校の教育活動としての観覧者等 			
5 常設展示	<p>(1) 展示方針 美術品等取得方針に沿って取得した作品を年間5期にわけて展示することとしている。 美術品等取得方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦後日本の現代美術(洋画、彫刻) ・20世紀以降の世界の美術(版画) ・香川の美術(漆工、金工等) <p>(2) 展示内容 常設展示室1 戦後日本の現代美術 20世紀以降の世界の美術 常設展示室2 香川の美術</p>			
			調整案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-22 文化振興事業		
分類	美術館施設使用料等		
現 況			
項目	高 松 市		国 分 寺 町
1 展示室	(1) 一般展示室	1日 32,400 円	該当なし。
	(2) 企画展示室	1日 37,980 円	
	(3) 市民ギャラリー	1日 8,260 円	
2 講堂・ホール等	(1) 講堂		
	午 前 (9:00~12:00)	8,760 円	
	午 後 (13:00~17:00)	12,450 円	
	夜 間 (18:00~21:00)	12,450 円	
	午前・午後 (9:00~17:00)	21,210 円	
	午後・夜間 (13:00~21:00)	24,900 円	
	全 日 (9:00~21:00)	30,360 円	
	(2) 講座室	1,710円~4,620円	
	(3) 割増使用料		
	・ 営利目的、入場料等を徴収するときの使用料は、3倍の額とする。		
	・ 申込時間を超過したときなどの使用料は、1時間につき全日使用料の1/10の額を徴収する。		
	・ 冷暖房料は、その施設の使用料の1/2の額とする。		
	(4) 陶芸館	なし	
3 美術品等撮影許可手数料	・ 学術研究目的	1点 500 円/回	
	・ 出版目的	1点 5,080 円/回	

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-22 文化振興事業		部会名	文化
分類	美術館協議会等			
	現況			
項目	高松市	国分寺町	問題点・課題	
1 美術館協議会	<p>(1) 委員数 13人 (学校教育関係者・学識経験者)</p> <p>(2) 選任方法 高松市美術館条例、同施行規則及び高松市附属機関等の設置・運営等に関する要綱により選任している</p> <p>(3) 報酬 6,700円</p> <p>(4) 任期 2年 (平成15年7月1日～17年6月30日)</p>	該当なし。		
2 美術品等の取得	<p>(1) 美術品等の取得 美術品等取得調査委員会に諮り、答申を得た作品を毎年度取得</p> <p>(2) 美術品等取得基金 該当なし。</p> <p>(3) 美術品等取得調査委員会 ①委員数 8人(学識経験者等) ②報酬 6,700円 ③任期 2年 (平成16年7月1日～18年6月30日)</p>			
			対応策	
			調整案	
			高松市の制度を適用する。	

協議第52～54号資料

「その他の事業について」に関する資料

(協議第52号)	女性政策について	158～163
(協議第53号)	契約制度について	164～166
(協議第54号)	葬斎関係事業について	167～171

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-23 その他の事業(女性政策)		部会名	市民
分類	男女共同参画啓発事業			
	現 況			
項目	高 松 市	国 分 寺 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 人権啓発週間及び男女共同参画週間の街頭啓発	男女共同参画都市宣言の趣旨を踏まえて、6月1日の「人権擁護委員の日」、6月23日からの「男女共同参画週間」に併せた啓発活動をしている。 (1)親子ジェンダー探偵団の活動発表 (2)女性弁護士相談(6月中4回開催) (3)パネル展示	該当なし。		
2 男女共同参画市民フェスティバルの開催	男女共同参画社会の実現を目指し、ワークショップ、パネル展などを実施している。(高松市女性センター登録団体ネットワークを中心に実施)	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-23 その他の事業(女性政策)	
分類	男女共同参画プランの推進	
現 況		
項 目	高 松 市	国 分 寺 町
1 たかまつ男女共同参画プランの推進	平成14年度～18年度の5か年を計画期間とする「たかまつ男女共同参画プラン」を策定するとともに、施策事業の進行管理をしている。	該当なし。
2 ジェンダー・フリーたかまつ市民会議の活動支援	「たかまつ男女共同参画プラン」の進捗状況を市民の側から点検するとともに、市民の自主的な取り組み活動を推進する「ジェンダー・フリーたかまつ市民会議」に対する活動支援をしている。 (1) 交付金 300千円 (2) コーディネーター謝金 100千円	該当なし。
3 女性行政調査・情報収集事業	平成14年度～16年度の3か年で女性行政調査・情報収集事業をしている。 なお、事業は、緊急雇用創出事業で実施している。	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-23 その他の事業(女性政策)																																																	
分類	女性センター管理・運営事業																																																	
	現	況																																																
項目	高 松 市	国 分 寺 町																																																
1 施設名称	高松市女性センター	国分寺町女性会館																																																
2 設置目的	女性の自立と社会参画を促進し、男女平等社会の実現を図るため設置している。	女性の自立と社会参画を促進し、広く女性の活動に資するため設置しているが、設置目的に関わらず、貸館的に広く町民の利用に供している。																																																
3 施設概要	(1)開館 平成7年8月1日 (2)所在地 高松市錦町一丁目20番11号 (3)構造 鉄筋コンクリート造 地下1階、地上5階の1、2階部分 (4)施設内容 会議室、こどもの部屋、相談室、談話室、情報交流室、事務室等	(1)開館 平成7年10月1日 (2)所在地 国分寺町新名430番地2 (3)構造 鉄筋コンクリート造 2階 (4)施設内容 会議室、事務室等																																																
4 開館時間等	(1)開館時間 午前9時から午後9時まで ただし、土・日曜日は午後5時まで (2)休館日 火曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで) (3)会議室使用料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">午前 (9時～正午)</th> <th style="text-align: center;">午後 (13時～17時)</th> <th style="text-align: center;">夜間 (18時～21時)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1会議室</td> <td style="text-align: center;">250円</td> <td style="text-align: center;">370円</td> <td style="text-align: center;">370円</td> </tr> <tr> <td>第2会議室</td> <td style="text-align: center;">250円</td> <td style="text-align: center;">370円</td> <td style="text-align: center;">370円</td> </tr> <tr> <td>第3会議室</td> <td style="text-align: center;">250円</td> <td style="text-align: center;">370円</td> <td style="text-align: center;">370円</td> </tr> </tbody> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">午前・午後 (9時～17時)</th> <th style="text-align: center;">午後・夜間 (13時～21時)</th> <th style="text-align: center;">全日 (9時～21時)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1会議室</td> <td style="text-align: center;">620円</td> <td style="text-align: center;">740円</td> <td style="text-align: center;">890円</td> </tr> <tr> <td>第2会議室</td> <td style="text-align: center;">620円</td> <td style="text-align: center;">740円</td> <td style="text-align: center;">890円</td> </tr> <tr> <td>第3会議室</td> <td style="text-align: center;">620円</td> <td style="text-align: center;">740円</td> <td style="text-align: center;">890円</td> </tr> </tbody> </table>		午前 (9時～正午)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～21時)	第1会議室	250円	370円	370円	第2会議室	250円	370円	370円	第3会議室	250円	370円	370円		午前・午後 (9時～17時)	午後・夜間 (13時～21時)	全日 (9時～21時)	第1会議室	620円	740円	890円	第2会議室	620円	740円	890円	第3会議室	620円	740円	890円	(1)開館時間 午前9時から午後9時まで (2)休館日 年末年始(12月28日から1月4日まで) (3)会議室使用料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">午前 (9時～12時30分)</th> <th style="text-align: center;">午後 (13時～17時)</th> <th style="text-align: center;">夜間 (18時～21時)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1会議室</td> <td style="text-align: center;">600円</td> <td style="text-align: center;">600円</td> <td style="text-align: center;">900円</td> </tr> <tr> <td>第2会議室</td> <td style="text-align: center;">400円</td> <td style="text-align: center;">400円</td> <td style="text-align: center;">600円</td> </tr> <tr> <td>第3会議室</td> <td style="text-align: center;">400円</td> <td style="text-align: center;">400円</td> <td style="text-align: center;">600円</td> </tr> </tbody> </table>		午前 (9時～12時30分)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～21時)	第1会議室	600円	600円	900円	第2会議室	400円	400円	600円	第3会議室	400円	400円	600円
	午前 (9時～正午)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～21時)																																															
第1会議室	250円	370円	370円																																															
第2会議室	250円	370円	370円																																															
第3会議室	250円	370円	370円																																															
	午前・午後 (9時～17時)	午後・夜間 (13時～21時)	全日 (9時～21時)																																															
第1会議室	620円	740円	890円																																															
第2会議室	620円	740円	890円																																															
第3会議室	620円	740円	890円																																															
	午前 (9時～12時30分)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～21時)																																															
第1会議室	600円	600円	900円																																															
第2会議室	400円	400円	600円																																															
第3会議室	400円	400円	600円																																															

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
設置目的及び開館時間等に差異がある。

対 応 策
国分寺町女性会館については、高松市に引き継ぐ。 なお、女性会館の位置付け、開館時間等については、現行の利用形態等も踏まえる中で、合併時まで調整するものとする。

調 整 案
国分寺町女性会館については、高松市に引き継ぐ。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-23 その他の事業(女性政策)	
分類	女性センター管理・運営事業	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
4 開館時間等 (つづき)	(4)使用料の免除 市長は、必要があると認める場合は、使用料を免除することができる。	(4)使用料の免除 町長は、公益を目的とした使用と認めるときは、使用料を免除することができる。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-23 その他の事業(女性政策)		部会名	市民
分類	女性センター事業			
現況				
項目	高松市	国分寺町	問題点・課題	
1 女性センター事業	<p>(1)学習研修事業(男女の自立と社会参画の促進のための学習)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画実践セミナー ・自己尊重ワークショップ ・市民企画講座など <p>(2)相談事業(ジェンダー問題にかかわる様々な問題に対して、専門職員やカウンセラーによる相談)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性こころの相談 ・からだの相談 ・人権相談など <p>(3)情報収集・提供事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書、ビデオ、パソコン等による情報収集・提供 ・女性センター情報誌「びびふあい」の発行(年2回) <p>(4)活動交流事業(女性センター登録団体の相互交流とネットワークづくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録団体交流会 ・(男女共同参画市民フェスティバルの開催) <p>なお、女性センター事業は平成12年度から任意団体である高松市女性センター登録団体ネットワークに委託している。</p>	該当なし。	対応策	
			調整案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-23 その他の事業(女性政策)	
分類	女性団体育成事業	
現 況		
項 目	高 松 市	国 分 寺 町
1 女性団体への支援	自主的に組織した女性団体(地区婦人会等20団体)である高松市婦人団体連絡協議会に対し、団体相互の交流と活性化のため、活動支援として補助金を交付している。 平成15年度 600千円	自主的に組織した女性団体(国分寺町婦人会)に対し、活動支援として補助金を交付している。 平成15年度 230千円

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
支援内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町地域の女性団体に対する補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町地域の女性団体に対する補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-23 その他の事業(契約制度)		
分類	物品等に係る入札・契約制度		
現況			
項目	高松市		国分寺町
1 入札参加資格 受付関係	(1)業者数		(1)業者数
	区 分	市内業者 市外業者	区 分 町内業者 町外業者
	物品(印刷含む)	849 291	物品(印刷含む) 16 132
	委託業務	355 268	委託業務 2 69
	(2)有効期間 H15. 6. 1~H17. 5. 31(2年間)		(2)有効期間 有効期間 H16. 4. 1~H18. 3. 31(2年間)
	(3)追加受付事務 ①4月受付…6月から有効 ②7月受付…9月から有効 ③10月受付…12月から有効 ④中間年時点で追加受付(監理課と同時期実施) 1月末~2月初旬受付、6月から有効		(3)追加受付事務 追加希望があれば随時受付 当日から有効
	(4)定期受付事務 H17. 1月頃受付 6月から有効		(4)定期受付事務 H18. 1月頃受付 4月から有効
2 発注方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・契約担当課 管財課 (各課で直接購入できる物品及び委託業務を除く) ・入札方法 指名競争入札 (物品80万円超~、印刷130万円超~) 随意契約(上記以外) 		<ul style="list-style-type: none"> ・契約担当課 各課発注 ・入札方法 高松市と同じ。
3 入札・契約制度	(1)予定価格の公表 公表は行っていない。 (2)議会の議決案件(予定価格3,000万円以上) 3案件(H15年度)		(1)予定価格の公表 事後公表(契約後) ただし実績はなし。 (2)議会の議決案件(予定価格700万円以上) 該当なし。(H15年度)
4 審査委員会	高松市特殊物品購入審査委員会 1品200万円を超える備品、その他市長が特に必要と認める物品の購入方法等について、審査する。		国分寺町工事請負等審査委員会 1品80万円を超える(随意契約の範囲を超える)備品、その他町長が特に必要と認める物品の購入方法等について、審査する。

部 会 名	企 画 財 政
-------	---------

問題点・課題
入札参加資格受付関係、発注方法等、入札・契約制度及び審査委員会に差異がある。

対応策
高松市の制度に統一する。 合併時において、両市町の名簿に登録されている者は、高松市の名簿登録内容で引き継ぐものとし、国分寺町の名簿登録者については、高松市に新規登録するものとする。

調整案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-24 その他の事業(契約制度)																		
分類	建設工事等に係る入札・契約制度																		
	現 況																		
項目	高 松 市	国 分 寺 町																	
1 入札参加資格 受付	(1)業者数	(1)業者数 ※()は国分寺町のみ名簿登載者																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>市内業者</th> <th>市外業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設工事</td> <td>648</td> <td>966</td> </tr> <tr> <td>建設関連委託業務</td> <td>123</td> <td>418</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	市内業者	市外業者	建設工事	648	966	建設関連委託業務	123	418	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>町内業者</th> <th>町外業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設工事</td> <td>40(28)</td> <td>758(72)</td> </tr> <tr> <td>建設関連委託業務</td> <td>5(3)</td> <td>271(23)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	町内業者	町外業者	建設工事	40(28)	758(72)	建設関連委託業務	5(3)
区 分	市内業者	市外業者																	
建設工事	648	966																	
建設関連委託業務	123	418																	
区 分	町内業者	町外業者																	
建設工事	40(28)	758(72)																	
建設関連委託業務	5(3)	271(23)																	
	(2)有効期間(2年間) H15. 6. 1~H17. 5. 31	(2)有効期間(2年間) H15. 4. 1~H17. 3. 31																	
	(3)追加受付事務 中間年時点で追加受付 (1月末~2月初旬受付 6月から有効)	(3)追加受付事務 随時追加受付(受付当日から有効)																	
	(4)資格審査付与数値 経営事項審査点数+主観点数 (ISO取得、工事成績等)	(4)資格審査付与数値 経営事項審査点数																	
2 発注方法等	(1)契約発注課 監理課(建設工事130万円超、建設関連委託 50万円超、他は各課発注)	(1)契約発注課 総務課(入札に付する建設工事・建設関連委託 について入札まで担当、随意契約はすべて各課 発注)																	
	(2)入札方法、件数(平成15年度) ・一般競争入札(3億円以上) - 3件 ・公募型指名競争入札 - 517件 (工事130万円超~3億円未満、委託50万円超) ・指名競争入札 - 実績なし (工事130万円超~3億円未満、委託50万円超) ・随意契約 - 22件 (工事130万円超、委託50万円超)	(2)入札方法、件数(平成15年度) ・一般競争入札(金額による規定なし) - 実績なし ・公募型指名競争入札 - 実績なし ・指名競争入札 - 77件 (工事130万円超、委託50万円超) ・随意契約 - 15件 (工事130万円超、委託50万円超)																	
	(3)審査委員会 設計金額3,000万円超の工事案件は、助役、 各部長等で構成する、工事請負等審査委員会に 諮り、発注を行っている。	(3)審査委員会 設計金額130万円超の工事、50万円超の委託 は、助役、収入役等で構成する、工事請負等審査 委員会に諮り、発注を行っている。																	

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加資格受付、発注方法等、格付け等入札・契約制度及び工事監督、検査、工事成績の採点に差異がある。 ・国分寺町では、入札監視委員会がない。

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 合併時において、両市町の名簿に登載されている者は、高松市の名簿登載内容で引き継ぐものとし、国分寺町のみ名簿登載者については、高松市の資格審査基準を適用し、高松市に引き継ぐものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-24 その他の事業(契約制度)	
分類	建設工事等に係る入札・契約制度	
現 況		
項 目	高 松 市	国 分 寺 町
3 格付け等入札・契約制度	(1)格付け・指名基準額の設定 土木一式、建築一式、水道施設、電気・管のみ設定 (2)新規名簿登載者の取扱い 名簿登載2年経過後指名対象 (業種ごと:工事130万円超) (3)予定価格の公表 すべて事前公表 (4)最低制限価格 工事にすべて設定・事前公表 (5)低入札価格調査制度 制度あり(事前公表)だが、(3)で対応 (6)議会の議決案件 予定価格1億5,000万円以上 - 3案件	(1)格付け・指名基準額の設定 格付・指名基準額の設定なし (2)新規名簿登載者の取扱い 該当なし。 (3)予定価格の公表 すべて事後公表 (4)最低制限価格 工事により設定・事後公表 (5)低入札価格調査制度 該当なし。 (6)議会の議決案件 予定価格5,000万円以上 - 7案件
4 入札監視委員会	平成15年度に設置している。 (学識経験等を有する5名)	該当なし。
5 工事監督、検査、工事成績の採点	(1)工事監督 複数監督員制 (2)検査 専任検査員による検査 (3)工事成績の採点 市の評定要領に基づき採点	(1)工事監督 高松市と同じ。 (2)検査 発注課以外の工事担当課による検査 (3)工事成績の採点 評定要領なし

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-23 その他の事業(葬斎関係事業)		部会名	市民
分類	葬斎場			
現況				
項目	高松市	国分寺町		
1 運営主体	高松市 (高松市斎場公園)	綾南環境衛生組合(綾南斎苑) (一部事務組合) ※構成町:国分寺町、綾上町、綾南町		問題点・課題 ・運営主体に差異がある。 ・高松市では、火葬施設の市内使用料について、有料化を検討中である。
2 施設概要	(開設日) 平成4年4月1日 (構造・規模) 鉄筋コンクリート造 平屋建一部2階建 (火葬部門) 火葬炉 10基(大型炉 2基、普通炉 8基) 汚物炉 1基 エントランスホール 告別室 3室 収骨室 2室 霊安室 会議室 (斎場部門) 式場 1室 斎場ホール 控室 3室 (待合部門) 待合室 5室(和室 3室、洋室 2室) 待合ホール 障害者用便所	【参考】 綾南環境衛生組合(綾南斎苑)概要 (開設日) 平成6年4月1日 (構造・規模) 鉄筋コンクリート造 平屋建 (火葬部門) 火葬炉 3基(標準炉) (待合部門) 待合室 3室		対応策 ・合併後において、国分寺町地域の住民は、高松市斎場公園を使用することができるものとする。 ・綾南環境衛生組合(綾南斎苑)の施設等の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、合併時までに調整するものとする。
				調整案 高松市の制度に統一する。 ただし、綾南環境衛生組合(綾南斎苑)の施設等の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、合併時までに調整するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-23 その他の事業(葬斎関係事業)																																																						
分類	葬斎場																																																						
現 況																																																							
項目	高 松 市		国 分 寺 町																																																				
3 施設使用料	<p>1 火葬施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">使 用 料</th> </tr> <tr> <th>市 内</th> <th>市 外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">死 体</td> <td>大人(12歳以上)</td> <td>1体</td> <td>無 料</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>小人(12歳未満)</td> <td>1体</td> <td>無 料</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>死 産 児</td> <td>1胎</td> <td>無 料</td> <td>13,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 市内の使用料について、有料化を検討中。</p> <p>2 式場使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使 用 単 位</th> <th colspan="2">使 用 料 (単位当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午 前 (午前9時~正午)</td> <td>市内</td> <td>31,500円</td> </tr> <tr> <td>午 後 (午後零時30分~午後3時30分)</td> <td>市外</td> <td>63,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 市内・・・市内に住所を有する者 市外・・・市内に住所を有しない者</p>		区 分	単 位	使 用 料		市 内	市 外	死 体	大人(12歳以上)	1体	無 料	40,000円	小人(12歳未満)	1体	無 料	20,000円	死 産 児	1胎	無 料	13,000円	使 用 単 位	使 用 料 (単位当たり)		午 前 (午前9時~正午)	市内	31,500円	午 後 (午後零時30分~午後3時30分)	市外	63,000円	<p>【参考】</p> <p>綾南環境衛生組合(綾南斎苑)使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>組合内</th> <th>組合外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火葬場施設使用料</td> <td>40,000円</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>火葬場施設及び祭壇使用料</td> <td>40,000円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>祭壇のみの使用料</td> <td>30,000円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>幕の使用料</td> <td>3,000円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>胎盤焼却料</td> <td>2,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>未熟児及び死産使用料</td> <td>10,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>手及び足の焼却使用料</td> <td>2,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※霊柩車の運行も、火葬場施設使用料に含まれている。 ※未熟児とは、体重2,500グラム以下。 ※綾南環境衛生組合が、祭壇一式を各3町に2セットずつ貸与している。</p>	使用区分	組合内	組合外	火葬場施設使用料	40,000円	80,000円	火葬場施設及び祭壇使用料	40,000円	—	祭壇のみの使用料	30,000円	—	幕の使用料	3,000円	—	胎盤焼却料	2,000円	4,000円	未熟児及び死産使用料	10,000円	20,000円	手及び足の焼却使用料	2,000円	4,000円
区 分	単 位	使 用 料																																																					
		市 内	市 外																																																				
死 体	大人(12歳以上)	1体	無 料	40,000円																																																			
	小人(12歳未満)	1体	無 料	20,000円																																																			
死 産 児	1胎	無 料	13,000円																																																				
使 用 単 位	使 用 料 (単位当たり)																																																						
午 前 (午前9時~正午)	市内	31,500円																																																					
午 後 (午後零時30分~午後3時30分)	市外	63,000円																																																					
使用区分	組合内	組合外																																																					
火葬場施設使用料	40,000円	80,000円																																																					
火葬場施設及び祭壇使用料	40,000円	—																																																					
祭壇のみの使用料	30,000円	—																																																					
幕の使用料	3,000円	—																																																					
胎盤焼却料	2,000円	4,000円																																																					
未熟児及び死産使用料	10,000円	20,000円																																																					
手及び足の焼却使用料	2,000円	4,000円																																																					

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

--

対 応 策

--

調 整 案

--

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-23 その他の事業(葬斎関係事業)	
分類	市・町民葬儀	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 利用の対象	死亡時に市内に住所を有した者または死亡時に市外の福祉施設、病院等に入所、入院等をし、当該施設等に住所を有した者の葬儀(市外死亡者の葬儀にあつては、喪主が市内に住所を有する場合に限る。)を行う場合に限るものとする。	該当なし。
2 指定業者	(要件) 市民葬儀取扱いの指定を受けようとする者の申請に基づき、葬儀業者として市内において2年以上の経験を有する者で、市民葬儀の取扱いに必要な飾付道具等を完備している者を市長が指定する。	
3 種類・料金等	○斎場公園葬 A型 230,000 円 B型 130,000 円 ※ 1 霊柩車の使用については、宮型霊柩車を除く。 2 利用料金には、式場の使用料を含むものとする。 ○自宅葬・民営会館葬・寺院葬等 A型 230,000 円 B型 130,000 円 ※ 霊柩車の使用については、宮型霊柩車を除く。 ◎ 霊柩車運行料金の全額を市が負担。生花1対を市が供花(1万円)。1件当たり平均助成額は、約3.1万円。 ※ 生花1対は取止め、市民葬儀利用料金の中に火葬料を含むものとして、火葬施設の有料化を検討中。	(参考) ※自宅葬・民営会館葬・寺院葬等の霊柩車の運行料金については、綾南斎苑使用料に含まれている。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策
高松市の制度を適用する。 ただし、霊柩車運行料金等利用者の助成については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、合併時までに調整するものとする。

調 整 案
高松市の制度を適用する。 ただし、霊柩車運行料金等利用者の助成については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、合併時までに調整するものとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-23 その他の事業(葬斎関係事業)																																																
分類	墓園関連事業																																																
項目	高松市	国分寺町																																															
1 墓地の永代使用料等	(1) 都市公園法による墓園 平和公園墓園	(1) 都市公園法による墓園 六ツ目墓園																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区画</th> <th>永代使用料</th> <th>清掃手数料(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4㎡</td> <td>200,000円</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>6㎡</td> <td>450,000円</td> <td>3,150円</td> </tr> <tr> <td>8㎡</td> <td>800,000円</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>区画数 5,851</td> <td>消費税込み</td> </tr> </tbody> </table>	区画	永代使用料	清掃手数料(年額)	4㎡	200,000円	2,100円	6㎡	450,000円	3,150円	8㎡	800,000円	4,200円	備考	区画数 5,851	消費税込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区画</th> <th>永代使用料</th> <th>清掃手数料(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4㎡</td> <td>600,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>区画数 871</td> <td>消費税込み</td> </tr> </tbody> </table> <p>※区画数は最終完成区画数(現況:176区画)</p>	区画	永代使用料	清掃手数料(年額)	4㎡	600,000円	2,000円	備考	区画数 871	消費税込み																							
区画	永代使用料	清掃手数料(年額)																																															
4㎡	200,000円	2,100円																																															
6㎡	450,000円	3,150円																																															
8㎡	800,000円	4,200円																																															
備考	区画数 5,851	消費税込み																																															
区画	永代使用料	清掃手数料(年額)																																															
4㎡	600,000円	2,000円																																															
備考	区画数 871	消費税込み																																															
	(2) その他の墓園	(2) その他の墓園																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>墓地名</th> <th>区画数</th> <th>永代使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 摺鉢谷墓地</td> <td>3,440</td> <td rowspan="11">90,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>2 宮脇町姥ヶ池墓地</td> <td>3,139</td> </tr> <tr> <td>3 姥ヶ池西墓地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 姥ヶ池東墓地</td> <td>7,134</td> </tr> <tr> <td>5 紫雲墓地</td> <td>3,040</td> </tr> <tr> <td>6 峰山墓地</td> <td>5,382</td> </tr> <tr> <td>7 本門院墓地</td> <td>232</td> </tr> <tr> <td>8 柳三昧北墓地</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>9 柳三昧(桜町)墓地</td> <td>298</td> </tr> <tr> <td>10 楠川墓地</td> <td>1,012</td> </tr> <tr> <td>11 沖松島墓地</td> <td>622</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>24,449</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の市営墓地については、清掃手数料なし</p>	墓地名	区画数	永代使用料	1 摺鉢谷墓地	3,440	90,000円/㎡	2 宮脇町姥ヶ池墓地	3,139	3 姥ヶ池西墓地		4 姥ヶ池東墓地	7,134	5 紫雲墓地	3,040	6 峰山墓地	5,382	7 本門院墓地	232	8 柳三昧北墓地	150	9 柳三昧(桜町)墓地	298	10 楠川墓地	1,012	11 沖松島墓地	622	計	24,449		<p>新居大谷公園墓地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区画</th> <th>永代使用料</th> <th>清掃手数料(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4㎡</td> <td>305,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>区画数 150</td> <td>消費税込み</td> </tr> </tbody> </table> <p>川西公園墓地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区画</th> <th>永代使用料</th> <th>清掃手数料(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.91㎡</td> <td>295,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>区画数 534</td> <td>消費税込み</td> </tr> </tbody> </table>	区画	永代使用料	清掃手数料(年額)	4㎡	305,000円	1,000円	備考	区画数 150	消費税込み	区画	永代使用料	清掃手数料(年額)	3.91㎡	295,000円	1,000円	備考	区画数 534	消費税込み
墓地名	区画数	永代使用料																																															
1 摺鉢谷墓地	3,440	90,000円/㎡																																															
2 宮脇町姥ヶ池墓地	3,139																																																
3 姥ヶ池西墓地																																																	
4 姥ヶ池東墓地	7,134																																																
5 紫雲墓地	3,040																																																
6 峰山墓地	5,382																																																
7 本門院墓地	232																																																
8 柳三昧北墓地	150																																																
9 柳三昧(桜町)墓地	298																																																
10 楠川墓地	1,012																																																
11 沖松島墓地	622																																																
計	24,449																																																
区画	永代使用料	清掃手数料(年額)																																															
4㎡	305,000円	1,000円																																															
備考	区画数 150	消費税込み																																															
区画	永代使用料	清掃手数料(年額)																																															
3.91㎡	295,000円	1,000円																																															
備考	区画数 534	消費税込み																																															

部会名	市民
-----	----

問題点・課題
<ul style="list-style-type: none"> ・墓地の永代使用料等、使用者の資格、使用許可書再発行に伴う手数料及び墓地の経営許可事務に差異がある。 ・国分寺町では簡易火葬場改修事業補助及び地元管理墓地整備事業補助を実施していない。

対応策
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町営墓地の永代使用料等については、現行のとおりとする。</p>

調整案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町営墓地の永代使用料等については、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-23 その他の事業(葬斎関係事業)	
分類	墓園関連事業	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
2 使用者の資格	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市に住所を有する者 ・焼骨を有していること ・他に市営墓地を有していないこと 	(新居大谷・川西墓地) <ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有する者 ・町内に本籍があり管理者が町内に居住する者 ・町長が特別に認める者 (六ツ目墓園) <ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有する者 ・焼骨を有していること ・3年以内に墓碑を設置すること
3 使用許可書再発行に伴う手数料	継承等に伴う使用許可書の再発行手数料(350円)	(新居大谷・川西墓地) <ul style="list-style-type: none"> 継承等に伴う使用許可書の再発行手数料(無料) (六ツ目墓園) <ul style="list-style-type: none"> 損傷、紛失等による使用許可証再発行手数料(300円)
4 墓地の経営許可事務	墓地の経営許可における周辺同意の範囲 墓地の敷地境界線から100メートル以内	墓地の経営許可における周辺同意の範囲 墓地の敷地境界線から200メートル以内
5 簡易火葬場改修事業補助	(内容) 従来からある簡易火葬場の施設改修事業に対し、補助金を支出 (対象) 炉、煙突、火葬用バーナー、付属施設の改修事業で、30万円を超えるもの (補助率等) 1事業につき、50%以内で150万円を限度 (ただし、女木・男木・菅沢町については、70%以内で210万円を限度)を支出	該当なし。
6 地元管理墓地整備事業補助	(内容) 地元管理墓地の環境整備に対し、補助金を支出 (対象) 墓地の区画のための整備事業、墓地に隣接する水路整備事業、墓地内の整備事業 (補助率等) 1事業につき、60%以内で180万円を限度 ただし、30万円以上の事業に適用する。	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案